

予備役の存在意義

—志願制予備役を持つ英仏陸軍の比較を通して—

東京大学公共政策大学院 国際公共政策コース

学籍番号 51-228014 岡本 稜大

目次

表紙.....	1
目次.....	2
序章.....	3
第1章 先行研究と仮説設定.....	6
第1節 先行研究の整理.....	6
第2節 問題意識と仮説.....	10
第2章 イギリスの外交戦略と軍隊組織の変遷.....	13
第1節 第二次大戦以前の外交戦略と軍隊組織.....	13
第2節 冷戦期の外交戦略と軍隊組織.....	22
第3節 冷戦終期以降の外交戦略と軍事組織.....	30
第3章 フランスの外交戦略と軍隊組織.....	41
第1節 第二次大戦以前の外交戦略と軍隊組織.....	41
第2節 冷戦期の外交戦略と軍隊組織.....	48
第3節 冷戦終期以降の外交戦略と軍事組織.....	57
第4章 イギリスおよびフランスの予備役制度と実態.....	70
第1節 イギリスの予備役制度と役割.....	70
第2節 フランスの予備役制度と役割.....	75
第5章 英仏比較を通じた差異と共通点.....	82
第1節 共通点と差異.....	82
第2節 予備役における差異.....	84
終章.....	87
第1節 議論の統括.....	87
第2節 日本の志願制予備役に対する視座.....	89
第3節 今後の課題.....	94
第4節 謝辞.....	95
補足資料.....	96
参考資料一覧.....	98

序章

はじめに

本論文は現代予備役、特に志願制予備役に焦点を当てた研究である。従来の安全保障や軍事を対象にした研究のなかで徴兵制度や予備役をメインテーマに据えたものは少ない。そのためテーマ設定という観点において、予備役という対象はニッチなものとしてみられがちである。確かに志願制予備役、古くは自由市民による自衛的な民兵組織は国家的な制度としては長く続かず、スイスなどの一部地域を除いて、早期に傭兵や職業軍人にとって代わられた。またフランス革命を発端とする軍隊の国民化は義務的徴兵制という形で大規模な予備役を生み出し、両大戦に代表されるように総力戦において彼らは広く用いられるも、冷戦(特に 1970 年代)以降予備役の殆どは、一部の例外を除き、戦場で戦う事はまれであり、彼らの存在は有事における保険ないし抑止力として認識されてきた。事実ソビエト連邦という明確な仮想敵国が消滅した後、個人主義の高まりという背景もあるが、西ヨーロッパを中心とした自由主義国において多くの国が義務的徴兵制度を廃止している。更に軍事技術の高度化などを背景に軍人に要求される知識や練度の水準が上がり、予備役制度そのものを時代遅れと指摘する声も多い¹。

されども近年の安全保障環境を概観すると、前述の声に反して骨董品であるはずの予備役は多くの場所で見ることが出来る。例えばウクライナはクリミア危機や東部地域における親ロシア派勢力の武装蜂起などの安全保障環境の悪化を受け、2014 年に徴兵制を再開するといった対応を行い²、更にウクライナ戦争においても民兵を含めたウクライナ軍予備役は戦闘に参加しており、予備役が純粋な軍事的役割を遂行できる事を示した³。またロシアにおいても、クレムリンは予備役 30 万人を部分動員によって徴募しただけでなく、更なる動員も視野に入れており⁴今後も予備役の動員が行われることが示唆されている。同時にまた更に 2023 年 10

¹ ニューズウィーク 19/06/2023 公開 (最終閲覧:16/11/2023)

<https://www.newsweekjapan.jp/mutsuji/2023/06/post-174.php>

² ロイター通信 29/08/2014 公開 (最終閲覧 13/10/2023)

<https://jp.reuters.com/article/ukraine-army-idJPKBN0GT05B20140829>

³ Pierre LEMERCIER, Louis-Marie RÉGNIER (2023) Use of reservists in the Ukrainian conflict: between mass and high technology, hard lessons for western armies, IRSEM Research paper, 138

⁴ Le monde 04/11/2023 公開 (最終閲覧 13/10/2023)

月に始まったイスラエル対ハマスの武力衝突においてイスラエル人が兵役のために帰国する姿が話題となる中、36 万人という予備役が動員され、常備兵と共に防衛のみならず攻勢にも参加している⁵。これらの例は確かに徴兵制を基にするものであるが、予備役の活用自体が現代においても目を向ける価値があることを示す傍証であると言える。またヨーロッパ大陸に限定しても、フィンランドやスウェーデンは徴兵制度を維持し続けており⁶、2015 年にリトアニアが徴兵制度を復活させたことを皮切りに⁷、その他の国も(特にロシアとの国境を持つ)同様に徴兵制度の再開⁸ないし検討⁹を行っている。

このような徴兵制による予備役ではなく、民兵を含めた志願制予備役に限定した場合でも 2020 年代という今現在は、冷戦終結後に起きた予備役という存在が隠居するパラダイムシフトが変化する転換期であると言える。例えば前述のバルト三国、そしてポーランドにおいては徴兵制度とは別に、その活動の濃淡の差はあれど短期的な訓練を行う制度や組織が存在している。具体的に言えばエストニアやリトアニアの民兵組織は国軍との繋がりを持ち、正規軍との合同訓練を実施している他、従来民兵は完全民間主導であったポーランドにおいても、2016 年に志願制予備役という形で正式に民兵組織が設立された¹⁰。またこのような志願制予備役を活用する国家はより従来のな(conventional)軍事的脅威を持たない西ヨーロッパにおいても存在しており、イギリスは海外派遣も含めて予備役を常備兵と共に軍事作戦に投入している他、フランスも憲兵隊などを含めて予備役たちがフランス国内外における任務に従事している。ヨーロッパにおいてこのような志願制予備役が復活ないし残存し、活用されている事

https://www.lemonde.fr/international/article/2023/04/11/moscou-adapte-sa-legislation-pour-faciliter-une-nouvelle-mobilisation-militaire_6169121_3210.html

⁵ FRI 12/10/2023 公開 (最終閲覧: 17/11/2023) <https://www.rfi.fr/fr/moyen-orient/20231012-guerre-isra%C3%ABl-hamas-qui-sont-les-r%C3%A9servistes-de-l-arm%C3%A9e-de-tsahal>

⁶ 笹川平和財団 09/05/2023 公開 (最終閲覧: 17/11/2023) https://www.spf.org/iina/articles/tsuruoka_20.html

⁷ カミル・マズレク、マチェイ・ショパ (2021) リトアニア—NATO 東端の忠実で有能な同盟国, 同盟国のバランスシートシリーズ 2, 笹川平和財団

⁸ 例えば 2023 年のラトビア

⁹ Romania Insider.com 13/07/2022 公開 (最終閲覧: 17/11/2023) <https://www.romania-insider.com/draft-law-calling-romanian-expats-military>

¹⁰ 中内政貴, 田中慎吾 (2023) 「外交・安全保障政策から読む欧州統合」 大阪大学出版会 pp.306-310

実は予備役が亡霊ではなく、現実に価値を認識されている事を示しており、研究テーマとして十分に価値があると言える。

そして本論文は予備役の役割や機能だけでなく、その軍隊組織との関係性や国家の外交、防衛戦略での位置付けを分析することで、志願制予備役を考察することを狙った内容となっており、具体的にはイギリスおよびフランスの比較を行う。まず第二章そして第三章において英仏の外交、防衛戦略の歴史的変遷とその中での予備役制度の移り変わりを概観する。その後第四章において現代の両軍、特に陸軍予備役の組織、機能、役割を具体例と共に考察を行う。そしてこれらの歴史的事象と軍隊組織との関係性を通して現代の予備役の連続性や歴史的ダイナミズムを、両国の比較を通して明らかにする事が第五章の目的である。そして第六章においては結論のみならず、日本の志願制予備役である予備自衛官制度に対するこの研究の視座を示す。すなわち本研究は志願制予備役というテーマそのものだけでなく、軍隊組織の役割や国家間の認識、脅威に対するアプローチの差異を示す研究であり、政策提言という社会的意義も含まれている。

なお本論文が示す予備役とは中央政府によるコントロールが行き届いた武装集団という前提を置くが、少なくない場面で予備役は民兵という表現や共同防衛隊という言葉で形容される。これはイギリスやフランスにおいてもreserved army、militia、regional armyやlocal defenceなどと表されるのと同じである。この差に関して、本論文は中央政府の支配、管理の度合いの強弱によって区別し、予備役を最も強い支配がなされている武装集団の名前として扱い、民兵、共同防衛隊の順で分権的な組織であるとする。なお共同防衛隊という訳が与えられるものであっても、国軍と明確な指令系統を有する組織があることもあるため、そこは留意されたい。

第1章 先行研究の整理と仮説設定

第1節 先行研究の整理

予備役に関する研究は「歴史学」「社会学」「政治学」の3つの観点に大別する事が可能である。第一の歴史学において、予備役は軍事に関する内容として軍事史の枠組みにおいて研究されている。しかし予備役のみに絞った研究は少なく、専ら軍隊組織の一部として、戦史や社会との関係性の中で言及され、その分量も多いと言えず、専ら章や節というレベルに留まっている。一方で研究者の中では通念的な理解が存在する。その理解の一つが「近代以前と以降で予備役の性質が変化した」というものである。例えばアレクサンドロ・パルベローは17世紀ごろまでの予備役(民兵)は免税などの特権を与えられて動員された他、近代的な予備役との違いとして地域共同体による抽選が行われていた¹¹と指摘している。このような予備役はいわゆる地域の市民軍や郷土防衛の民兵などであり、多くの場合武器は自弁ないし地域共同体による提供が一般的であった。このような予備役は近代以降徴兵制に基づく大規模予備役に変化するが、この転換の要因については少々議論が分かれる所である。阪口修平はフランス革命やナショナリズムを挙げており¹²、アレクサンドロフ・パルベローはそれに加えて官僚制の発展も要素と考えている¹³。また同様の立場を取るウィリアム・マクニールは

18世紀末のフランスの徴兵名簿を行政能力の発展の一例として挙げている¹⁴。更にマイケル・ハワードもナショナリズムなどの要因を認めつつ、技術的な要因から軍隊の大衆化が進んだ事も要因として指摘している¹⁵。確かにその転換期において徴兵制に対して当初示された忌避感がどのように克服されたかは明らかにされていないが、徴兵制が近現代においては強い拒否を克服した事は同様に共通した理解である¹⁶。また歴史学という制約上、その

多くが両大

¹¹ アレクサンドロ・パルベロー著 石黒盛久訳 (2014) 「近世ヨーロッパ軍事史:ルネサンスからナポレオンまで」 論創社 pp.65-66 pp.115-116

¹² 阪口修平 丸島宏太編著 (2009) 「軍隊」 ミネルヴァ書房 pp.250-252

¹³ アレクサンドロ・パルベロー (2014) pp.59-64

¹⁴ ウィリアム・H.マクニール著 高橋均訳 (2014) 「戦争の世界史:技術と軍隊と社会 (上)」 中公文庫 pp.403-407

¹⁵ マイケル・ハワード著 奥村房夫/奥村大作訳 (2010) 「ヨーロッパ史における戦争」 中央公論新社 pp.175-178

¹⁶ 例えば以下の研究者 ラインハルト・バウマン著 菊池良生訳 (2002) 「ドイツ傭兵の文化史」 新評論 pp.281-286、阪口修平 (2009) pp.171 やアレクサンドロ・パルベロー (2014) pp.113-114 など

戦や冷戦期における予備役に視線が向けられており、冷戦終結後における志願制予備役はその射程の外にある。

第二の観点は「社会学」的分析である。軍隊組織や軍事関連を対象とした社会学はもっぱら軍社会学に代表される研究群である。この軍社会学において予備役は大きな主題の一つであり、数多くの先行研究が存在する。この中で一番大きなウェイトを占めるのはアイデンティティとモチベーションに関する議論である。前者のアイデンティティに関する議論は特に正規軍との対比で議論されており、特に予備役の自己認識や他者（特に常備軍）認識が主軸となっている。その中でよく述べられるのが、予備役は正規軍、特に戦闘系の兵士から見くびられるというものである。例えば Vincent Connelly はイギリス陸軍常備兵から予備役は”civilians in uniform”と認識され、”hobby”と称される事もある¹⁷と述べており、James Griffith は予備役を”part-time”である¹⁸と考えており、Charles Moskos と共に米陸軍予備役は常備軍から”second class”の扱いを受けていると指摘している¹⁹。このように正規兵と予備役は同質のものではなく、冷遇された²⁰存在で、両者の間には一種の軋轢があると指摘する研究は多い²¹。しかしその隔絶や拒否感の緩和を指摘する研究もあり、前述の Vincent Connelly や

¹⁷ Vincent CONNELLY (2021) Understanding and Explaining the Marginalization of Part-Time British Army Reservists. *Armed Forces & Society*, 47(4), 661–689.

¹⁸ James GRIFFITH (2011) Contradictory and Complementary Identities of U.S. Army Reservists: A Historical Perspective. *Armed Forces & Society*, 37(2), 261–283. James GRIFFITH (2009) After 9/11, What Kind of Reserve Soldier?: Considerations Given to Emerging Demands, Organizational Orientation, and Individual Commitment. *Armed Forces & Society*, 35(2), 214–240.

¹⁹ Charles MOSKOS (1990) The Sociology of the Army Reserves: A Comparative Assessment, ARI Research Note, 90-87

²⁰ この冷遇に関しては派遣社員と正社員の関係性を指摘するケースから非常に差別的な待遇にあると指摘するものまである。

²¹ 他には以下の研究などが挙げられる Louis A. ZURCHER and Gwyn HARRIES-JENKINS(1978) Introduction to Supplementary Military Forces: Reserves, Militias, Auxiliaries, 11-37. Wallace E. WALKER (1992). Comparing Army Reserve Forces: A Tale of Multiple Ironies, Conflicting Realities, and More Certain Prospects. *Armed Forces & Society*, 18(3), 303–322. Erna DANIELSSON and Berit CARLSTEDT (2011). The Swedish Reserve Officer: Filling Vacancies or Using Competences. *Armed Forces & Society*, 37(2), 284–300.

Christopher Dandeker²²ら Hugu Smith²³などは発展途上であると認めつつも、予備役の待遇の差が物理的そして心理的にも改善されつつあると指摘している。また他には予備役のアイデンティティを transmigrant 的であると指摘した Edna Lomsky-Feder らの研究²⁴も存在する。彼らは予備役の軍民の両方に属する性質を肯定的に評価し、更にその差異故に軍隊組織の改革に貢献できるとした。一方モチベーションに関する議論は「経済的な動機」と「非経済的な動機」の二項対立が基軸となっている。給料や手当は経済的な動機であり、愛国心や仲間意識などは非経済的動機に含まれる。前者を主張するのは前述の James Griffith²⁵や Charles Moskos²⁶、Arie Perliger²⁷などであり、後者を主張するのは Hugu Smith²⁸、Patrick Bury²⁹や Edna Lomsky-Feder³⁰らなどである。しかし動機の区分も研究者によって差が存在しており、予備役参加を通じた成長や経験などを Tibor Szvircsev Tresch は一種の経済的なものとして扱い、経済的利益と共に予備役参加の動機としている³¹が、一方 Claude Weber や Patrick Bury らは非経済的な動機であるとみなしている³²。このように軍社会学の予備役人員の内的な側面を分析したものが多く、予備役と正規軍は異なっているという共通の理解がある一方

²² Christopher DANDEKAR, Claire EVERSDEN-FRENCH, Neil GREENBERG, Stephani HATCH, Paul RILEY, Lauren VAN STADEN and Simon WESSELY (2010) Laying Down Their Rifles: The Changing Influences on the Retention of Volunteer British Army Reservists Returning from Iraq, 2003—2006. *Armed Forces & Society*, 36(2), 264–289.

²³ Hugu SMITH & Nick JANS (2011) Use Them or Lose Them? Australia's Defence Force Reserves. *Armed Forces & Society*, 37(2), 301–320.

²⁴ Edna LOMSKY-FEDER, Nir GAZIT, and Eyal BEN-ARI (2008) Reserve Soldiers as Transmigrants: Moving between the Civilian and Military Worlds. *Armed Forces & Society*, 34(4), 593–614.

²⁵ James GRIFFITH (2011)

²⁶ Charles MOSKOS (2004)

²⁷ Arie PERLIGER (2011) The Changing Nature of the Israeli Reserve Forces: Present Crises and Future Challenges. *Armed Forces & Society*, 37(2), 216–238.

²⁸ Hugu SMITH & Nick JANS (2011)

²⁹ Patrick BURY (2017) Recruitment and Retention in British Army Reserve Logistics Units. *Armed Forces & Society*, 43(4), 608–631.

³⁰ Edna LOMSKY-FEDER, Nir GAZIT, and Eyal BEN-ARI (2008)

³¹ Tibor SZVIRCSEV TRESCH (2011) The Transformation of Switzerland's Militia Armed Forces and the Role of the Citizen in Uniform. *Armed Forces & Society*, 37(2), 239–260.

³² Claude WEBER (2011). The French Military Reserve: Real or Abstract Force? *Armed Forces & Society*, 37(2), 321–340. や Patrick BURY (2017)

で、彼らのアイデンティティやモチベーションに関しては議論の分かれる所である。また多くの研究が特定の一か国に対するものであり、他国の予備役を例示する事は多くとも、比較というレベルには至っていない。

前述の社会的な分析と重なる個所もあるが、第三の観点は国際関係論や安全保障論を始めとする政治学的なアプローチである。これらの研究の中で「冷戦終了後の平和の配当」と「非対称戦、人道介入を始めとする新しい戦争」が現代の予備役に大きな影響を与えたという理解が共有されている。加えて義務的徴兵制の予備役を対象にするスイスの Tibor Szvircsev Tresch³³やイスラエル軍を対象にした Arie Perliger³⁴などは更に「リベラル的価値観の普及」も指摘している。またこの観点の研究対象は「予備役の機能や長所、欠点などの特徴」と「国内および国際政治と予備役の関係」に大別することが可能である。前者の具体例として、Erna Danielsson³⁵らなどは予備役はコストの側面において正規軍よりも優れていると指摘しており³⁵、Maurice Vern³⁶や Huges Smith³⁶らも動員などの問題を指摘しつつも経済的な観点からの予備役の利点を認めている³⁶。また予備役の医学、法律、外国語などの専門技能が軍隊に有用であり、それを予備役の利点だと考える研究も多い。例えば Claude Weber³⁷はフランス軍におけるサイバーなどの分野での予備役の活躍を例に挙げ予備役の専門技能の価値を評価した³⁷。他、W. E. Walker³⁸は湾岸戦争に関するインタビュー調査から補給、憲兵、言語、法律、医学などの非戦闘系の任務で予備役が活躍したと述べている³⁸。しかしこの貢献の量や価値に対しては議論が分かれる点であり、このような民間での技能を活かした活躍は限定的であり、彼らのようなスペシャリストの意見は往々にして求められないと指摘する研究もある³⁹。また予備役には軍隊と市民社会を繋ぐ機能があるという点もよく注目される点であり、徴兵制を持つ国を対象としている研究者がよく指摘している⁴⁰。またフランスのような徴兵制に対して

³³ Tibor SZVIRCSEV TRESCH (2011)

³⁴ Arie PERLIGER (2011)

³⁵ Erna DANIELSSON and Berit CARLSTEDT (2011)

³⁶ Maurice VERN (2015) La réserve militaire aujourd'hui. *Revue Défense Nationale*, 779, 117-124. や Huges SMITH & Nick JANS (2011)

³⁷ Claude WEBER (2011)

³⁸ Wallace EARL WALKER (1992)

³⁹ Erna DANIELSSON and Berit CARLSTEDT (2011) Vincent CONNELLY (2021) など

⁴⁰ Erna DANIELSSON and Berit CARLSTEDT (2011) Tibor SZVIRCSEV TRESCH (2011) Wallace EARL WALKER (1992) など

長い歴史がある国においてもそのような社会的な機能を指摘する研究もある⁴¹。

後者の「国内および国際政治と予備役の関係」の研究は度合いや要素の優劣はあれども、予備役の組織や機能は国内政治や国際政治による影響を受けると指摘したものである。具体例としてPatrick Buryらはキャメロン政権下のイギリスの予備役の動向の分析を通して、イギリス予備役の活動拡大は人道介入への対応といった実務的な要請ではなく、予算制約や予備役の活用を支持する活動家の圧力といった国内政治の要素が原因であると指摘している⁴²。またBastien Irondelleはフランスの完全志願制予備役への移行過程の分析を通して、軍事的要請といったリアリズム的な要因よりも、大統領の政治力や国内世論の影響力が大きかったと結論付けている⁴³。一方Tibor Szvircsev Treschはスイス軍予備役の活動は国内政治および国際政治の両方の影響を強く受けていると指摘し⁴⁴、その優劣に言及しておらず、その他の研究においてもソ連崩壊などの安全保障環境の変化が国内政治や軍戦略に変化を与え、予備役に影響を与えたと指摘するものもある⁴⁵。

第2節 問題意識と仮説

確かにこのように様々な手法や学問分野による先行研究が存在しているが、前述した先行研究、特に予備役をテーマとする、において研究者は予備役に対して焦点が当てられてこなかったと指摘しており、多種多様な先行研究群であっても、全てを網羅しているとは言い難い。第一に予備役研究は比較分析という点において進んでいないという点である。確かに様々な学問分野から研究がなされ、多くの国家、軍事組織がすでに研究の対象となっているが、ほとんどの研究はその対象とする一つの国や組織に絞っている。また他国の事例などに言及するものもあるが、多くが類似の事例としての紹介に留まっており、それは例示であり、比較と

⁴¹ Claude WEBER (2011) Maurice VERN (2015)

⁴² Patrick BURY and Sergio CATIGNANI (2019) Future Reserves 2020, the British Army and the politics of military innovation during the Cameron era. *International Affairs*, 95(3), 681–701.

⁴³ Bastien IRONDELLE (2003) Civil-Military Relations and the End of Conscription in France. *Security Studies*, 12(3), 157-187.

⁴⁴ Tibor Szvircsev Tresch (2011)

⁴⁵ Maurice VERN (2015) や James GRIFFITH (2011) Reserve Forces—After the Cold War: An International Perspective. *Armed Forces & Society*, 37(2), 209–215. など

は言えない。もちろん第一次世界大戦、第二次世界大戦やアフガニスタン戦争、イラク戦争などにおける各国の軍隊ドクトリンや軍隊組織や軍事作戦などを比較した研究は多く存在する一方で、それらの研究は対反乱作戦(COIN)などにおける具体的な行動であったり、軍隊ないし国家全体の戦略文化を対象にしたものであり予備役、ことさらに志願制予備役に言及されないことが殆どである。

第二に予備役研究において歴史的なダイナミズムが軽視されているという点である。勿論多くの研究において過去に関する言及は見られるが、その言及は略史的な扱いが多く言及されないケースもある。例えば志願制予備役の議論に於いて「冷戦終結による平和の配当」や湾岸戦争、ユーゴスラヴィア内戦をはじめとする海外派遣は殆どの研究で言及される歴史であり、転換点として言及される。一方で冷戦時や二度の世界大戦内容、近代的軍隊の成立に関する内容は言及される事も少なく、更にはこのような歴史と現在の関連性は全く説明される事はない。このように現状の予備役に関する研究は 1.比較研究が不足しているという点と 2.歴史のダイナミズムを軽視しているという欠如が存在している。

これらの「比較」と「歴史」の視点の欠落は大きなミスリードを招く可能性がある。事象を分析するにあたって、歴史制度論が示した経路依存性という言葉を抜きにしても、現代が過去の積み重ねである以上、過去の見返すことは現代を理解するうえで不可欠である。また他者との比較は、その特徴をより際立たせることが出来るという点において意味のある手段であり、比較政治学が政治学の一分野として確立している事からも明らかである。本論文はそのような比較と歴史の観点が欠如する予備役研究の欠如を生めるものであり、イギリスとフランスの予備役を比較する。

両国は、現代において西ヨーロッパに位置し、北大西洋条約機構という政治軍事同盟の主要メンバーであり、国際社会においても常任理事国という立場や軍隊の海外派遣など名実ともに存在感を有している。そして政治や経済状況においても東ヨーロッパやアフリカ、アジアの国家と比較して強い類似性を持っている。しかし同じ安全保障環境にいる英仏でもその軍隊組織や脅威に対するアプローチは異なっており、本文はこの点に焦点を当てる。まず第二章、第三章のなかで有史以来、特に第一次世界大戦後以降の軍事および外交戦略と軍隊組織を概観し、差異を示す。そして第四章で両国の持つ現代(特に 2010 年代以降)の予備役制度とその役割を行政文書、先行研究だけでなく、軍事組織の作戦における予備役の活動実

態から明らかにする。そして第五章においては今までの英仏の事実に対して比較分析を行い、共通点と差異を明らかにすると同時に歴史的な背景が差異をもたらしたのか検証することで、志願制予備役の機能や役割だけでなく、英仏の脅威に対するアプローチの差異という戦略文化の一端を明らかにする事を狙っている。また終章においては結論と共に、自衛隊が持つ志願制予備役制度である予備自衛官に対して視座を提供する。

第 2 章 イギリスの外交戦略と軍隊組織の変遷 第

1 節 第二次大戦以前の外交戦略と軍隊組織

中世および近世

そもそも中世ヨーロッパにおける軍隊は王の有する軍隊と傭兵、そしてその封建関係のある貴族からの出兵の二つで基本的に構成されていた。この封建関係は契約そのものであり、貴族の持つ軍隊の動員には 60 日といった日数などの条件が付けられていた。その中でイギリス、古くはイングランド(以下は簡略化のためイギリスと呼称)王は西ヨーロッパおよびブリテン島北部における軍事的脅威に対して、古くから有する部族兵や地方民から組織される長弓兵などで構成された陸軍で対応してきた⁴⁶。このような住民の召集は練度の問題や召集に伴うコストを抱えており、王権の確立による財政的な自由度の拡大が進む中、中世においても時代が下るにつれて欧州諸侯のみならずイタリアに代表される都市国家においても民兵といった住民徴募兵から傭兵の雇用にシフトしていった⁴⁷。そして時代が下るにつれて傭兵は短期雇用でなく、通年さらには半永久的に雇用されていき、それが各国の常備軍として成立していった。しかしイギリスにおいてはこのようなシフトはおこらず、もっぱら民兵や貴族からの派兵、短期的な傭兵雇用に留まっていた。この原因をアレクサンドロ・バルベローはマグナカルタに起因する王権の制限によるものであると論じており、他の研究においてもイギリスにおいても傭兵の雇用が進む中で、貴族による伝統的な封建軍は依然温存されていたと指摘されて⁴⁸おり、イギリスにおける王権や中央政府による常備軍の少なさは他国と比較すると例外的であった。

このようなイギリスにおける陸軍、特に陸軍の常備軍に対する忌避感は時代が下っても温存され、例えば 1628 年の権利の請願(the Petition of Right)においては平時における国王による常備軍の保持への反対する内容があり、また続く 1688 年の権利の章典(The settlement)においては陸軍の存在は毎年の議会の承認に依拠するものであるとされ、必

⁴⁶ pp.25-32 マイケル・ハワード著 (2010)

⁴⁷ pp.17 アレクサンドロ・バルベロー (2014)

⁴⁸ 森岡敬一郎 (1991) 「「マグナ・カルタ」をめぐる若干の考察」 創価大学人文論集, 3 巻, pp.1-21

要がない平時においては解散されるのが常であった⁴⁹。勿論植民地や要塞の守備兵などを始め、陸軍の常備軍そのものが完全に廃止される事はなかったものの、国王の有する常備軍の数は非常に少なかった。

このような中世から近代イギリスにおける陸戦兵力は専ら民兵や有事における徴募によって賄われていた。その中で近代国家としての民兵制度の成立は 1757 年に成立した The Militia Act であるが、この民兵組織も依然当該地域のジェントルマン階級が将校に任命され、指揮されるという形式であり、地域的な要素を持っているものであった。またこの時の徴募はくじで対象者が選ばれるが、その実態は地域共同体による選出という側面もあった⁵⁰。そのためイギリスの民兵制度は地域に根差した、分権的な産物であったと考えられる。またこれらの民兵組織は同時期の他国の制度と比較した場合かなり防衛的な性質を持っており、国外派遣に対してかなり強い制限が課せられていた⁵¹。

イギリスにおいて常備陸軍拡大のきっかけとなったのはフランス革命、ナポレオン戦争、そしてアイルランド反乱であったとされている。これらの軍事行動においては陸軍のみならず、民兵が活用されその数は常備軍より多く、8 万人ほどであった⁵²。またこのような大規模で、長期間にわたる動員は初めての経験であり、そのため 19 世紀初頭には反徴兵制の反乱が起き、その抑圧にも民兵が使われるという一種のスパイラル的状況が発生した。そのような背景の中で常備軍の拡大が行われ、18 世紀末における常備陸軍の兵員はたった 4 万人ほどであったが、19 世紀の初め 1801 年にはその定員を 15 万人に増加する事を決定している⁵³。更に常備軍のみならず、民兵制度は大きく変更された。1820 年の改革で訓練などの拘束期間は短縮され、更にある程度の金銭補償が行われるようになった⁵⁴。このような変更によっ

⁴⁹ Elizabeth KIER (2019) *Imagining war : French and British military doctrine between the wars*, Princeton University Press pp.110

⁵⁰ National Army Museum, *Civilian soldiers* (最終閲覧 28/10/2023)

<https://www.nam.ac.uk/explore/civilian-soldiers>

⁵¹ アレクサンドロ・バルベーロ (2014) pp.115-116

⁵² National Army Museum, *Civilian soldiers* (最終閲覧 28/10/2023)

⁵³ マイケル・ハワード (2010) pp.149

⁵⁴ 同上。初期訓練を完了した後は、年二週間の集中訓練のみが課され、平時における拘束時間は相当に短縮された

て、自発的な参加者(特に地方の低所得層)が増えた。言い換えれば志願制的予備役の走りであるとも言える。

少々別の議論となるが、18-19 世紀はフランス革命を皮切りに、義務的徴兵制がヨーロッパ各国で導入される時期であった。しかしイギリスにおいて徴兵制は専制に繋がる要因になり得るといふ議会の反対から実現せず⁵⁵。このような常備軍や徴兵制に対する消極的な姿勢は様々な点で見られていく。

近代から第一次世界大戦前夜

19 世紀中期から 20 世紀初頭はイギリス外交、防衛の大きな変化がみられる時期であった。当時のイギリスの防衛戦略の要はロイヤルネイビーだと考えられていた。それはイギリスが諸島国家であり、世界各地に多くの植民地を持っており、その通商を維持するためにも当然の帰結であった。そのため陸戦兵力は防衛という観点からは低くみられており、更に陸軍よりも民兵組織の防衛機能を高く評価する傾向にあった⁵⁶。このような軍事力を持つイギリスであったが、その外交政策も「栄光ある孤立」と呼称される特徴的なものであった。この言葉に関しては独り歩きしている言葉の語義のような完全な孤立というよりも、バランスオブパワーの原則のもと、同盟国をその都度選び、またヨーロッパ大陸における戦争に”巻き込まれる”のを避けるという「フリーハンド外交」に近いものであった⁵⁷。このような外交を解釈すると、仮に強大な陸戦兵力と相対する必要があるれば、新しい同盟相手を見つけないし、その相対するはずだった敵を味方にするという方策を取ることができ、その意味ではイギリスの陸戦兵力の低さを許容するものであるとも考えられる。いずれにせよ 19 世紀までのイギリスの軍事戦略は海軍を軸とした流動性の高い戦略であった。

このようなイギリスの外交と軍事戦略は 20 世紀における一連の出来事のなかで一部転換を迫られる事になる。それはまず 1899 年から発生したボーア戦争であった。南アフリカにお

⁵⁵ アレクサンドロ・パルバーロ (2014) pp.146-150

⁵⁶ マイケル・ハワード (2010) pp.148

⁵⁷ 藤井 信行 (2003) 「「孤立政策」から「協商」へイギリス外交政策の転換? : 19 世紀末から 20 世紀初頭に至るイギリス外交政策についての考察」 川村学園女子大学研究紀要 14 巻 2 号 pp. 17-27

けるこの戦争は最終的にイギリスの勝利で終わる一方で、その戦費は大きいものであり、その支出の帳尻を合わせるためにも戦後 1906 年には軍事費の圧縮と改革が行われた⁵⁸。また同時期のイギリスはフランスおよびロシアと外交的に接近していくという点感が見られている。そもそもこれらの二国は利害対立の関係にあり、まずアフリカにおいて当初イギリスとフランスは植民地獲得競争のライバルであったが、1898 年のファシヨダ事件以降そのマイナスの関係に終止符が打たれた。その後 1904 年に英仏協商 (Entente cordiale) が結ばれ、その翌年のタンジール事件はその関係性を示すものであった⁵⁹。また中央アジア周辺におけるグレートゲームを主因として、ロシア帝国はイギリスにとって最も明確な脅威とされていた。イギリスはシク王国やパンジャーブなどに手を伸ばし、ロシア帝国もブハラ汗国、コーカンドなどに勢力を広げていくなかで、両国は自らの支配地域を拡大していく中で直接対立は時間の問題であった。事実、1877 年にインド支配を確立したイギリスであったが、その北部、西部にはアフガニスタン、ペルシャなどを挟みロシアとにらみ合う形であった。しかしカイザライヒーによる世界政策への対抗、日露戦争終結によるロシア帝国の戦略転換などの流れからロンドンとサンクトペテルブルクは協調的な関係性に転化し、イギリスはその仮想敵国の主軸をドイツへと転換していくこととなる⁶⁰。

このような同盟を持つ一方で、イギリスは決してヨーロッパ大陸へのコミットメントを開戦以前から明確に示していたわけではなく、世界帝国としてのロンドンによる植民地支配の確立においてドイツ帝国よりも、フランスやロシアと協力するべきであるという決定を下したと呼ぶ方が自然である。というのも第一次世界大戦の主因として知られるサラエヴォ事件からロシアにおける部分動員、オーストリアハンガリー二重帝国による宣戦布告という流れの中でイギリスが実際に宣戦布告をしたのは最後であり、イギリスの世論は必ずしも参戦に積極的ではなかった。勿論イギリスにおいて既にウィルヘルム治世のドイツ帝国に対して「我々は平和を愛し、文明的である」という言説が一種の通説のように用いられる⁶¹などイギリスにおけるドイツ脅威論は存在した一方でヨーロッパの事象に肩入れするほど決定的なものではなかった。実

⁵⁸ Christopher CLARK (2012) *Les Somnambules*, Flammarion. pp.311

⁵⁹ 同上 pp.199-207, 231

⁶⁰ 同上 pp.208-209

⁶¹ デービッド・エジヤトン著 松浦俊輔訳 (2017) 「戦争国家イギリス : 反衰退・非福祉の現代史」名古屋大学出版会 pp.249-255

際にベルギーの中立宣言を反故にする直前までドイツによるイギリスの参戦阻止の交渉は行われ、イギリスもベルギー侵攻まではそのテーブルについていた⁶²。

このような外交政策をとる中で、いかに海軍力を前提とした防衛政策であっても、ヨーロッパにおけるなんらかの関与を行う際に、陸戦兵力の必要性を感じ、特に常備軍の必要性を痛感していた。それはクリミア戦争などが示した鉄道や電報などの新技術に伴う軍隊の近代化、そして19世紀中期のインド反乱などにおける植民地支配における軍隊動員などの背景が挙げられる。このような陸軍に対する必要性の認識は予備役にも影響を与え、1880年には民兵を陸軍に編入する法整備が行われた⁶³。これにより、従来の予備役組織であった民兵は徐々に地域の手から離れていくことになる。20世紀に入れば、このような地域組織であった民兵は制度上の統合が進んでいき1907年には Territorial and Reserve Forces Act という法律によって militia という名称は Reserve に変更された(さらにその後名称は Territorial Army と変更される)。また彼らは志願兵であり、海外遠征などの義務は存在しなかったが、第一次世界大戦が起こる1914年では多くの予備役たちが常備の陸軍と共に海外任務(ベルギーなど)に服した⁶⁴。

軍隊組織とイギリスの陸軍に対するドグマ

このような常備陸軍に対する拒否感是一種のドグマ的なものであると指摘する研究者も多く、これらの研究で共通するのは「イギリスにおいて常備軍は国家を脅かす、専制の要因になりうるという言説が強く存在する」というものである。例えば Elizabeth Kier は「イギリスの左翼、右翼、労働党、自由党、保守党は強く効果的な常備軍はイギリスの利益に叶わない *“the British Left, Right, Labour, Liberal, and Conservatives agreed that a strong and efficient standing army might not serve British interests.”*」と、政治思想やイデオロギーなどの外にある共有された価値観であると指摘している⁶⁵。このようなイギリスの価値観は同じ暴力装置で

⁶² Christopher Clark (2012) pp.752-760

⁶³ National Army Museum, Civilian soldiers (最終閲覧 28/10/2023)

⁶⁴ 同上

⁶⁵ Elizabeth KIER (2019) pp.110

ある警察組織にも向けられており、警察官の武器携帯を避ける伝統も、王による専制を防ぐ手段として王権による警察組織を拒否したという歴史に端を発するものであった⁶⁶。

またさらにこのドグマ的意識は徴兵制導入に関する議論でも再確認する事が可能である。第一次世界大戦の発生した二年後の 1916 年に徴兵制(Military Service Act, 1916)が成立するが、勿論反対運動は小さくなく「自由権の侵害」であったり「市民権の喪失」であるという文脈から非難され、最終的に良心的兵役拒否などを認める形となっていた⁶⁷。少々先取りではあるが終戦後、戦間期において徴兵制は廃止されるも、第二次世界大戦の発生間際の 1939 年 5 月に 20 歳から 21 歳の成人男子が 6 か月の兵役が課される軍事訓練法(Military Training Act 1939)が成立した。その後ナチスドイツによるポーランド侵攻の翌々日の 9 月 3 日に国家奉仕法(National Service Act)が制定され、対象と期間が拡大し、18 歳から 41 歳の成人男子に兵役が課される事となった⁶⁸。

このようにイギリスにおいて陸軍は比較的弱い立場に置かれてきた。このような専制を排するような形であったイギリス陸軍は封建制度時代の分権的な軍制を有しており、徐々に統一や規格化が進んでいってはいたが、19 世紀に入っても連隊制や売官制を有している組織であった⁶⁹。勿論高度な技術が要求される砲兵士官や工兵士官は既に士官学校卒業者による先任順による任官が成立していたが、最終的に第一次グラッドストーン内閣が上院での否決を受けたに関わらず、その後強硬的に廃止する 1871 年まで士官の大多数を占める歩兵、騎兵、近衛兵士官の多くは売官制度の元で任官され、そのほとんどがジェントリーであった⁷⁰。このように一部の中産階級の出身者を除き、既存体制からの人材のみの流入によってジェントリーによる支配権が確立していたため、イギリス陸軍の組織は古くからの伝統が保存される結果となった。この点から Elizabeth Kier は戦間期においてもイギリス陸軍の特徴として職業

⁶⁶ Emsley CLIVE (2019) The French Gendarmerie through British Eyes, *Revue Historique des Armées*, 295(2), pp. 14-24.

⁶⁷ The National Archives <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1916/104/contents/enacted>
(最終閲覧 06/10/2023)

⁶⁸ 森 靖夫 (2019) 「戦間期イギリスの「国家総動員」準備(1924~1939)」同志社法学 71 巻 5 号 pp.1597-1630

⁶⁹ マイケル・ハワード (2010) pp.98,149

⁷⁰ 村岡健次(1992) 「一九世紀イギリスの売官制：陸軍士官の任官・昇任・退官」 史林 75 巻 5 号 pp.710-739

軍というよりもアマチュア軍であり、gentleman-officer が貴ばれる組織であると指摘している⁷¹。このようにイギリス陸軍とその予備役は近代化が進む一方で、国内政治や地域性という引力を有しており、政治による影響を受けやすいと指摘できる。

戦間期から第二次世界大戦

イギリスのヨーロッパ大陸に対するこのような消極性は戦間期においても同様に発揮されている。1918年に第一次世界大戦が終わり、戦後処理の中でイギリスは当初フランスとの軍事同盟や、ベルギーの保護に関する議論に積極的に参与していた。特にイギリスはフランスによるラインラント分離独立という構想を退けるために、英仏海峡トンネルの建設を含めフランスの安全保障確保すら提案⁷²しており、更に1919年のフォンテーヌブロー覚書においても英米におけるフランスの再びのドイツ侵略に対する保証が明言される⁷³などアメリカ合衆国と共に今までの孤立主義的政策を改める姿勢を見せていた。しかしこのような姿勢は長くは続かず、特にアメリカ連邦議会上院におけるベルサイユ条約の批准の拒否というヨーロッパ大陸から手を引くという選択はイギリスが再びドーバー海峡の内側に引き込む結果を生んだ。この時のイギリスの行動とその要因は、同年12月の庶民院における当時の首相ロイド・ジョージによる答弁が明確に表しており、彼は、アメリカの不参加を前提とした議論を進める事はできず、イギリスの単独でのフランス防衛は「とても重い義務」であると述べた⁷⁴。また栄光ある孤立という言葉に示されるようにイギリスは軍事同盟そのものに対して次の戦争の火種になるという考えを抱いており、当時構想のあった国際連盟が安全保障の主軸となるべきと考えていた⁷⁵。そのためイギリスにとっての戦後処理は次の戦争における勝利のためではなく、ドイツの受け入れ可能性を増やしつつ、イギリスの優越性を確保する事が一番の課題であった。実際に講和会議においても安全保障を求めるベルギーには冷淡な姿勢を取り、ドイツの国力を削ごうとするフランスに反対し、ドイツとの妥協を図ることも度々あった⁷⁶。

⁷¹ Elizabeth KIER (2019) pp.120-124

⁷² 大久保明 (2018) pp.135-138

⁷³ 同上 pp.142

⁷⁴ 同上 pp.201-202

⁷⁵ 同上 pp.176, 233

⁷⁶ 同上 pp.180, 190

このような大陸不干渉的な姿勢はいくらか改善されたとはいえ、第二次大戦勃発前においても発揮された。戦間期のイギリスにとって最初の明確な脅威は世界初の社会主義国家ソビエト連邦であり、1935年3月のナチスドイツによる再軍備宣言まではその順位が変わる事はなかった⁷⁷。しかし第一次世界大戦と同様にその脅威に対する行動は消極的なものであった。このナチスドイツの再軍備宣言の7か月後に同じファシスト国家であるイタリア王国がアフリカ大陸にある数少ない独立国であったエチオピアに再度侵攻し、戦争の可能性が見えてきた一方で、イギリス陸軍の再装備計画は内閣が承認を与える事はなく、陸軍の拡充は4年後のミュンヘン協定の破棄によるチェコスロバキアへの進駐まで行われなかった⁷⁸。当時のイギリスにおける具体的な脅威とその対策は陸軍ではなく、本土に対する攻撃とそれに抵抗するための空軍に主眼がおかれていた。第一次世界大戦以前、イギリスにとって本土進攻されるという事は起こりえないものであったが、ヨーロッパにおける5年間の戦争はその考えを改めさせるのに十分であった。なぜなら先の大戦は航空機の発展による空軍の有効性を示すものであったからである。更にイギリス空軍はジュリオ・ドゥーエなどが提唱した銃後に対する戦略爆撃を有効なドクトリンとして認識⁷⁹しており、本土攻撃が初めて現実的な脅威として認識される事になった。特にベネルクス三国を占領した占領軍が占領地域からの本土空襲はイギリスの想定する最も重大な危機の一つであり、それは空軍の登場により更に明確なものとなった。それ以前においてもこれらの低地諸国がイギリスの安全保障に大きな意味を持つことは度々触れられてきた。例えば1925年にオースティン・チェンバレンは外務大臣時代、庶民院にて「全ての我々の戦ってきた戦争は低地諸国の港が支配される事を防ぐものであった (all our greatest wars have been fought to prevent [...] dominating [...] the port of Low Countries)」と述べている。また1934年に内閣官房長であったモーリス・ハンキーは「海軍および航空防衛という観点において、低地諸国は我々の安全に不可欠である (The Low Countries are vital to our security from the point of view of both naval and air defence)」と述べており、ナチスドイツ成立後においてはベルギーやオランダからルフトバツフェが本土空襲する事が現実的である以上ライン川こそが戦略的な国境と指摘する声もあった⁸⁰。また更にロンドン政府も第一次世界大戦における総力戦体制の経験から、将来戦体制を構築するために「主要補給将校委員会 (Principal Supply Officers Committee)」を1924年に「帝国防衛

⁷⁷ Christopher CLARK (2012) pp.92 森 靖夫 (2019)

⁷⁸ 森 靖夫 (2019)

⁷⁹ Christopher CLARK (2012) pp.91

⁸⁰ 同上 pp.95

委員会 (Committee of Imperial Defence)」の下部組織として設立していた。このような計画は
仏米の模倣であり、さらにイギリスにおいては実業家を含む民間主導的な側面が強かった

⁸¹。

しかしながら第一次世界大戦の開戦前と同様にヨーロッパ大陸に対するコミットメントおよび
陸軍に対する資源投下に関して言えば、議会において政治的に受け入れられにくく、予算獲得
する事が困難であった。更に第一次世界大戦における戦費の帳尻合わせのために制定された
10年間ルール⁸²の制約もあり、軍事予算そのものに上限が付けられているなか、空軍や海軍
が優先される状態にあった。このようなイギリスの傾向はイギリスの民間人も認識しているもの
であったが、彼らにとって「イギリスの軍事力の源は経済力であり、経済こそが陸海空に続く第
四の武器である」とい理解のもと軍事でなく民生の経済を優先させる姿勢をイギリス方式として
肯定的に捉えられてきた。勿論マイケル・ハワードやリデル・ハートのような軍事研究者は「イギ
リスは大陸派遣軍により勝利を引き出してきた」として、そのような陸への軽視や影響力の小さ
さを否定していたが、イギリス全体として決して問題と認識されているわけではなかった⁸³。この
ような姿勢はナチスドイツによるポーランド侵攻の数か月前まで続くこととなる。

このように戦間期における、軍事そして陸軍に対する消極性は予備役制度に対しても同様
なものであり、イギリス陸軍そして予備役制度は 1939 年まで大きな変化は見られなかった。
第二次世界大戦においては前述の Territorial Army だけでなく、Home Guard (ないし Local
Defence Volunteers) が組織され、本土防衛であったり、本土進攻に備えた基礎的な軍事訓
練などが施された⁸⁴。このように第二次世界大戦における予備役は様々な種類が存在し、そ
の構成や主体も様々であった。また当時の本土防衛隊 (Home Guard) の任務としてウイスト
ン・チャーチルは「常備軍のもう一つの耳であり目として活動できる (they could act as extra

⁸¹ 森 靖夫 (2019)

⁸² 大久保明 (2018) 「大陸関与と離脱の狭間で：イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安
全保障」名古屋大学出版会

⁸³ Christopher Clark (2012) pp.113-116

⁸⁴ Imperial War Museums, The Real 'Dad's Army' (最終閲覧 29/10/2023)

<https://www.iwm.org.uk/history/the-real-dads-army>

‘ears and eyes’ for full-time soldiers)』と述べており⁸⁵、そして彼らは正規軍と共に戦う徴募兵や志願兵、そしてそれらの活動を支える存在とも認識されていたと考えられる。

小結語

このように第二次大戦までのイギリスの軍事戦略と軍隊組織の特徴について概観してきたが、そのなかで特徴的なのは以下の点であった。まず第一に陸軍軽視の傾向が強く見られたという点である。勿論軍事的な必要性という観点において諸島国家たるイギリスは陸戦力が重視されてこなかった。そのため海軍やその後の空軍にその比重が置かれてきたのは論理的な帰結ともいえる。しかしそれだけではなく、マグナカルタなどに代表される専制に対する忌避感という政治的な要因が陸軍を弱い立場に押し留めていたのは否定できない。第二に外交における自由さである。イギリスはヨーロッパの隣国であって一部でないという発言からも想像できるように、彼らにとってヨーロッパ大陸は特別なものである一方で植民地などのコモンウェルス
の存在も相まって必ずしも運命共同体ではないと考えられてきた。それゆえに大陸へのコミットメントの希薄さを有しているとも考えられる。

第2節 冷戦期の外交戦略と軍隊組織

第二次世界大戦が終わり、冷戦が開始されていくなかでイギリスの外交戦略と軍隊組織は地続きであるが、新しい安全保障環境のなかで変化することを余儀なくされていく。

まず冷戦直後におけるイギリスおよびフランスの行動はベルサイユ条約締結以前と本質的には異なる要素を含みつつも、構造的に同じものであった。当初のイギリスの外交方針は大陸へのコミットメントおよびフランスとの協調であった。この方針を如実に示しているものとして1945年7月に採択された文書「ヨーロッパ戦勝後の現状評価(Stocktaking after VE-Day)」や1948年1月の当時の外相ベヴィンによる「イギリス外交政策の最初の狙い(The first Aim of British Foreign Policy)」というメモランダムが挙げられる⁸⁶。これらの文書で示されている基本構想は大きく分けて二つである。一つ目は「英仏関係を軸とし、その他西欧諸国を加え

⁸⁵ National Army Museum, Civilian soldiers(最終閲覧 28/10/2023)

⁸⁶ 細谷雄一(2001)「イギリス外交と戦後ヨーロッパ秩序の形成、1945-50年 - 大国間協調体制から北大西洋条約機構へ -」北大法学論集 51 卷 5 号 pp.77-120

、第三勢力(The third force)たる西欧ブロックの形成する」ことであり、もう一つは「戦間期に有していた孤立主義的な立場ではなく、ヨーロッパ大陸へコミットメントする」ことであった。このような方針転換を示した理由は第三勢力という言葉が示している。この「第三」という言葉は第一および第二があって初めて成立すし、これらの第一、第二は当時の超大国であったアメリカ合衆国およびソビエト連邦にほかならない。この西欧ブロック構想の狙いは欧州の平和という第一次世界大戦の方針と異なり、ソビエト連邦、アメリカ合衆国という超大国に挟まれた斜陽の“元”超大国イギリスが影響力を確保するというものであった。またこのようなイギリスの狙いは 1948 年のブリュッセル条約締結に関係する外相ベヴィンの庶民院での演説「英仏が中心となりヨーロッパが世界政治で再び光り輝くこと」からも示されていると細谷は指摘している⁸⁷。しかしこのような英仏の協調関係は構想の段階で幕を引くことになる。なぜならばこのような協調関係を構築するにあたって、イギリスは国家主権を重視し、政府間調整を求めたのに対して、フランスを含めた欧州諸国は連邦政府的な構造を要求した。実際にシューマン宣言の立役者であり、当時フランスの外相であったジャン・モネは戦時中に議論された英仏連合、そしてヨーロッパ連邦を構築するべきとイギリスに説いたが、イギリスの返答は否定的なものであった⁸⁸

しかしイギリスの第三勢力構想が立ち消えるきっかけは、ベルサイユ講和会議の英仏の利害対立を生んだ「ドイツをどう扱うか」であった。二度の世界大戦を引き起こしたドイツの処遇の議論は一朝一夕で決定できるものではなく、またソ連、アメリカ、フランス、イギリスによる分割統治が行われ、物理的にも複雑なものであった。ソ連との関係は 1948 年ベルリン危機やイデオロギー的対立などを背景に芳しくなく、対立を決定づけたのは 1950 年の朝鮮戦争であった。朝鮮戦争の委細はここでは割愛するが、朝鮮戦争によって次の戦争即ち元々は連合軍として味方であったソビエト連邦と社会主義の同盟国らとの戦争が現実味を帯びてきた。そして戦場となるヨーロッパ大陸において東西の兵力、特に通常戦力の格差は大きく、米軍はアメリカ本国が打倒されることはなくとも、西ヨーロッパに対する赤軍の侵攻を食い止める事は出来ないと指摘していた⁸⁹。そこで白羽の矢が立ったのが当時上記四ヶ国軍隊を駐留さ

⁸⁷ 細谷雄一編 (2009) 「イギリスとヨーロッパ: 孤立と統合の二百年」 勁草書房 pp.82

⁸⁸ pp.85-8 同上

⁸⁹ 柴山太 (2014) 「冷戦初期のイギリス連邦は国際システム上の「極」と見なし得るか? : 化学兵器大国としての英国そして米軍部内での英連邦総力戦能力についての評価」 関西学院大学総合政策研究 47 巻 pp.57-78

せ、管理すると同時に非武装の状態に留め置かれた西ドイツであった。ドイツの再軍備はヨーロッパにおける兵力不均衡を少しでも是正するという目的で打ち出された。これに対してイギリスも好意的な立場を示した半面、フランスは対独安全保障という観点からドイツの再軍備に対して強い拒否感を示した⁹⁰。まさにドイツ問題に関して英米と仏が対立するというベルサイユ講和会議と類似した状況が生まれたのである。最終的に西側諸国はドイツの再軍備を行うという英米案と「欧州軍」というフランス案を混合した妥協案が成立した。この欧州軍構想は「欧州防衛共同体(Communauté européenne de défense)」と呼ばれており、アメリカは好意的に後押しを続け、西ドイツも賛成の立場を取ったが、フランス議会において1954年8月、条約の批准を否決するという形でこの構想は立ち消える事となった⁹¹。その結果ヨーロッパにおける西側諸国の防衛は前述のブリュッセル条約により成立した「西欧同盟(Union de l'Europe occidentale)」および、より各国の軍隊が自律性を持つ「北大西洋条約機構(NATO)」が軸になっていく。これらの防衛機構成立のなかでイギリスの大陸へのコミットメントは残存する一方で、第三勢力という構想は立ち消えていき、同盟国としてアメリカを強く認識する事になった。またアメリカも同時にロンドン宛てに「大西洋同盟」の可能性を示唆するメモランダムを1948年1月時点で伝えていた他、対ソ連戦において英国の空軍と植民地に存在する軍事基地を有効な戦力とみなしており、このような対米姿勢は歓迎されてきた⁹²。

冷戦後、ワシントンとの密接な関係とヨーロッパ大陸との協力という形で対モスクワという目的を達成したロンドンではあったが、彼らの直面した敵はそれだけではなかった。第二次世界大戦においてイギリスはそのブリテン島だけでなく、コモンウェルス全体の資源を動員し、総力戦を戦い彼らの貢献は小さいものではなかった。⁹³確かにインドやビルマなどは第二次世界大戦終結後数年で独立を果たし、イギリス植民地の狭まっていく一方で、アジア、アフリカや中東の植民地はイギリス領として存続しており、また戦後の防衛戦略においても重要であった。例えば対ソ連戦におけるイギリスの重要な軍事作戦の一つは中東におけるイギリスの空軍基地からソ連領内に戦略爆撃を行う事であり⁹⁴、海外領は不可欠なものとして認識されていた。しかし戦後はこれらの地域そのものが係争案件に発展する事になる。その一番の要

⁹⁰ 細谷雄一 (2001)

⁹¹ 細谷雄一編 (2009) pp.105-106

⁹² 柴山太 (2014) 細谷雄一 (2001)

⁹³ 佐々木雄太編著 (2006) 「世界戦争の時代とイギリス帝国」 ミネルヴァ書房 pp.77

⁹⁴ 柴山太 (2014)

因は植民地における反植民地主義、ナショナリズムの高まりに基づく独立運動と反政府活動であった。これは 1948 年のマラヤ危機ような世界各地での軍事活動はイギリスにとって、アイルランドにおける black and tans に代表されるように、対反乱作戦の経験を持つ反面大きな負担となっていた。マレーシアにおける対反乱作戦は共産主義ゲリラの掃討という論理のすげ替えが成功した⁹⁵が、エジプト大統領ナセルによるスエズ運河国有化宣言に伴う第二次中東戦争は米ソ始め、多くの国の批判の中でイギリスはフランスより先に停戦要求を受け入れ、イギリス(およびフランス)が超大国でない事、そしてイギリスのアメリカ重視の姿勢というパラダイムシフトの表れであった。しかしこのような譲歩を行ったイギリスであったが、その後の英米関係が深化するわけではなかった。1960 年アメリカの偵察機がソ連上空で撃墜され、当時の書記長フルシチョフはアメリカ大統領アイゼンハワーに謝罪を要求したが、当時東西サミットを計画していたマクミラン政権はアイゼンハワーを説得させる事が出来ず、計画は水泡に帰した。さらに世界各地の軍事作戦による戦費の都合上、軍事費を確保できず弾道ミサイルの開発を諦め、アメリカからの供給を求めたが、技術流失を嫌ったアメリカからの供給は遅々として進まなかった⁹⁶。ヒトラーの死後、冷戦体制が確立される最中このような経験を経てイギリスは自国の影響力の限界を改めて実感することとなった。このようなイギリスの外交姿勢をアメリカの元国務大臣であるディーン・アチソンは 1962 年にアメリカ陸軍士官学校でのカンファレンスで「イギリスは帝国を失い、役割をみつけない(Britain had lost an empire and had not found a role)」と表し、更に「イギリスが一国でソ連とアメリカの仲介役になるという試みは軍事力と同じぐらい弱い政策である(Great Britain, attempting to work alone and to be a broker between the United States and Russia, has seemed to conduct a policy as weak as its military power)」とも指摘している⁹⁷ことにも表れている。

このようなイギリスの揺れ動きの中で 1964 年 11 月に発足したウィルソン政権では世界的影響力を維持するために使われている防衛政策にかかる財政負担をどうするべきかという議論が起こった。この時の議論において防衛政策は「核抑止力の保持」「スエズ以東防衛」「西ヨーロッパ防衛」の三カテゴリーに分けられ、優先順位を付けられた⁹⁸。1952 年に核兵器の保

⁹⁵ 都丸潤子 (2013) 「序論 戦後イギリス外交の多元重層化」国際政治 173 号 pp.1-14

⁹⁶ 細谷雄一編 (2009) pp.132-134

⁹⁷ The Guardian, Britain's role in world (最終閲覧: 10/10/2023)

<https://www.theguardian.com/century/1960-1969/Story/0,,105633,00.html>

⁹⁸ 細谷雄一編 (2009) pp.157-159

有を始めたイギリスにとって、核兵器は通常兵器の小ささをカバーするためにも必要であり、またシンガポールやアデン、香港などにおける駐屯はそれらの地域における影響力の確保という観点からも必須と判断された。従って最終的に西欧防衛というテーブルの上で整理が行われ、目が付けられたのはドイツに駐留する英部隊であった。そのためロンドンにはボン政府に対して部隊の撤退を受け入れるか、追加財政貢献を受け入れるかの二択を迫った。これは他の OTAN 加盟国に西欧防衛のプライオリティが低いこと、そして予算制約に苦しんでいるというイギリスの立場を印象付ける結果となった⁹⁹。このようにヨーロッパ大陸ではなく、世界帝国たるイギリス連邦を維持しようとしたイギリスの野心も 1967 年のポンド切り下げと翌年 1 月のスエズ以東からの撤退宣言によって関与は残しつつも、最終的には幕引きとなった。またこの時イギリスはスエズ以東のみならず他の地域においても“撤退”を行った。例として地中海にある島々キプロスとマルタである。両島ともに帝国主義時代にイギリス領に編入された島であり、1960 年代前半に独立を果たすが、引き続きイギリス軍基地は残されていた。これらは NATO の脆弱な「南方側面(Southern Flank)」の前線基地としての価値から残され、特にアメリカの強い希望が存在した¹⁰⁰。このようなアメリカの姿勢に押され、イギリスはスエズ以東撤退宣言後、地中海兵力を削減する中でも、基地の確保を続ける方針を出したが、マルタの基地においては 1971 年に成立した現地労働党政権から撤退を要求され¹⁰¹、以前から 1969 年にリビア政変により成立したカダフィー政権からリビアからの基地の撤退を要求されていた NATO 軍にとって更なるプレゼンスの喪失ではあったが、イギリスの国益に叶うものではないとしてキプロス島を除く地域から撤退する事をロンドンは決定している¹⁰²。しかしこれはイギリスが内向きな姿勢に転換したというわけではなく、むしろドーバー海峡および大西洋に向き合ったという方が正しい。実際に 1970 年にヒース政権が誕生するが、その当時の外相ダグラス・ヒュームは対外政策に関する覚書の中で「ヨーロッパと大西洋における役割を果たす」ことが適当であると指摘しており、EU への加盟交渉を継続すると共に、防衛分野での緊密なヨーロッパとの協調、NATO への貢献を維持していくと表明している¹⁰³。

⁹⁹ 同上 pp.168-169

¹⁰⁰ 伊藤 頌文 (2017a) 「イギリスの対外軍事関与と東地中海における同盟—キプロス主権基地領域を巡る議論を中心に、1968-74 年」国際安全保障 44 巻 4 号 pp.74-92

¹⁰¹ 同上

¹⁰² 伊藤 頌文 (2017b) 「マルタ防衛協定更新問題とイギリス外交：東地中海における対外軍事関与と同盟政策の相克、一九七一一七二年」慶応大学法学研究科法学政治学論究 115 巻 pp.115-147

¹⁰³ 細谷雄一編 (2009) pp.181-182

このようなイギリスの帝国という地位からの撤退およびヨーロッパへの関与の明確化は決して、イギリスが完全にヨーロッパ諸国と足並みを揃える事を意図していたわけではない。少なくとも安全保障の分野においてイギリスは大陸ヨーロッパへの関与や欧州独自の防衛力構築への好意的姿勢を見せたが、それは最終的に NATO に貢献する結束したヨーロッパが目的であり、同時の西ドイツやフランスが追求していた自律とは異なり、一種の同床異夢であった¹⁰⁴。このようなイギリスの姿勢はヒースの退陣後に出てきたマーガレット・サッチャーによって如実に示されており、彼女は英米間の「特別な関係」をもとに、1986年のリビアに対する空爆の支援を行っている¹⁰⁵。また更にサッチャー政権下で起きたフォークランド紛争はイギリスの帝国主義時代の名残を示したとも言える¹⁰⁶。しかしこのアルゼンチンとの争いにおいてイギリスはアメリカとの同盟関係よりも、ECの枠組みでの経済制裁を実施などヨーロッパとの完全対立ではなく、状況に応じたつかず離れずの関係を維持し続けていた。

イギリスの防衛政策と軍事組織

本節では冷戦期におけるイギリスの外交戦略を眺めてきたが、その防衛政策の軸となるイギリス軍はどのように変化を遂げてきたのだろうか？ 散発的に言及してきたが、冷戦期においてイギリス軍は対ソ連戦と植民地支配のための対反乱作戦という二つの任務が存在していた。前者の対ソ連戦、特に冷戦初期におけるイギリスの防衛戦略とその軍制はイギリス空軍(RAF)に重点が当てられ、その中でも中東からの戦略爆撃による抑止力に頼るものであった。イギリスは朝鮮戦争やスエズ動乱の後、1960年には徴兵制を廃止しているように、平時において陸軍兵力に依存できないという側面もあった¹⁰⁷。またロイヤルネイビーは海上での戦闘ではなく、ソ連の潜水艦から通商を守る事が求められていた¹⁰⁸。しかしイギリスが軍事力を爆撃機(と1952年以降は核兵器も含む)のみに頼ることはなく、対反乱作戦の遂行や

¹⁰⁴ 山田 亮子 (2013) 「欧州政治協力 (EPC) の進展とイギリス」 日本 EU 学会年報 33 号 pp.163-189

¹⁰⁵ 細谷雄一編 (2009) pp.246-247

¹⁰⁶ 篠崎 正郎 (2017) 「フォークランド諸島の防衛をめぐるイギリスの政策」 国際安全保障 45 巻 1 号 pp.97-115

¹⁰⁷ 柴山太 (2014)

¹⁰⁸ David FRENCH (2013) Duncan Sandys and the Projection of British Power after Suez, *Diplomacy & Statecraft*, 24(1), 41-58.

海外駐屯などの必要性から陸軍兵力は少ないながらも維持された。そのイギリスの軍隊組織の役割として与えられた世界帝国としてのイギリスの影響力確保であるが、第二次中東戦争以降さらに困難になっていった。なぜならばイギリスはエジプトを始めとした中東諸国との関係から、スエズ運河のみならず、イラク、ペルシャなどの上空を通過することも保証されなくなった。その結果イギリスは本国から必要の際に部隊を輸送するという安上りな手段ではなく、世界各地にイギリス軍を常駐させるという高いコストを払う必要が出てきた。これを篠崎は「アラブの障壁 (Arab barrier)」と呼んでいる¹⁰⁹。実際にこの方針は第二次中東戦争の翌年 1957 年の 4 月に出された防衛白書においてイギリスの防衛政策として「防衛費削減という課題の中で、核の抑止力と動員解除に目を向けた陸軍の圧縮」¹¹⁰を進めるとともに「シンガポールやアデンなどにおいて輸送機の確保と機動性のある部隊の駐留」を行う事で、イギリスの戦力投射を確保しようとしていた¹¹¹。しかしポンド危機などに代表される更なる経済的制約によって、この戦略は長くは続かず、前述のスエズ以東撤退を宣言する事となった。

このような帝国という地位からの撤退はイギリスの防衛戦略を欧米に向けさせた。実際に 70 年代および 80 年代の中核的な任務として「戦略抑止」「ドイツ防衛」「北大西洋」「イギリス本土防衛」「ノルウェー防衛」の 5 つが挙げられたことから分かるように、海外での影響力確保というよりも、ヨーロッパにおける抑止力確保というものであった¹¹²。しかしフォークランド紛争という例外を除けば、イギリスにおける現実の陸戦は旧来の戦争よりも 1960 年代のクウェートやブルネイ、更には 1950 年代のマラヤ危機などで低烈度戦 (low intensity warfare) が中心であった。1980 年代末には、このような軍隊組織に対して多様な役割を求める「植民地派」と OTAN 地域における伝統的な高烈度戦に力を入れるべきと主張する「ドイツ派」でドクトリン上の対立が起き¹¹³、これらは湾岸戦争やイラク戦争、アフガニスタン戦争などでまたこの議論は再発する。

¹⁰⁹ 篠崎 正郎 (2018) 「「空の帝国」としてのイギリス—イギリス帝国の防衛とエア・パワー、1918-68 年—」 エア・パワー研究 5 巻 pp.76-99

¹¹⁰ Wyn REES (1989) The 1957 Sandys white paper: New priorities in British defence policy?, *Journal of Strategic Studies*, 12(2), 215-229

¹¹¹ David FRENCH (2013)

¹¹² ギャレン・ムロイ (2001) 「イギリス流の戦争と平和」 *国際安全保障* 29 巻 3 号 pp.43-65

¹¹³ 同上

また冷戦期において前述の通り義務的な徴兵制は行われず、予備役も志願制が取られていた。彼らの多くは郷土防衛という任務のもと、1950年代のビルマやスエズ動乱などを例外として、海外に派遣されることはなかった。勿論フォークランド紛争における後詰として予備役を含む部隊が派遣された事もあったが、戦闘において常備軍のみが用いられ、北アイルランドにおける動乱においても同様に彼らは動員されなかった¹¹⁴。その点において、冷戦期のイギリス予備役は戦間期よろしく、重点が当てられなかった存在ともいえる。勿論ソ連戦を考え、有事の郷土防衛や民間防衛という意識から市民参加のボランティアは組織されていたが、それは Territorial Army などの軍事組織ではなく、Home Guard などと同様に、別個の組織であり、地方行政などの民生部門によるものもあった¹¹⁵。このように冷戦期においてイギリス陸軍に大きな焦点は当てられる事はなく、その規模も戦時と異なり小さいものであった。その要因として冷戦という構造の中ではヨーロッパにおける通常兵器による戦争の可能性は低く、そのような戦争はもっぱらヨーロッパの外で行われていた。更に核兵器とドーバー海峡いう大きな抑止力を持つイギリスにとって、冷戦は戦車や砲、小銃での交戦ではなく、海空軍による戦闘や戦術、戦略核による防衛を考慮していたからと考えられる。そのような戦争において大規模な陸軍は必要なく、多くはない海外派遣に必要なのは少数の常備軍で十分であったと考えられる。

小結語

このように第二次世界大戦終結後から冷戦終結までのイギリスの外交戦略と軍隊組織を眺めてきたが、以下に集約することが出来る。まず終戦直後のイギリスは 3 つの軸が存在しており、それは「北米大陸」「ヨーロッパ大陸」「コモンウェルス」であった。その中でイギリスはコモンウェルスを維持する帝国としての地位を確立するためにアメリカ、そして時にはフランスなどと協調する姿勢を見せた。しかし米ソという超大国を前にイギリスは帝国としての地位を保つことは出来ず、1968年のスエズ以東撤退 1973年の EC 加盟に示されるように世界帝国ではなく、ヨーロッパの大国という地位を選んだ。されどもサッチャー政権や NATO 重視の防衛政策に代表されるようにそれはヨーロッパの一部というわけではなく、大西洋関係を重視したものであった。また軍隊組織においては第一次世界大戦前と同様に、海軍、そして新しい

¹¹⁴ National Army Museum, Civilian soldiers (最終閲覧 28/10/2023)

¹¹⁵ Grant MATTHEW (2006) 「Civil Defence Policy in Cold War Britain, 1945-68」 Queen Mary University of London Theses

空軍に重点を置く中で、陸軍の圧縮を進めていった。しかしヨーロッパ大陸へのコミットメント、帝国の遺産を管理するなかで陸軍はその任務の幅が広がりつつも、本土防衛とは別の点において維持されていったと言える。

第3節 冷戦終期以降の外交戦略と軍事組織

冷戦期においてイギリス軍はマラヤ危機などを始めとした植民地における対ゲリラ戦や 60年代クウェートやブルネイなどでの軍事作戦、そして 1982年のフォークランド紛争など決して少なくない軍事作戦を遂行しており、日の沈まない帝国として君臨していた時代と比類するものではないが、そのユニオンジャックと軍事的威光は決して鈍いものではなかった。しかしそのようなイギリス軍の自信は冷戦終結間際から切り崩されていく。

突きつけられた現実そしてヨーロッパへの接近

さて 1991年における軍事上の大きな出来事は 1990年のイラクによるクウェート占領に端を発した湾岸戦争と言える。この紛争は冷戦という文脈から見れば注目を集める事象ではない冷戦終期であったとはいえ、ソ連も含めた多くの国がこの国連の多国籍軍に参加していたこともあり、イギリス外交や防衛政策という観点において湾岸戦争が与えた影響は大きくなかった。一方で軍事という観点においては、地上波で届けられた映像や人工衛星を用いた GPSの初めての实戦使用¹¹⁶などの点から大きな視座を有していた。イギリス軍にとっても同様であり、1970年代から積極的に米軍に導入された情報技術の粋たる精密誘導兵器たるミサイルやステルス戦闘機を始めとする近代兵器などを目前に RMA(軍事における革命)をなしたアメリカ軍との差を実感する機会になった¹¹⁷

このような米軍との格差をさらに痛感する事になったのがユーゴスラビア内戦とそれに続くコソボ紛争であった。湾岸戦争は確かに冷戦期における大きな戦争の一つであるが、国連安保理の決議を受け、短期間の軍事行動で終了したものであった。一方ユーゴスラビア内戦は

¹¹⁶ Sir Peter ANSON and Dennis CUMMINGS (1991) The first space war: The contribution of satellites to the gulf war, The RUSI Journal, 136(4), 45-53

¹¹⁷ 塚本 勝也 (2012) 「軍事における革命(RMA)の理論的考察: 変革の原動力としての技術、組織、文化」防衛研究所紀要 15 卷 1 号 pp.1-18

イギリス、ひいてはヨーロッパ諸国にとって軍事のみならず今後の外交にも影響を与えた。その理由としてユーゴ紛争は欧州における紛争であったというのも指摘できる。そもそも冷戦期において、ベトナム戦争や南アメリカ、アフリカなどにおける代理戦争は行われた一方で、ヨーロッパ大陸における大きな武力抗争はなく、当初想定されていた NATO 軍対 WTO 軍同士の核を用いた第三次世界大戦は発生しなかった。実際にソビエト連邦崩壊した 1991 年には「世界終末時計(Doomsday Clock)」は 17 分という記録史上最長の時間を与えられている¹¹⁸。

このチトー死亡後の南スラブにおける一連の紛争群のなかで、イギリスをはじめとしたヨーロッパ諸国は国連と共にFORPRONU(国際連合保護軍)や和平案などを紛争調停に様々な手段を尽くしたが、国連という国際社会の困難さ、人的被害に対する忌避感などの要因から国連およびヨーロッパ諸国は EC の裏庭たるバルカン半島ですら十分に影響力を行使できなかった¹¹⁹。最終的にボスニア紛争を解決したのは Dayton 合意であったが、これもアメリカを主導とする NATO 軍の介入というプレゼンスを背景に成立したものであった。一旦は平和が保たれたバルカン半島であったが、アルバニア人勢力の KLA(コソボ解放軍)によるセルビア人に対する攻撃とそれに呼応するユーゴスラビア治安当局の反撃が激化していき¹²⁰、これに対応するためにアメリカ主導でユーゴスラビア(セルビア)に対して三ヶ月弱の空爆が行われた。この作戦は地上戦ではなく、反撃を受けない高高度からの爆撃であった。このコソボ紛争においてイギリスは民族浄化に対抗するという意識の中、アメリカと共にいち早く介入を進めた¹²¹。その一方でイギリスの軍事的プレゼンスは圧倒的なアメリカの前では大きいとは言い難く、空爆においてアメリカの比重は 80%を超えており、その他を 20 弱の NATO 諸国と分け合うものであった¹²²。

¹¹⁸ Bulletin of the Atomic Scientists(最終閲覧 13/10/2023)

<https://thebulletin.org/doomsday-clock/timeline/>

¹¹⁹ Thierry TARDY (2006) L'ONU et la gestion des conflits yougoslaves (1991-1995) : faillite d'une institution, faillite des États ? Relations internationales, 128, 37-53

¹²⁰ ユーゴスラビア内戦における動向は専門書に譲るが、ここでは以下を参考にした柴宜弘 (2021) 「ユーゴスラヴィア現代史 新版」岩波新書や月村太郎 (2006) 「ユーゴ内戦—政治リーダーと民族主義」東京大学出版会

¹²¹ 細谷雄一編 (2009) pp.305

¹²² 三井 光夫 (2001) 「NATO によるユーゴ空爆(コソヴォ紛争)の全容--軍事的視点からの分析」防衛研究所紀要 4 巻 2 号 pp.32-65

このようなイギリス(とヨーロッパ諸国)とアメリカとの軍事的な差、そして影響力の差は圧倒的であり、湾岸戦争およびユーゴスラビアにおける一連の紛争はその事実をイギリスに突きつけるものであった。

ヨーロッパへの接近と 9.11 そしてアメリカとの協調

1990年代にかけてウェストミンスターが痛感したアメリカ軍との広大な格差は、同盟が本質的に抱える「見捨てられるリスク」をより一層感じさせる事となった。勿論このような圧倒的なアメリカとの軍事力の差は NATO 結成当初から存在していた構造的な要素でもあり、今現在においても指摘されている点ではある。このような格差を解消するにあたってイギリスはヨーロッパ諸国との協力関係を積極的に構築するようになる。その代表的な例が 1998 年の英仏の首脳会談で出されたサン・マロ宣言であり、これがきっかけとなり、EU 内においても、コソボ紛争での軍事的オペレーションに際して生じた問題意識から、共通外交・安全保障政策 (la politique étrangère et de sécurité commune) を深化させようという流れ¹²³の中で 2000 年にニース条約で ESDP (欧州安全保障防衛政策) が成立した。これら一連の流れの中で求められた目標は欧州における軍事力の強化であり、具体的には欧州軍の主体である郷土防衛型の軍隊編成から、機動的かつ緊急展開可能な軍隊編成への転向を始めとする「欧州軍の近代化」や軍事産業および技術開発の基盤整備などであった¹²⁴。またこの ESDP は軍事力の強化という枠組みの中で、先のユーゴスラビア内戦などを含めた人道介入などの危機管理活動にも重点が置かれ、その中には軍事および文民によるミッションの遂行も含まれていた¹²⁵。これはイギリスが当初望んだ単純な軍事力の強化というものではなかった。更に成立以前からイギリスおよびドイツ、フランスを始めとするヨーロッパ大陸諸国において計画の方向性および具体的施策では対立があり、イギリスは NATO (特にアメリカ) との相互運用性、そして純粋な軍事能力の向上を求めていたのに対し、大陸諸国は軍事産業の振興(と保護)や自律的作

¹²³ Louis GAUTIER (1999) 「L'Europe de la défense au portant」 *Politique étrangère*, 64(2), pp.233-243

¹²⁴ 宮本光雄 (2010) 「欧州安全保障防衛政策 (ESDP) の 10 年と将来」 *日本 EU 学会年報*, 30 巻, pp.112-131

¹²⁵ 鶴岡 路人 (2011) 「欧州統合における共通外交・安全保障・防衛政策—政府間主義とその変容—」 *日本 EU 学会年報*, 31 巻, pp.168-185

戦能力の確保も同様に重視していた¹²⁶。その点においても欧州の自律的軍事力の形成は円滑なものではなかった。

このようにヨーロッパ諸国が軍事力の強化に努める姿勢を見せる中、当時のアメリカ大統領であるジョージ・ブッシュはユニラテラルな方針を打ち出し、欧州諸国との対立は拡大している最中であった¹²⁷。その最中 2001 年にアメリカ同時多発テロ通称 9.11 事件とそれに続く対テロ戦争が起きる。この一連の出来事に対してイギリスはもちろんの事、フランスなどその他欧州諸国がアメリカのアフガニスタン侵攻に対して好意的な反応を示し、連帯を表明し、米欧間の対立を緩和するに思えたが、現実にはアメリカは有志連合を軸とする攻撃に力を置き、NATO には哨戒行動などの限られた役割のみを与えていた¹²⁸。当時のブレア政権であったイギリスもいち早くアメリカとの連帯を表明し、有志連合の一員としてアフガニスタンにおける軍事作戦にアメリカ軍と共に参加している。

さらにイギリスがアメリカとの関係を優先し、ヨーロッパとの対立もいとわぬ姿勢を示したのは続くイラク戦争であった。イラクにおける大量破壊兵器の保持疑いは長年のものであり、国連の査察とその妨害が 1997 年から安保理会議において問題になっていた。イギリスはその時からアメリカに対し協調的な立場を示し、翌年にはイラクへの空爆に参加している(砂漠の狐作戦)。その後ブッシュ政権の一般教書演説における「悪の枢軸」という発言から、この議論が再燃し、査察などの紆余曲折を経て、最終的にイギリスはフランスドイツなどの反対を押し切り、アメリカと共に「イラクの自由作戦」に参加することになった¹²⁹。この時のイギリスは 2001 年時点で「国連の決議が否決されたとしても、アメリカと共に開戦する事を内約しており、英米関係の優先は強いものであった」そして「これは第一次ブレア政権における欧州防衛統合の時の姿勢とは異なる」と細谷は指摘している¹³⁰。イラク戦争はまさにイギリスの大西

¹²⁶ 齋藤 嘉臣 (2012) 「イギリスの戦略文化とヨーロッパ安全保障防衛政策」国際政治 167 巻, pp.116-129 細谷雄一編 (2009) pp.306-307

¹²⁷ 鶴岡 路人 (2005) 「国際政治におけるパワーとしての EU--欧州安全保障戦略と米欧関係」国際政治 142 巻, pp.127-144

¹²⁸ 細谷雄一編 (2009) pp.312-314

¹²⁹ 外務省地域情勢, イラクを巡る情勢の経緯 (最終閲覧 15/10/2023)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/98/kei.html>

¹³⁰ 細谷 雄一 (2004) 「イラク戦争後の欧米関係とイギリス」日本国際問題研究所 研究報告書 pp.123-140

洋関係を重視する立場を鮮明に表したと言える。

このようなイギリスの大西洋関係を重視する姿勢は維持される一方で、ヨーロッパ諸国との関係性を拒否するものではなかった。実際にイラク戦争後は独仏を中心に再度関係性を修復するための首脳会談を2003年の9月に行い、NATOの枠組みの下でのヨーロッパ諸国との恒常的な共同作戦の体制の構築を熱心に行う姿勢を見せた¹³¹。また2010年には英仏連合部隊の結成や共同の装備開発を行う計画を含む英仏宣言を行う¹³²などの取り組みも行っている。

新しい戦争への移行

それでは冷戦後の歴史を俯瞰したところで、ここではイギリス軍に焦点を当てていく。そもそもまず冷戦以前における西側諸国、特に大陸ヨーロッパ諸国は郷土防衛型の軍隊編成であり¹³³、仮想敵国のソ連とその衛星国に対処するものであった。そのため彼らの主体は陸軍であり、専ら正規軍を相手にすることを想定されていた。その中で冷戦後はそのような正規軍同士の戦争よりも、平和維持活動や戦争以外の軍事作戦(Military operations other than war)、対反乱作戦などの低烈度な非対称戦こそが軍隊の役割として存在感を増してきた¹³⁴。それはイギリスにおいても同様であったが、事情が少々違った。

第一節および第二節で示したように、イギリスは伝統的に海軍および空軍こそが国防に寄与していると考えられており、陸軍に焦点は大きく当てられてこなかった。しかしそれはイギリス陸軍が活用されていなかったわけではない。イギリス陸軍は conventional な戦争を想定した駐独の機甲兵力などから、世界各地で対反乱作戦などの小規模な低烈度戦に従事する兵力を有しており、海外に派遣される後者の兵力のウェイトは小さいものではなかった。事実イ

¹³¹ Christian SCHWEIGER ADVISER (2004) British–German relations in the European Union after the war on Iraq, German Politics

¹³² Alice PANNIER (2015). Le « minilatéralisme » : une nouvelle forme de coopération de défense. Politique étrangère, 37-48.

¹³³ 齋藤 嘉臣 (2012)

¹³⁴ 田所 昌幸 (2001) 「序：多様な任務に対応する柔軟な軍事力への潮流」国際安全保障 29 卷 3 号, pp.1-4

ギリスは陸軍の海外活用に消極的ではなく、ムロイは冷戦後、1990年代においてイギリス陸軍の兵員の三割が海外に派遣されている状態が恒常的に続いており、「陸軍は異常なほど多忙だった」と述べている¹³⁵。2000年代においてもそのような海外派兵に対する姿勢は衰えず、2000年のシエラレオネ内戦¹³⁶やアフガニスタン戦争、イラク戦争にも派兵した¹³⁷。

冷戦後、このようなイギリス陸軍の変革の軸となったのが1998年に発行された Strategic Defence Review¹³⁸ (SDR)である。この文書は2000年初頭におけるイギリス軍の行動をそのまま表しているとも言える。軍隊の任務として従来の高烈度戦だけでなく、NATO外における平和維持、人道介入、危機の拡散の防止もミッションとして明記されており、これは前述の中東やアフリカでの軍事活動があてはまる。さらにこのようなミッションに対応するために高烈度戦も対応可能な、高機動かつハイテクな戦闘師団を空海軍と共にアセットとして「即応対応部隊 (Rapid Reaction Force)」を編成する方針を示した。そして破綻国家や国際テロリズムに対応する兵力としてアメリカやヨーロッパ諸国の部隊を支援する精密爆撃を担当する部隊の組織も示唆されている。このような新しい戦争への移行がスムーズであった要因としてイギリス陸軍が従来的に植民地に比重を置かれていたという側面も指摘されている¹³⁹。

冷戦終結後の予備役とその第一の変化

前述の SDR を筆頭に、冷戦終結による安全保障環境の変化とその後の新しい戦争への対応の中でイギリス陸軍は変化を遂げていくが、その中で予備役も同様に大きな変化を遂げていくことになる。まず法制度という観点から見ると、冷戦終結後、ユーゴスラビア内戦や湾岸戦争などの経験から軍隊の海外派遣の必要性が増していた。そのため1996年の Reserve Force Act によって国家の危機以外であっても、予備役の海外派遣を可能にした他、戦争以

¹³⁵ ギャレン・ムロイ (2001)

¹³⁶ 大西 健 (2012) 「平和作戦における軍事力の機能に関する一考察：シエラレオネへの介入を事例として」防衛研究所紀要 15 巻 1 号, pp.37-66

¹³⁷ 齋藤 嘉臣 (2012)

¹³⁸ Tom DODD and Mark OAKES(1998) 「The Strategic Defence Review White Paper」
HOUSE OF COMMONS LIBRARY

¹³⁹ Tom DYSON (2008) Convergence and Divergence in Post-Cold War British, French, and German Military Reforms: Between International Structure and Executive Autonomy, Security Studies, 17(4), 725-774

外の緊急事態においても予備役の動員を可能にした¹⁴⁰。勿論湾岸戦争においても予備役の派遣が全くなかった訳ではなかったが、その任務は非常に限定されており、予備役の参加する戦闘部隊のある米軍とは大きく異なっていた¹⁴¹。これはSDR においてはイギリスの予備役 (Territorial Army) が湾岸戦争において捕虜管理や警備などの後方支援部隊としての役割を果たした反面、前線部隊として十分に活用する事が難しいと指摘している点からも伺える¹⁴²。そのため動員や派遣の可能性を広げつつも、1998 年には冷戦終結直後 9 万人ほどいた人員を 4 万人に減らすことを決めた。

しかし同文書は削減を決定する一方で、予備役の利点も言及している。まず予算的に非常に安価である事、陸軍の正規兵の雇用の重要なルートになっている事、さらに医学や工学などの個人の特殊技能を活用する事が出来る事などが挙げられており、本文中には「イギリス予備役の軍事的可能性は明らかに議論の余地がある一方で TA は多くの明確な利点を有している (Clearly the military potential of the TA will remain a matter of debate. However, the TA does have a number of distinct advantages.)」と記されている¹⁴³。またこの文書に関して議論を行っているムロイは予備役が特殊技能や人材確保の機会などを提供する事を事実として認める一方で、イギリス陸軍予備役そのものに対して「もしかすると安上がりな動員手段であり、さらには人員補充のための重要な手段であると、誤って考えられているからである (原文ママ)」と強い口調で否定している¹⁴⁴。このように冷戦終結直後は予備役にとって冬の時代であった。

軍隊組織としての英陸軍

ここでは新しい戦争、特に新しい脅威に対抗する対テロ戦争におけるイギリス陸軍のドクト

¹⁴⁰ Reserve Forces Act 1996 (最終閲覧 17/11/2023)

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/14/contents>

¹⁴¹ Walker WALLACE EARL (1992)

¹⁴² 戦闘部隊の例として砲兵などが挙げられている。またアメリカ軍も湾岸戦争などを始めとして予備役の多くの部隊は戦闘支援や後方支援の割合がかなり高く、米常備軍と米予備役にも大きな差があったことは指摘されている。Congressional Budget Office (1997) Structuring the active and reserve army for the 21st century など

¹⁴³ Tom Dodd and Mark Oakes(1998)

¹⁴⁴ ギャレン・ムロイ (2001)

リンにおける特徴を見ていく。前述の通りイギリスは新しい脅威への対応を意識した改革を行っており、それは前述の SDR でもうかがえる。そしてまた SDR 以前から植民地における低烈度戦の経験も多かった。そのためこのようなアイルランドやマラヤでの経験はイギリス陸軍のドクトリンにおいても十分に活かされており、多くの研究者がイギリス軍は新しい戦争、特に「対反乱作戦：通称 COIN (Counterinsurgency operation)」に優れていると指摘している¹⁴⁵。その COIN の特徴として最小限の火力使用、地域との信頼構築、民間(NGO など)との協力、民間人保護が挙げられる¹⁴⁶。また具体的なイギリス軍の戦略として代表的なのが「マラヤ式インクスポット戦略”Malayan ink-spot strategy”」であり、これは作戦地域の各所に「小隊の家”platoon houses”」を作り、そこに兵士を常駐させる。そして毎日のように担当地域をパトロールし、占領軍としてではなく、地元住民との信頼を構築するというものであった¹⁴⁷。またこのようなイギリスの COIN はアメリカとの類似性があると指摘されており Olivie Schmitt は今までの実地での経験を各々の軍で共有しており、その結果として類似したものになったと指摘する¹⁴⁸一方で、山本 佳弘は米陸軍と共同作戦を行う事を想定しており、COIN の中で混乱を避けるという目的でイギリス陸軍が意図的に寄せていると指摘している¹⁴⁹。いかにせよ、イギリス陸軍が自国の経験とその米軍と共に軍事行動を行うという前提を意識した上でドクトリンを形成している事は事実であり、一種イデオロギー的に決定されるものではない事を示している。

一方でこのような COIN の作戦が成功したかどうかという問いに関しては議論が分かれる点である。2021 年に米軍がアフガニスタンから撤退を完了したのちに、タリバン政権が復活する事となり¹⁵⁰、タリバン政権の排除という当初の目的は達成できなかったと言える。事実前

¹⁴⁵ 川上高司 (2011) オバマ政権のアフガニスタン政策と「対反乱作戦 (COIN)」国際情勢紀要 81 巻や Robert EGNELL (2006) Explaining US and British performance in complex expeditionary operations: The civil-military dimension, *Journal of Strategic Studies*, 29(6), 1041-1075 など

¹⁴⁶ Schmitt OLIVIER (2015). *Européanisation ou otanisation : Le Royaume-Uni, la France et l'Allemagne en Afghanistan*. *Politique européenne*, 48, 150-177. Robert EGNELL (2006)

¹⁴⁷ Nagl JOHN and Richard WEITZ (2010). *Counterinsurgency and the Future of NATO*. Center for a New American Security.

¹⁴⁸ Schmitt OLIVIER (2015)

¹⁴⁹ 山本 佳弘 (2023) 「ドクトリンの比較に見る米英陸軍の対反乱戦の特徴」海軍校戦略研究 13 巻 1 号, pp57-76

¹⁵⁰ 日本国際問題研究所 (2022) 「戦略年次報告 2021」 pp49-53

述した COIN のようなドクトリンが提示され、その有用性が議論される一方で、現実において常に採用された方針ではなかった。まずその原因として NATO における役割分担の問題が指摘できる。アフガニスタンにおいて軍隊を派遣したのは英米だけではなく、フランスやドイツなどをはじめカナダやオランダなども同じく陸軍を派遣していた。そのような中でイギリス軍はアメリカとの“特別な同盟国“であり、同じような負担をするという政治的な意図および軍事的な実行可能性も含めて¹⁵¹激しい戦闘が予想されるヘルマンド州に配備された¹⁵²。そのため彼らの戦闘は比較的高烈度でキネティックな軍事作戦となった。このような激しい戦闘において COIN に要求される火力や重装備の制限を維持する事は困難であり、死傷者が発生した。そのような人的被害に世論は敏感であり、イギリス軍は空爆や砲撃を用いる事で自国の損害を減らそうとした結果コラテラルダメージが発生し、住民の支持を失う事となった¹⁵³。このようなイギリス軍の COIN 作戦の失敗には派遣する人数の絶対数が不足しているという指摘¹⁵⁴も存在しており、世論そのものが伝統的な国防と比較して人道介入に対して好意的でないという点からも予算拡充などが難しいと指摘されている¹⁵⁵。

COIN における予備役と平時での活用

このようなイラクやアフガニスタンにおける対テロ戦争に対応するイギリスだが、前述の通り既に予備役の数を圧縮するという方針を打ち出しており、陸軍の志願制予備役の殆どを占める Territorial Army は冷戦終結後の 8.5 万人から 2010 年においては 3.85 万人にその数を減らしていた¹⁵⁶。一方で彼ら TA を含む予備役は少なくない数、海外に派遣されていたのも事実であり、1997 年から 2008 年の間に 2.8 万人の予備役が海外に派遣され¹⁵⁷、海外に派遣され

¹⁵¹ Timothy EDMUNDS (2010). The defence dilemma in Britain. *International Affairs* (Royal Institute of International Affairs 1944-), 86(2), 377-394.

¹⁵² 川上高司 (2011)

¹⁵³ Nagl JOHN and Richard WEITZ (2010)

¹⁵⁴ pp.157 佐野 秀太郎 (2015) 「民間軍事警備会社の戦略的意義」芙蓉書房出版

¹⁵⁵ Timothy EDMUNDS (2010)

¹⁵⁶ Christopher DANDEKER, Greenberg NEIL, and Orme GEOFFREY. (2011). The UK's Reserve Forces: Retrospect and Prospect. *Armed Forces & Society*, 37(2), 341-360.

¹⁵⁷ Timothy EDMUNDS, Antonia DAWES, Paul HIGATE, K. Neil JENKINGS and Rachel WOODWARD (2016) Reserve forces and the transformation of British military organisation: soldiers, citizens and society, *Defence Studies*, 16(2), 118-136

ているイギリス軍の兵員のおよそ 10%が予備役で構成されている¹⁵⁸。またこのような軍事作戦だけでなく、1990 年代イギリスで大きな問題となった狂牛病の対策においても予備役は動員されており、これは前述の 1996 年の法改正の一つの成果と言える¹⁵⁹。また 2012 年において予備役はロンドンオリンピックにおける警備などにも動員されており¹⁶⁰、ここでは少々未来の話となってしまいが、コロナ禍においても少なくない予備役が動員され¹⁶¹、所謂 conventional な軍事作戦ではないが、災害対応や警備、治安維持などにおいても活躍している。

勿論、ハードな軍事作戦たるアフガニスタンにおけるイギリス予備役の動員も活躍できていると報告する研究も存在する。この研究では派遣前に 6 週間の事前訓練と、32 日の現地訓練の後に実戦投入されたイギリス予備役の戦車隊のとある中隊(TA Royal Armoured Corps Squadron)を中心に検証を行っている。この部隊は車長こそ予備役ではなかったが、砲手や装填手として活躍していた他、自動車を用いた偵察なども十分にこなすことが出来ていたと報告されている¹⁶²。また彼らの任務は国境における密輸犯逮捕や哨戒などであったが、自動小銃や対戦車ロケットによる襲撃などを受けた他、ISAF のオランダ兵士と共に戦闘を行ったなど、実際の戦闘においても有効に行動した。この配備された地域で現役兵が死亡した事例もあり、そこを含めて筆者は確かに反政府軍の練度が低いという留保を付けつつも、彼らの軍事的な能力を評価している¹⁶³。またこの研究では予備役の民間技能に関しても言及され「コンピューター技師や法律家の職を持つ予備役が派遣され、彼らは現地でその技能を発揮した。しかしその配属は意図されたものでもなく、一時的な問題を解決する事に貢献しただけ」だと部分的な評価を下している¹⁶⁴。

このように 1998 年以降予備役の海外派遣や非軍事活動への動員が行われる中で、一定

¹⁵⁸ Christopher DANDEKER, Greenberg NEIL, and Orme GEOFFREY. (2011)

¹⁵⁹ 同上

¹⁶⁰ Futur Reserve 2020 具体的には 1842 人が動員されている。またシドニー五輪においても豪州の志願制予備役が動員されている。Smith HUGH (2011)

¹⁶¹ Armed Force Day, Reserves day (最終閲覧 29/10/2023)

<https://www.armedforcesday.org.uk/reserves-day/>

¹⁶² Dave FISHER and Murray STEWART (2007) Send the Reserve to War with Six Weeks Training: The British Experience. Australian Army Journal 4, 107-27.

¹⁶³ 同上

¹⁶⁴ 同上

の成功をイギリス陸軍そして Territorial Army は果たしてきたと言ってもよい。勿論予備役の動員に関しては大きな壁も多く、その人材確保や定着、家族関係や職場との関係において大きな課題を抱えている。そしてこれらの問題は政府文書だけでなく、イギリス予備役を対象にした研究でも多く指摘されている¹⁶⁵。加えて 2009 年においては前年のリーマンショックに起因する財政危機によって、予備役の訓練を一年間中止するという事態に発展した¹⁶⁶。これはやはり予備役の優先度の低さを示すものであり、予備役の活用や動員が既定路線として成立している一方で、常備軍と完全に同一ではない事を示していると言える。このような予算制約や新しい脅威に立ち向かう中で、イギリス軍の予備役は変革を迫られてきたが、2010 年代そして今現在においても更なる変革の途上におり、それは第四章で解説する。

¹⁶⁵ Patrick BURY (2017) Christopher DANDEKER (2010) など

¹⁶⁶ Patrick BURY and Sergio CATIGNANI (2019)

第3章 フランスの外交戦略と軍隊組織

第1節 第二次大戦以前の外交戦略と軍隊組織

中世から近世

フランスはイギリスとは対照的に陸軍に対する比重が強かった国家であった。それはヨーロッパ大陸に属しており、陸軍の戦力投射は掛け値なしで認識されたという背景からも当然の帰結であり、ロシアやドイツも同様であった。強大な陸軍は国家の安全を確保すると同時に、領土拡大などの外交政策においても十分に価値のあるものであった。封建制時代においてフランス(フランク王国)の陸軍はイギリスと同様に貴族による軍役があった一方で、カロリング朝末期において諸侯による兵力の派遣などが不安定であったこともあり¹⁶⁷、王は戦時において傭兵の雇用を行ったほか、王の陪臣など個人的な紐帯を持つ有力者などによる兵力の提供などが徴兵(La conscription)という形で行われていた¹⁶⁸。加えてフランスに特徴的であったのは封建制の時代のなかでいち早く大規模な常備軍を組織した事である。一番大規模なものはシャルル7世の治世における「勅令隊(Compagnies d'ordonnance)」であり、1445年から1448年の間に9000人の騎兵と8000人の弓兵、2000人のパイク兵が常備軍として組織され、指定した都市に住まわされていた¹⁶⁹。しかしこの編成は長く続かず、時代が下るにつれて、騎兵の軍事的価値の低減が起こり、傭兵の恒常的な雇用契約などが一般化した他、貴族に予算を与えて連隊を組織するといった方針への転換が起きた¹⁷⁰。

またルイ14世治世下のフランス近世の軍事を語る上で外せない時代と言える。なぜならフランスは数多くの戦争、特に外征を行ってきた時代であると同時に、大きな軍制改革が進んだ時代でもあったからである。ルイ14世の治世下のフランスは当初フロンドの乱に代表されるようにフランスの大貴族らは王政に力に対抗できるほど大きな存在であったが、徐々に中央集権化がすすめられた¹⁷¹。その中で軍隊に対する改革も行われ、軍隊のヒエラルキー確立

¹⁶⁷ マイケル・ハワード著 (2010) pp.25-32

¹⁶⁸ L'Histoire, Les militaires du Moyen Age (最終閲覧 17/10/2023)

<https://www.lhistoire.fr/les-militaires-du-moyen-age>

¹⁶⁹ 阪口修平 丸島宏太編著 (2009) pp.14-15 マイケル・ハワード著 (2010) pp.39-44

¹⁷⁰ アレクサンドロ・バルベーロ (2014) pp.23-27

¹⁷¹ ウィリアム・H.マクニール著 (2014) pp.252

による軍隊のコントロール¹⁷²や、常備軍の拡張が行われた¹⁷³。具体的な数字として 1660 年において常備軍は 7.2 万人であったが 18 世紀に入る時代には 15 万人に拡大している¹⁷⁴。売官制度の廃止や完全な常備軍の完成などは財政などの問題から実現できなかったが、多くの改革と軍隊の統一が進められた。またルイ 14 世の治世はフランス陸軍において民兵制度がよく機能した時代でもあった。従来の郷土防衛的な機能だけでなく、常備軍の人材プールという側面も持っており、農民からの反対や官僚制の限界から長続きはしなかったが、制度として有効に機能していた¹⁷⁵。

このようにフランスは古くから中央集権化が進むと同時に王権の元、常備陸軍が組織されていた。このような背景にフランスの地政学的な環境がもたらしたのか、それとも貴族との闘争などの国内要因こそが主因であるのかは断言できない。何はともあれフランスにおける常備陸軍に対する忌避感のなさはイギリスと非常に対照的な点であると言える。

大衆化する軍隊(フランス革命から第一次世界大戦)

その後半世紀後フランス軍は更なる変化を遂げる事となる。その契機となるのが 1789 年のフランス革命とそれに続くナポレオン＝ボナパルトの時代であった。この時期はフランスにおける軍隊が質的に変化したが、それは技術的な変化というよりも社会的、政治的なものだった¹⁷⁶。例えばフランス軍の国民化が挙げられる。そもそもフランス軍は王により編成され、命令されるものであり、スイスやドイツ出身の傭兵などがいたことからフランス人のものというよりも、王の軍隊と呼ぶべきものであり、通例市民社会からは孤立した存在であった¹⁷⁷。しかしフランス革命の最中で兵士が市民の名の下に命令を拒否する事も増えていき、フランス軍は国民軍へと変化していった¹⁷⁸。さらにその後も農村を中心に義勇軍が集まる中で、革命の思想も相まってフランス軍は非常に大衆的、国民的なものへと変化していった。このような状

¹⁷² 阪口修平 丸島宏太編著 (2009) pp.17-22

¹⁷³ マイケル・ハワード著 (2010) pp.109-116

¹⁷⁴ John A. LYNN and Maïca SANCONIE. (2000). *L'évolution de L'Armée du roi, 1659-1672*. *Histoire, Économie et Société*, 19(4), 481-495

¹⁷⁵ Claude WEBER. (2011).

¹⁷⁶ 阪口修平 丸島宏太編著 (2009) pp.189-190

¹⁷⁷ ウィリアム・H.マクニール著 (2014) pp.379

¹⁷⁸ 阪口修平 丸島宏太編著 (2009) pp.209

態を如実に表している表現としてマイク・ラポートは「全市民が兵士であり、全兵士が市民であるべき」という格言を引用している¹⁷⁹。しかし現実にはこのような共和主義やナショナリズムの熱意だけで機能したわけではなく¹⁸⁰、1798 年に全国統一された徴兵制に代表されるように平時における兵役などを通して軍隊の大衆化が進められていった¹⁸¹。しかし金銭などで代理人を立てる事も認められた他、徴兵逃れを試みる者もあり、必ずしも好意的なものではなく、ナポレオン時代に外国人が軍隊に動員されていることから理想と現実には乖離が存在した¹⁸²。いずれにせよこのような軍隊の国民化、大衆化が進んだことは事実であり、18 世紀末から 19 世紀初頭にかけてフランス陸軍の将校の 95%が非貴族出自であり、将軍職においても 70%以上が貴族階級出身でなかった¹⁸³。ボナパルトの敗北による王政復古の結果、徴兵制は一時廃止されたがアンシャンレジーム期の軍隊に戻る事はなく、1818 年には徴兵制は再度復活し、その軍隊も「国民軍」という名が引き継がれた¹⁸⁴。そのなかで軍事力は国内の治安維持という側面からも保持されたため、フランス革命で得た中産階級を中心とする将校団は受け継がれ¹⁸⁵、所謂ナポレオン主義者も多く残っていた。

ナポレオン一世の追放後、王政が再び起こり、オルレアン朝、第二共和政、第二帝政と続く中、特にナポレオン 3 世の統治の間において、フランスは様々な戦闘を経験した。それはメキシコ遠征やイタリア戦役、クリミア戦争などの正規軍を相手にしたものからアルジェリア、インドシナなどにおいて侵略活動(第三共和政において更に拡大することとなる)まで幅が広い軍事活動を行っていた。そして鉄道などの技術革新の時代であったが、国内政治の変動の中で、

¹⁷⁹ マイク・ラポート著、楠田 悠貴訳 (2020) 「ナポレオン戦争:十八世紀の危機から世界大戦へ」白水社 pp.83

¹⁸⁰ そもそもナポレオン自身もコルシカ島出身であり、アルザスロレーヌ地方がフランスに組み込まれた事からも必ずしも、民族性が追求されたものではなかった。そのためフランス革命においては「市民性」が強く認識されていたと主張する研究もある。唐渡 晃弘 (2004) 国民主権と民族自決 --第一次大戦中の言説の変化とフランス--。京都大学, 博士 (法学)

¹⁸¹ 阪口修平 丸島宏太編著 (2009) pp.403-407 ウィリアム・H.マクニール著 (2014) pp.221-222

¹⁸² 同上 pp.214,228-230

¹⁸³ マイク・ラポート (2020) pp.91-92

¹⁸⁴ 阪口修平 丸島宏太編著 (2009) pp.237-240

¹⁸⁵ マイケル・ハワード著 (2010) pp.175-178

技術導入などの内発的な改革は起きなかった。加えて産業革命下におけるフランスにおいては労働力確保の観点から兵員数の確保が難しかった¹⁸⁶。その最中、1870年に起きた普仏戦争はフランス陸軍にとっては一つの転換期であった。この戦争がフランス陸軍に与えた影響は大きく分けて二つであった。一つ目は敗戦からフランス陸軍は無条件の一般徴兵義務というプロイセン式の徴兵制度を導入したという点¹⁸⁷である。実際の普遍的な成人男子の徴兵制度は1905年に成立するが、予備役を管理する組織「参謀本部徴兵事務局 (officier de Reserve de Service d'état-major)」が敗戦後に設置され、徴兵の対象が拡大するきっかけとなった¹⁸⁸。二つ目の転換はフランスにおける対ドイツ復讐主義とドイツとの対比による自己意識の形成であった。この戦争でフランスはライン川の手前のアルザスおよびロレーヌ地方を割譲し、プロイセンは戴冠式をヴェルサイユ宮殿で行った。これは政府の停戦協定を無視して、市民が蜂起するフランスにおいてドイツに対する復讐心をいたずらに刺激する結果となった。そのなかでフランス陸軍は反ドイツという意識を醸成すると共に、共和主義のイデオロギーを結合させていった。その例としてプロイセン軍人は「従順で、秩序を持ち、規律が高い」一方、フランス軍人は「軍人には適していない」が「自発的で、勇敢で活力がある」という自己意識が挙げられる¹⁸⁹。このような意識は反ドイツ主義でありながらも、フランス革命における市民的自由や共和主義のイデオロギーを明確に含んでおり、復古王政から様々な政治情勢を経てきたフランス陸軍が明確にフランス革命的思想は温存され、第三共和政以後常に肯定的に扱われる。

このような国民軍という思想はフランスにおいて非常に特徴的なものであると言える。特に議会にのみ責任を負う陸軍と Royal(王立)である海空軍のイギリスと比べ象徴的な点において大きな違いが存在している。更にフランス革命を通して成立した国民軍はイギリスにおけるジェントルマンによって組織された陸軍や、地域性を持つ予備役とは異なり、皆が市民であった。このような軍隊構成員の持つ身分や象徴的な構造も対照的な差異であると言える。

¹⁸⁶ Éric TANGUY (2016). Italie 1859. Une campagne improvisée ?. *Revue Historique des Armées*, 285, 91-103.

¹⁸⁷ 丸島宏太 (2012) 「人民武装・徴兵制・兵役義務と19世紀ドイツの軍制: 概念史的考察」19世紀学研究6巻 pp. 99-117

¹⁸⁸ Claude WEBER (2011).

¹⁸⁹ ヴォルフガング・シヴェルブシュ著, 福本ら訳(2007) 「敗北の文化 敗戦トラウマ・回復・再生」法政大学出版局 pp.136

第一次大戦とその前夜

このような対ドイツを想定した動きは外交上にも表れており、特にビスマルク体制の終結後、バルカンでロシアとの対立を深めるオーストリアハンガリーの味方に付くドイツに対抗する形でフランスはロシアと接近した¹⁹⁰。そしてフランスは植民地獲得をもくろむドイツに対する脅威を感じ取ったイギリスと植民地競争で妥協する形で同盟を結んでおり、第二章でも言及した三国同盟が第一次大戦前におけるフランスの軍事同盟であり、その一番の目標は宿敵ドイツ帝国であった。このように20世紀初頭は新しい軍事同盟が形成されていき、更に軍拡競争が起きた10年間だったと言われている¹⁹¹。しかしそれは強い民意があったとは言えず、ドレフュス事件などを要因として、軍国主義に警戒する世論が存在した。一方で徴兵制は全成人男子が対象と国民皆兵制をとっており、その内の80%を超える人数が1913年時点で訓練されており(一方ドイツは50%ほど)¹⁹²、軍国主義に対する忌避感と徴兵制は単純に結び付けられるものではなかったと言える。

そのような対ドイツ戦を想定したフランス軍であったが、そもそもの対ドイツを想定した戦争計画は普仏戦争の翌年1871年から計画が練られており、決戦およびドイツ本土への侵攻という、非常に攻撃的な計画であった¹⁹³。さらに1911年にはドイツによるベルギーの中立侵犯を察知した際には、逆にフランス軍がベルギーに侵犯する計画すら作られた¹⁹⁴。実際に戦闘の火ぶたが切られた後も、フランス軍は塹壕戦という防御優位の環境の中でも、非常に攻撃的であった。この理由に関して *élan vital* のようなフランスの攻撃精神に帰される事もあるが、環境的な要因としてフランス北部という工業地帯をドイツに占拠され、奪還する必要性が高かった事や同盟国ロシアの東部戦線がある以上静観するという選択肢が取りにくかった事が挙

¹⁹⁰ Christopher CLARK (2012) pp.185

¹⁹¹ マイケル・ハワード著、馬場優訳 (2014) 「第一次世界大戦」法政大学出版社 pp.31

¹⁹² 同上pp.34 ウィリアム・H.マクニール著 (2014) pp.203,214

¹⁹³ ベイジル・ヘンリー・リデルハート著、市川良一訳 (2010) 「リデルハート戦略論：間接的アプローチ下」原書房 pp.4-5. Robert A. DOUGHTY (2003). French Strategy in 1914: Joffreis Own. The Journal of Military History 67(2), 427-454.

¹⁹⁴ Christopher CLARK (2012) pp.688-689 このような計画はイギリスとの関係性などを含めて政府が認めることはなかった。

げられる¹⁹⁵。このような長い戦闘とそれによる死傷者、そして銃後の協力といった総力戦は今後のフランス軍のみならずフランス全体に影響を与えていくことになった¹⁹⁶。

戦間期におけるフランス

1918年に連合国が勝利するという形で第一次世界大戦は幕を閉じた。その後の講和会議において、世界各国がドイツをどう取り扱うかという問題に直面した時に、フランスが最も重要視したのが安全保障であった。フランスにとってドイツはこの半世紀の間に二度も戦争を仕掛けてきた国家であり、三度目の再来を警戒していた。そのため彼らはドイツの国力を削るという意味も含めて、ラインラントの分離独立を主張した¹⁹⁷。イギリスおよびアメリカの反対を受け、英米仏の同盟を結ぶという形で安全保障を確保するという方針に変更し、ラインラント構想は立ち消えた。しかし最終的にアメリカの孤立主義、イギリスの安全保障に対する無関心の中で、フランスは安全保障確保のために、講和会議においてラインラントの独立を再度主張するも、非武装地帯に留めるという妥協を迫られた¹⁹⁸。勿論ヴァイマル共和国には厳しい軍備に対する制限が課せられ、フランスの安全保障に対する配慮がなされなかったわけではない。しかし総力戦を経験した国家にとって軍事のみの制限は、後から経済力でフォローできるものであり、フランスもドイツに対する警戒を緩めることはなかった。

では戦間期におけるフランスの軍事方針と軍制はいかようなものであったのだろうか？前述の通り、戦間期においてもフランスの一番の仮想敵国はドイツであり、地中海地域での野心を露骨に見せるイタリアよりも重要な脅威であった¹⁹⁹。そのドイツに対する戦略はマジノ線に代表されるように防衛主義的な戦略が有名だが、前大戦終結後、特に1920年代においては攻勢的戦略の方がフランスの攻撃精神という理念も相まって、攻勢主義が参謀本部などでは優勢であった²⁰⁰。このような転換の理由としてまず徴兵期間の短縮が挙げられる。具体的

¹⁹⁵ マイケル・ハワード (2014) pp.85

¹⁹⁶ フランスにおいては第二次世界大戦よりも、第一次世界大戦のほうが大きい問題として扱われると指摘する論者もいる。鍋谷郁太郎編 (2022) 「第一次世界大戦と民間人」 錦正社 pp.46-50

¹⁹⁷ 大久保明 (2018) pp.135

¹⁹⁸ 同上 (2018) pp.190

¹⁹⁹ Elizabeth KIER (2019) pp.47

²⁰⁰ 同上 pp.41-42

には 1921 年に 3 年間であった兵役期間が 1923 年には 18 か月にそして 1928 年には 1 年間に短縮された²⁰¹。そのなかでフランス陸軍は兵員という点において一年間の訓練期間の徴募兵にとって攻勢計画は不可能であると判断し、予備役を含めた徴兵軍で防御を行うという戦略を形成した²⁰²。他の理由としてはヴェルダンの戦いの筆頭に、第一次世界大戦におけるフランスの戦争経験は一種の集団記憶 (collective memory) となっており、その考えから抜け出すことができなかつたというも挙げられる²⁰³。そのためフランス陸軍は戦車による機動防御などの新しい戦争の方式は主流にならず、前大戦の中で確立された、火力重視の歩兵と砲兵の大規模作戦のドクトリンが保持された²⁰⁴。

またフランスにおいて徴兵制度はある種特別な概念であった。フランスにおいてもイギリスと同様、常備軍に対する民主主義への懸念が存在していた。その解決方法としてフランスは常備軍の解体というイギリス方式ではなく「軍の社会化」を提案していた。具体的な例として第三共和政期に三度首相を務めたダラディエ (Édouard Daladier) は「士官候補生は通常の大学に進学し、その後軍事教育を受けるべき」という発言を行うなど軍隊を社会の一部として取り込むべきだと主張した²⁰⁵。フランス急進党を含めた左派の多くは徴兵制度そのものに否定的ではなく、職業軍人のみでなく、徴兵制度を備える事で軍政関係を保とうとした。実際に急進党を含めた「人民戦線 (Front populaire)」は軍事費を削減する事はなく、フランス軍は非常に潤沢な予算を受け取ることが出来た²⁰⁶。

最終的にこのような防衛政策はナチスドイツとの戦争の中で、奇妙な戦争という曖昧な期間の後、フランス軍はドイツ軍の偶発的な電撃戦に塹壕戦の記憶で対応しようとした結果、敗戦し、ヴィシー政府とロンドン亡命政権の自由フランスになっていく。

このような両大戦におけるフランスおよびイギリスに大きな差はなかつたが、戦間期におい

²⁰¹ 同上 pp.65

²⁰² 同上 pp.73-80。なお筆者はナチスドイツやイスラエルにおける予備役の活動から、フランス陸軍参謀本部は思い込みにより予備役が攻勢に適さないと考えたと述べている。

²⁰³ pp.45 同上

²⁰⁴ Karl-Heinz FRIESE (2003) *Le mythe de la guerre éclair. La campagne de l'Ouest de 1940*, Paris : Belin

²⁰⁵ 同上 pp.58-59

²⁰⁶ 同上 pp.48

てパリは対ドイツという明確な意識のもとにマジノ線といった国防に対してリソースを割いており、10年ルールのもとに軍事費を削減しようとしたロンドンとは対照的であった。またイギリスは徴兵制に対して「市民的自由」という観点から批判がなされ、戦間期は廃止されたのに対して、フランスにおいては全男性市民に対して「市民的義務」という側面から徴兵制が敷かれ、また戦間期においてその期間は短縮されたが、廃止されることはなかった。このような軍隊における市民参加や社会との関係性において英仏で大きな差異が存在している。

小結語

このように第二次大戦までのフランスにおいてフランスの歴史を軍事の観点から俯瞰したがフランスにおける特徴としてまず「陸軍重視」という傾向が挙げられる。これは地理的にフランスがヨーロッパ大陸に位置したため、陸戦力が脅威に対抗すると同時に、政治力になりえた事に由来する。ちなみに、陸軍重視といった軍隊編成は志願制予備役に大きく影響を与える要素であると考えられる。なぜなら志願制予備役はその訓練期間などの制約から多くが陸戦力として配備されることが多く、通例陸軍の兵員として配備されるためである。その意味でフランスにおける陸戦力重視の形態は予備役の数や兵科、役割に影響を与えると言える。

次に「軍隊における市民の存在」という特徴である。古くの徴兵制や民兵の制度が王の元で行われた歴史との連続性は不明であるが、フランス革命以降、フランス軍、特に Grande Armée は共和主義の影響を受け、大衆の軍隊であった。さらに普仏戦争の際のパリコミューンやナチス支配下におけるレジスタンスのように、フランスにおける軍事活動に対する市民参加は象徴的なものと言える。このような特徴はのちの予備役に対しても、大きな影響を与えたと考えられる。なぜなら志願制予備役は制度そのものが市民、国民の自発性に委ねられているからである。このような自発性がどのような影響を与えるかは別にして、そのような“自発性”を強調する言説が予備役の制度に何らかの形で関わる可能性は大いにある。

第2節 冷戦期の外交戦略と軍隊組織

第二次大戦終結そして冷戦初期

「ダンケルク」「カサブランカ」「プライベート・ライアン」「パリは燃えているか」の通り、1940年に鍵十字の軍靴の元に下ったフランスも、1944年には解放され、再び独立を手に入れた。そ

の後ドイツの無条件降伏の受諾により、第二次世界大戦は終結するが、その後の道のりは平坦なものではなかった。

終戦当初はイギリスのヨーロッパ大陸に対する積極的なコミットメントもあり、西ヨーロッパはより緊密な関係になるかと思われた。例えば 1948 年のハーグヨーロッパ会議においては欧州議会構想が議論されるといった新しい枠組みが好意的に受け止められていたが、最終的にイギリスはドーバー海峡よりも、大西洋とコモンウェルスの方が近いと判断した²⁰⁷。しかし軍事においては別であったといえる。たしかに第一次世界大戦終結の時と同じく、連合国は再びドイツをどのように取り扱うかという問題に直面していたが、イギリスおよびアメリカはコミットを放棄する事はなかった。それは第二章でも説明した通り、朝鮮戦争により、自由主義諸国対共産主義諸国の対立が決定的となり、ヨーロッパにおける対ソ連戦争が現実味を帯びたからであった。さらにアメリカ(およびイギリス)は数的不利の状況を改善するべく、西ドイツに再軍備と NATO 加盟を要求した。これがフランスに与えた恐怖心は強く、心理的に非常に受け入れにくいものであった。しかしドイツの再軍備を完全に拒否する事がかなわないフランスが提案したのは欧州軍構想(EDC: 欧州防衛共同体)であり、最終的に両者の妥協案であるスポフォード案が 1950 年 12 月に成立した²⁰⁸。しかしフランスにおいて EDC 条約の批准が否決され、西ドイツの独立、再軍備、NATO 加盟が実現した。最終的にフランスの安全保障はアメリカおよびイギリス軍の西ドイツ駐留という形で解決が図られた。

植民地戦争とスエズ動乱

冷戦に対する一つの答えがヨーロッパで出される間、フランスはイギリスと同様にその帝国時代の遺産をどうするかという問題に直面していた。その中で大きな問題となっていたのがインドシナおよびマグレブ地域、特にアルジェリアであった。戦後のフランスにとって植民地はその大国としての地位を保つのに必要であると考え、更に現地の入植者や開発投資という側面からも、単純に切り離せるものではなかった。多くの場合フランスは親仏的な現地自治政権の樹立やフランス市民としての選挙権の拡大などを行う事で解決を図ろうとしたが、事態解決に至るものではなかった。ここでは大規模な戦闘に発展したインドシナおよびアルジェリアに

²⁰⁷ 遠藤乾編(2014)「ヨーロッパ統合史 = A history of European integration」名古屋大学出版会 pp.118-119

²⁰⁸ 同上 pp.138-139

焦点を当てる。

インドシナは戦時中に日本軍の占領及び支配を受け、その中で形式上の独立を果たしており、更に戦後は中華民国という外部勢力も相まってベトナムにおいて独立派の活動が強く、返還当初からベトミンとフランス軍のゲリラ戦が行われていた²⁰⁹。戦後復興の段階にあるフランスにとってこの戦争は負担が重く、1950年における国防費の40%に相当した他、これらの支出の三分の一はアメリカから提供されているものであった²¹⁰。しかしフランスにとってインドシナからの撤退はマグレブにおける民族主義運動の更なる増大を招く可能性があり、その負担を受け入れる他なかった。またアメリカの援助が拡大する中で、彼らはフランスが反対した現地軍の強化や東南アジア諸国との軍事的関係性の強化、英語教育の普及を行い、主導権はパリからワシントンに移っていった²¹¹。1954年のジュネーブ会議においてフランスはインドシナ支配を諦め、インドシナ戦争はアメリカのベトナム戦争へと変化していく。

アルジェリアにおいても戦前から、民族主義の高まりから独立の機運が高まっており、フランス本国は現地のイスラーム教徒に対する選挙権の拡大や公務員などの雇用枠増加などの宥和に向けた政策を取っていた。しかしヨーロッパ系コロンの圧倒的な経済格差、人口差を埋めるには不十分であり、その反感は暴力によって示された。例えば1945年5月セティフにおける現地人の反乱によって100人以上のコロンが殺され、死体が凌辱された²¹²。このような不安定な状況は1954年のディエン・ビエン・フーでの敗戦の数か月後の10月末日のFLNによる同時多発テロにより、本格的な内戦に発展した。フランスにとって800万人のムスリム系住民だけでなく、120万人のコロンがいるアルジェリアは植民地省ではなく、内務省の管轄地域であり、世論としても共和国の不可分の領土であった²¹³。そのためフランスにとってこの問題は国内の民族共存に関する問題であり、植民地に関する問題でないというレトリックを用い

²⁰⁹ モーリス・ラーキン著、向井ら訳（2004）「フランス現代史：人民戦線期以後の政府と民衆」大阪経済法科大学出版部 pp.269-275

²¹⁰ 同上pp.274

²¹¹ その中でフランスは北ベトナムとの関係を構築する試みを見せており、その点では米仏の利害対立の側面もあった。松岡 完（1985）「ベトナムをめぐるダレス外交」アメリカ研究 19 巻 pp. 159-179

²¹² モーリス・ラーキン（2004）pp.262-265

²¹³ 藤井篤（2013）「アルジェリア戦争とアメリカ国務省」香川法学 32 巻 3.4 号 pp.325-354

た。状況が悪化するにつれてフランスは兵員の増派を行い、1956 年の 3 月に西ドイツの NATO 駐留軍のフランス陸軍 2 個師団をアルジェリアに移動させ、5 月末までに予備役を 12 万人召集し、半数を西洋防衛部隊に残し、残りをアルジェリアに派遣した²¹⁴。このような状況においてフランスは当然 NATO の同盟国に対して「共産主義ゲリラによる反乱」というレトリックなどを用い、援助を要求するもアメリカはインドシナの二の舞を避け曖昧な立場を取り、イギリスは好意的な立場を示しつつも、距離を取るような外交を行った²¹⁵。さらに同年起こったスエズ動乱においてもアメリカは反植民地、アラブ世界との関係性という観点から、英仏に反対した。これらの経験はフランスにとってアメリカおよびイギリスに対する不信感を醸成する十分な要因となった²¹⁶。このようにフランスは帝国として没落していく中で、同盟国への不信感を獲得していき、それがドゴール外交へとつながっていく。

西ドイツへの接近と独自外交、そしてヨーロッパ協力

冷戦中期におけるフランスの軍事、外交を語る上で外す事の出来ないのはシャルル・ドゴールであろう。フランス独立回復後数年で、一度は政界から身を引くも、アルジェリア戦争の中で、1958 年に非常事態宣言下の第四共和政の首相、そして第五共和制の大統領として再びフランスの国家元首として返り咲くことになる。ドゴールの外交姿勢を一言で表現すれば、「超大国フランスの再興」であり、彼の言葉を引用するなら「偉大でなければフランスではない (La France ne peut être la France sans la grandeur.)」²¹⁷であり、この発言に端的に表されている。その点においては冷戦期の帝国としてのイギリスと一致すると言ってもよい。しかし超大国米ソに挟まれる構造は同じでも、ゴーズム的外交の姿勢は大きく異なるものであった。

多くの研究で共通している認識として 1960 年代から米ソは現状維持に向かっており、武力

²¹⁴ 藤井 篤 (2015) 「アルジェリア戦争と英仏関係—脱植民地化をめぐる協調の限界—」 国際政治 173 巻 pp.28-42

²¹⁵ 藤井 篤 (2013) 藤井 篤 (2015)

²¹⁶ 遠藤乾編 (2014) pp.153 更に遠藤はフランスの同盟国不信は「1940 年の *Attaque de Mers el-Kébir*」や「自由フランス時代における米国の対応」なども要因として考えられると述べている。遠藤乾 (2023) 「フランスとウクライナ戦争: マクロン流安全保障政策の論理」 鹿島平和研究所 安全保障研究

²¹⁷ Le Figaro, Charles de Gaulle a dit... (20/10/2023 最終閲覧)

<http://evene.lefigaro.fr/citations/charles-de-gaulle>

を用いた対立の蓋然性は低いと欧州諸国は認識していた²¹⁸。実際にU2 事件やキューバ危機において米ソは明確に対立を避けたほか、中ソ対立も起こる中で、フルシチョフは平和共存路線という現状維持方針を露わにしていくな。そのような硬直化する米ソ二極体制を打破し、多極世界に転化させる事がドゴールの狙いであった²¹⁹。そのため最初は米国との対等な同盟関係を求め、NATO の改革という言葉の元、三頭体制の構築を要求したが、それは米国による拒否により終わった²²⁰。その経験から核武装の必要性を痛感したフランスは 1960 年に核兵器開発をアメリカの技術協力拒否にも関わらず成功させ、英米の意図的な核独占状態が崩壊した。またソ連の核の数的優位性が高まる中で、ヨーロッパ諸国はアメリカによるコミットメントの疑念が高まっていたという背景もあった²²¹。さらにフランスは西ドイツとの交渉を通して独仏の安全保障の相互関係を構築しようと企み、一方 NATO の紐帯を維持すべくケネディ政権は多角的核戦力構想で乗り切ろうとしたが、後に両者ともに失敗する事となる²²²。いずれにせよフランスにおける独自外交の追求は核保有がスタート地点であった。また「大西洋からウラルまで」という発言に代表されるような西ドイツのみならず、東欧諸国、対ソ連デタントもドゴールによる外交の特徴といえる。この東方政策はあまり効果があったといえないとする研究も多い²²³が、フランスの独自外交の一例として紹介する。

軍事におけるドゴール外交の最大の出来事は 1966 年 NATO の統合軍事機構からの脱退といってもいいだろう。この NATO からの脱退は西側諸国だけでなく、東側諸国も驚かせるものであった。一方で、これは政治的なパフォーマンスという側面も否定できない。そもそもフランスは公式に脱退を宣言する以前から、大西洋および地中海のフランス艦隊を引き上げており、脱退後もアメリカを始めヨーロッパ諸国との協定を結び、NATO との協力関係を明確に示していた²²⁴。またプラハの春などにおいて地中海のフランス海軍はアメリカに情報提供を行うなど NATO の一員と変わらない行動を行っていた事例もある²²⁵。そのためこれは軍事的な

²¹⁸遠藤乾編 (2014) pp.164 や山本 健太郎 (2009) 「フランスの NATO 統合軍事機構離脱とドゴールの同盟政策」法と政治 60 巻 1 号 pp.25-111

²¹⁹モーリス・ラーキン (2004) pp.362

²²⁰ 山本 健太郎 (2009)

²²¹ 同上

²²²遠藤乾編 (2014) pp.171-174

²²³モーリス・ラーキン (2004) pp.367-368 山本 健太郎 (2009)

²²⁴ 山本 健太郎 (2009)

²²⁵モーリス・ラーキン(2004) pp.368

完全な孤立ではなく、山本は NATO の枠組みで存在していた駐独フランス軍はドイツとの交渉の結果、継続された他ド=ゴールはアメリカ軍の西ドイツ駐留を好意的に見ていた事などからフランスが西側諸国から完全に離れるというよりも、「主権」や外交の自由度を追求した結果であると述べている²²⁶。

「五月革命(Les événements de mai-juin)」の翌年 1969 年にド=ゴールは退陣し、フランスはその独自外交路線は維持しつつも、同時にヨーロッパ内での協力関係も深化させていった。経済関係で言えば、ド=ゴールが起こした空席危機が解消され、1973 年にはイギリスなどが EC 加盟を果たした²²⁷。このような協力は軍事産業の関連分野である航空および宇宙産業でも見られ、1969 年からポンピドゥー大統領が主導の元、ドイツ、スペイン、イギリスなどと共同でエアバス社を立ち上げ、宇宙開発では 1975 年に欧州宇宙機関を立ち上げた。このようなヨーロッパ内での協力は、アメリカの圧倒的な技術水準の差に立ち向かうための有効的な手段と考えられたためである²²⁸。このようなヨーロッパにおける協力は純粋な軍事分野においても同様に発生した。その最たる例が 1983 年に西ドイツと結ばれたエリゼ条約であり、この条約を通して「即応部隊(Force d'Action Rapide)」が組織され、これは後に独仏連合部隊の基礎となった²²⁹。このように従来 of 自律性を持った外交路線を維持しながらも、ド=ゴール以後フランスはヨーロッパとの協力関係を深めていった。

フランスの冷戦期における外交政策はフランスが安全保障を自活する(ないし、決定権を持つ)ことを追求するものであった。それは西ドイツの再軍備拒否と欧州軍構想から始まり、西ドイツとの協調関係といったヨーロッパにおける枠組み構築、さらに核開発や NATO 脱退といった独自性の追求などに代表される。一方イギリスは冷戦期においてアメリカとの関係を重視した外交政策を取り続けた。それはヨーロッパ協調に対する消極性や特別な関係を自称する事からも伺える。この両国の姿勢を生んだ要因は植民地独立における縮小という側面もあるが、一番はスエズ動乱におけるアメリカとソ連という超大国に対して英仏が無力であったという同じ経験に由来する。このような同じ出来事を共有する英仏であったが、以上のような差異

²²⁶ 山本 健太郎 (2009)

²²⁷ 遠藤乾編 (2014) pp.199-203

²²⁸ 同上 pp.217-218

²²⁹ Xavier FRAUDET (2006) 「France's security independence : originality and constraints in Europe, 1981-1995」 Bern : Peter Lang, pp.82

を有している。

フランス軍とその防衛戦略

さて第二次世界大戦終結から、冷戦終結前までの歴史を俯瞰してきたが、この時期以前から、特に 19 世紀末から、冷戦終結までフランスの防衛に対する目線は常に東を向いてきた²³⁰。それは即ち 1870 年のプロイセンから始まり、20 世紀前半における第二および第三のライヒ、そして 1950 年からはソビエト連邦こそがフランスの防衛戦略の仮想敵国であった。ではこのような状況においてフランス軍はどのように変化してきたのだろうか？

まず 1950 年代におけるフランス軍にとって対応すべき課題は二つ存在した。まず一つ目は第二次世界大戦における経験を軍隊の中に落とし込む事であった。ナチスドイツを始め、ファシスト勢力との戦闘の中でフランス軍(と自由フランス軍)は装甲車両を用いた機動戦や近接航空支援、砂漠での戦いなど 1940 年代前半における近代戦の殆どを想定できておらず、またそれに対して効果的な対策を打つことが出来なかった。そのため装甲車の技術発展を進めると共に、そのドクトリン習熟に努力が向けられた²³¹。しかしこの時代においてフランス軍が直面した危機はそのような広い平原での戦車戦でも、スツーカーによる爆撃でもなく、対ゲリラ戦であった。これこそが二つ目の課題である、前述の通りフランス軍は両戦争とも敗戦という形で幕を閉じる事となったインドシナやアルジェリアにおける戦争であった。これらの事例を見て、フランス軍は全く対反乱作戦に対して見識がないという意見もあるが、フランス軍はイギリス同様に植民地における対反乱作戦に従事しており²³²、経験がなかったわけではなく、戦間期における機動戦ドクトリン同様に一部の将校は COIN のようなドクトリンを主張していた。例えば Général Lionel-Max Chassin はアルジェリア戦争を「人間の間(parmi la population)」であると述べ、「無法者(hors-la-loi)」をどう対処するかが問題であると述べた²³³。また参謀本部

²³⁰ Jean-François BUREAU (1997). La réforme militaire en France : une mutation identitaire. Politique Étrangère, 62(1), 69-81.

²³¹ Paul ÉLY (1961) 「L'armée dans la nation」 A. Fayard pp.43-46

²³² Julie D'ANDURAIN (2012). La « petite guerre » africaine, entre conquête, contre-guérilla et contre-insurrection (1880-1900). Revue Historique des Armées, 268, 23-31.

²³³ Mahfoud BENNOUNE (2001) « La doctrine contre-révolutionnaire de la France et la paysannerie algérienne : les camps de regroupement (1954-1962) », Sud/Nord, 14(1), pp. 51-66.

規模においても「心理戦(Guerre psychologique)」という言葉を用い、単純な軍事作戦とは違う事は認知していた²³⁴。いずれにせよこのような負担の重い戦争を遂行する中で、1950年代におけるフランス陸軍の想定した防衛戦略は1939年の反省とレジスタンスの経験を踏まえたものであり、予備役と常備兵を新しい戦術の元で十分に訓練する事、そしてサボタージュやゲリラ戦を行う事であった²³⁵。

しかし1970年代には、このような防衛戦略は大きく転換する事となる。それはド=ゴールによる独自外交という方針もさることながら、核武装という側面が大きい。この時代におけるフランスの軍事方針は一言で言えば「核と徴兵制に基づく抑止」であった²³⁶。ここで注目したいのがフランスの核政策は「弱者から強者へ(faible au fort)」と呼ばれるものであり、核戦争の敷居を高める事が狙いであったとされている²³⁷。このようなヨーロッパにおける核使用を警戒した姿勢は戦術核を préstratégique と呼称した²³⁸ことから明らかであり、フランスにとって核は兵器というよりも、防衛戦略と呼ぶにふさわしい扱いであった。しかし同時にフランス陸軍は通常兵力の強化自体にも力を入れていた。1970年代から80年代におけるフランスの国防費はGDPの3-4%を推移しており、国家支出の20%弱を占めるものであった²³⁹。この背景にはド=ゴールの軍事に焦点を当てる国家戦略もある一方で、ヨーロッパ大陸でのNATO加盟国と共に、限定戦争を実行する可能性を危惧していたことに由来していた²⁴⁰。1972年に初めて出された「防衛白書(Le livre blanc)」においても、核兵器のみではなく、国土防衛や西ドイツ駐留軍などの通常兵力にも言及され、複雑化する軍事技術への対応の必要性も論じている

²³⁴ Pierre PAHLAVI and Éric OUELLET (2009). Guerre irrégulière et analyse institutionnelle : le cas de la guerre révolutionnaire de l'armée française en Algérie. *Guerres mondiales et conflits contemporains*, 235, 131-144.

²³⁵ Paul ÉLY (1961) pp.74

²³⁶ Bastien IRONDELLE (2003)

²³⁷ 小島 真智子 (2021) 「グローバルな核秩序の溶解とフランス核抑止戦略」 *国際政治* 204 巻 pp.17-32 や Jean KLEIN (1979). *LA FRANCE, L'ARME NUCLÉAIRE ET LA DÉFENSE DE L'EUROPE*. *Politique Étrangère*, 44(3), 461-479.

²³⁸ 山本 真智子 (2009) 「一九七〇年代及び一九八〇年代におけるフランスの「抑止、防衛、デタント」政策」 *157 巻* pp.43-56

²³⁹ Xavier FRAUDET (2006) pp.90-91

²⁴⁰ 山本 真智子 (2008) 「フランス第四共和制の軍縮政策」 *国際安全保障* 35 巻 4 号 pp. 69-88

²⁴¹。また同書において予備役は「普遍的兵役(Le service militaire universel)」という独立した章の中で言及されて、この中で予備役は「補完的(complémentaire)」や「補助(auxiliaires)」ではなく、抑止力の一つであると言及されており、フランスにおける重要性がうかがえる²⁴²。

また同時に注目したいのが、フランス軍もイギリス軍と同様に冷戦期において軍事介入を行っているという点である。特にアフリカの年である 1960 年以降フランス領アフリカの地域は次々に独立を果たしていく中で、フランスはこの旧植民地の国家(特にフラン圏)と防衛協定などを結び、その枠組みでフランス軍の駐屯や、現地政府の要請ないし在留フランス人の保護の目的で軍事介入を行ってきた²⁴³。

小結語

このように冷戦期におけるフランス、そしてフランス軍はインドシナおよびアルジェリアという非正規戦を戦うと同時に、軍隊の近代化を進める必要に迫られていた。さらにその取り組みはドゴールによる独自外交によって、完全な孤立というまでではないものの、自前での構築を迫られる機会も少なくなかった。一方で、このような超大国による二極化の中で、西側諸国でありながらも対米自律を模索したフランスはドイツ、時にイギリスなどのヨーロッパ諸国との協力関係を築く事も多く、このような姿勢は冷戦終結後にも垣間見える。また予備役はフランス軍において防衛政策のみならず、共和主義の擁護者として、政治的な意味も有している。しかしフランス軍や共和主義は国家、フランス人(Nation)を擁護する概念として用いられる事があり、それは歴史的事実としても、後述するが現代においても見られる要素である。

比較という観点において、冷戦期における英仏軍の軍事方針や実働は対照的な側面があると言える。両国ともに 1950 年代において植民地独立戦争を経験しており、その対応を迫られた。確かに共産主義ゲリラに対する対抗という文脈の利用や最終的な撤退という点では同じであるが、軍事的な評価においてフランスは対反乱作戦という非正規戦に対して失態が多かったのに対して、イギリスはこのような“戦争“における軍隊の機能が火力のみではない事

²⁴¹ Ministre de la Défense (1973) 「Livre Blanc sur la Défense Nationale」

²⁴² 同上

²⁴³ 片岡貞治 (2012) 「アフリカ紛争予防：フランスの視点」 研究報告書 日本国際問題研究所 pp.54-75

を理解していたと評価されている。また対ソ連などの伝統的な防衛という観点において、イギリスは自前の海空軍を活用し、アメリカとの共同を前提にした戦略を想定しており、そこには自国の核兵器によるソ連(特にイギリスの権益のある南部地域から)への戦略爆撃などが想定された。またそのような作戦において予備役は必要なく、事実徴兵制は戦後に廃止された。これはイギリスにとってアメリカの強大な陸軍こそが中心であるという意識があったと考えられる。一方フランスはそのような役割分担を選択せず、陸海空の三軍において陸軍重視の方針を続けた。それは再度のドイツという脅威に対する不信感やアメリカといった同盟国は常にフランスの意向を酌むわけではなく、その強大な軍事力の前には無力であると理解していたからである。そのような無力さをカバーするために自律が要求された結果として三軍の組織と核兵器開発が進められたと言える。その中で徴兵制はフランスの抑止政策のかなめの一つとして認識され、同時にイギリスと異なり社会的な要素も強く強調された。

第3節 冷戦終期以降の外交戦略と軍事組織

冷戦の中で、フランスは多くの領土を失い、また失う過程で大きな傷を負ってきた。しかしその過去の“偉大さ”を忘れる事は出来ず、その独自性の追求は核武装や同盟の一部離脱という結果をもたらした。しかしヘキサゴンのみの力に限界を感じる中で、ヨーロッパとの関係を模索していく事となり、冷戦終結間際はその傾向が更に強まる時期であった。

アメリカとの圧倒的格差とヨーロッパでの協力

イギリスと同様フランスにとっても湾岸戦争、ソ連崩壊、ユーゴスラビア内戦がおこった 1990年代は無力さを痛感すると同時に、新しくなった安全保障環境に適応するための変化の時期であった。まず最初の 1991 年 1 月に起こった湾岸戦争にフランスも多国籍軍の一員として参加した。そしてフランス軍もイギリス軍と同様に、航空機や戦車、人工衛星といった技術的な点、情報や指揮系統の作戦統合などのドクトリンの点なども含めてアメリカとの圧倒的な格差を痛感した²⁴⁴。さらにフランス軍にとって衝撃だったのが、イギリス軍との差であった。湾岸戦争においてフランス軍は兵員を約 19000 人送ったが、それはイギリス軍の半数ほどであった

²⁴⁴ Michel DELION (2021). Les conséquences de la guerre du Golfe sur le modèle de l'Armée de terre. Revue Défense Nationale, 843, 140-145.

²⁴⁵。その理由として大規模な徴兵制を基礎とするフランス陸軍の構造が挙げられる。ドイツ駐留部隊の半数がその徴募兵から構成されていたフランス陸軍にとって予備役は必要不可欠な存在であった。彼らをヨーロッパに駐留する事に大きな反対はなかった反面、国内政治の議論の中で、彼らを中東に送ることが出来なかったからである²⁴⁶。また言語などの壁に由来する、相互運用性(L'interopérabilité)に問題があった事も指摘されている²⁴⁷。更にユーゴスラビア内戦、そしてそれに続くコソボ紛争においても EC や EU などのヨーロッパという単位ですら、アメリカ一国との圧倒的な力の差を痛感する事となった²⁴⁸。勿論フランスはコソボ紛争においてイギリスと共に空母を派遣するなど、NATO メンバーの中では大きな役割を担っていた²⁴⁹が、アメリカと比較をするレベルではなかった。この一連の出来事は第三の軸として、核保有を進めたゴーズムを維持する事が困難であると痛感させるものであった。このようなアメリカを目前に焦燥感を抱えていたのはフランスだけでなく、第二章で説明したようにイギリスも同様であった。このような状況の中で時の政権ブレア—首相とシラク大統領の間でサンマロ宣言が署名され、これはイギリスの大きな方針転換であると共に、フランスにとってはドゴール以降進められた軍事におけるヨーロッパの自律性の前進であった²⁵⁰。

対テロ戦争とアメリカとの対立

前述のサンマロ宣言を始めとする、ヨーロッパによる軍事力の強化に対してアメリカの態度は玉虫色であった。いかにアメリカが NATO における圧倒的な勢力であったとしても、同盟国の軍事力強化は好ましいものであり、軍事作戦における分担や来るべき脅威に共に戦う仲間が強くて困ることはない。しかしながら同時に、ヨーロッパにおける独自の軍事力が強化されるにつれ、アメリカはヨーロッパ諸国をコントロールする事は困難になる²⁵¹。このようなアメリカ

²⁴⁵ なおアメリカ軍は51万の兵員を投下しており、いかに米軍がこの中心を作戦を担っていたかがうかがえる。

²⁴⁶ Gregory SHAUN (2000) French defence policy into the twenty-first century. Macmillan Press. pp.44-45

²⁴⁷ 同上 pp.45-46

²⁴⁸ 遠藤乾編 (2008) pp.259-260

²⁴⁹ 三井 光夫 (2001)

²⁵⁰ 遠藤乾編 (2008) pp.272 鈴木 一人(2006)「フランスと ESDP」国際安全保障 34 巻 3 号 pp.25-48

²⁵¹ Anand MENON (2002). Playing with fire : the EU's defence policy. Politique

とヨーロッパ諸国の利害対立は 1991 年のソビエト連邦崩壊を始めとして、徐々に鮮明になっていき、ソ連の解体とそれに伴うワルシャワ条約機構の崩壊、そして NATO の東方拡大は、彼女の存在意義の危機を意味した。実際に冷戦終結後の NATO は軍事同盟としての側面だけでなく、民主主義国家を中心とした政治的コミュニティとしての側面を持つようになった²⁵²。さらに NATO は人道介入などのソフトな分野にも参画するなどしてその変化に対応しようとしている²⁵³。実際にマケドニアやボスニアなど旧ユーゴ地域における軍事作戦は NATO によって担われたものも多く、米欧関係の組織として新しい存在意義を追求してきた。

しかしアメリカ同時多発テロ事件とその後のアフガニスタン戦争、そしてイラク戦争において NATO はそのような役割を果たしたと言い難く、またこれらの事象はフランス(とドイツなどの古いヨーロッパ)対アメリカ(とイギリス、そして新しいヨーロッパ)の構図を浮き彫りにしたともいえる。2001 年 9 月に起きたアメリカに対するテロ攻撃は真珠湾と同様にセンセーショナルなものとして扱われ、また冷戦後に現れた新しい脅威の最も有名な事例の一つとなった。その中で NATO は集団的自衛権を主張し、その他多くの国もこれに同調し、またフランスも攻撃直後にいち早くシラク大統領が訪米し、米国との連携と支援を約束するなど、かなり積極的な立場を見せていた²⁵⁴。しかしブッシュ政権が実際にアフガニスタンで行った軍事行動はアメリカ軍によって担われ、軍隊を派遣した NATO 諸国のほとんどが海上哨戒などの補助に押しとどめられ、フランスも艦隊を除けば、近接航空支援や少数の部隊を行うに留まった²⁵⁵。なおその後の続く ISAF などのアフガニスタンにおける軍事作戦においてフランスは陸戦兵力などを少なくない数送っている。

さらにこのような米欧の溝はイラク戦争で決定的なものとなる。英米を主体とする有志連合が 2003 年に再びバグダッドに侵攻を開始する一方で、このイラクの大量破壊兵器保持の疑いという casus belli はフランス、ドイツを始めとする少なくない国にとって説得力に欠けるもの

européenne, 8, 32-4

²⁵² Benoît D'ABOVILLE (2006). Où va l'OTAN aujourd'hui ?. Commentaire, 115(3) pp. 577-588.

²⁵³ 遠藤乾編 (2008) pp.277

²⁵⁴ 片岡 貞治 (2004)

²⁵⁵ 福田 毅 (2003) 「対テロ戦と NATO--集団的自衛権発動とその影響」国立国会図書館調査及び立法考査局レファレンス 53 巻 3 号 pp.47-80

であった。イラク戦争を巡っての対立は米仏関係に影響を与え、フランスを始めイラク戦争に反対するヨーロッパ諸国はアメリカから「古いヨーロッパ」と呼ばれた。このような新旧ヨーロッパの分断は、サンマロ宣言や 1990 年から進行してきたヨーロッパにおける自律的軍事力の形成に負の影響を与える事となり²⁵⁶、常に EU や NATO が一枚岩でなかったことを示している。

ヨーロッパ協力和 PKO

では、ヨーロッパにおける協力はどのように推移していき、フランスとの関係性はいかようであっただろうか？ヨーロッパにおける軍事力強化や防衛協力の試みは、西欧同盟を始め、2 節で言及した在独部隊 FAR などが挙げられるが、本格的な始動は 1990 年代後半であった。1990 年代前半においても、1991 年の共通外交安全保障政策そして 1992 年のペーターズベルグ任務の設定といった軍事分野の協力深化の萌芽はあった反面で非軍事分野にも強く言及しており、またその実効性に疑問符が付されるものであった²⁵⁷。その芽が成長するための水となったのが米欧軍事格差であり、前述のサンマロ宣言であった。そして 1999 年にはヘルシンキ主目標が定められ、具体的な目標が定められると共に、6 万人の兵力を持つ「欧州緊急対応部隊 (Rapide Reaction Force)」の設立が合意された²⁵⁸。さらに 2004 年には「欧州戦闘部隊 (Battle Groupe)」が組織され、欧州防衛庁が設立されるなど、急速な勢いで統合がすすめられていった²⁵⁹。

その一方で、米国を始めとする NATO や大西洋同盟を重視するイギリスなどの立場もあり、必ずしも諸手を挙げての推進ではなかった。それこそサンマロ宣言の直後に米国务長官は NATO との関係性に対する懸念を「3D」という表現で表明し、1999 年にはベルリンプラスが取り決められたが、これは EU の独自作戦において NATO のアセットの利用を可能にする一方、完全な独立した司令部の設置を阻止する意味合いもあった²⁶⁰。このように NATO との関係性

²⁵⁶ Christian SCHWEIGER (2004). British-German Relations in the European Union after the War on Iraq. *German Politics*, 13(1), 35-55.

²⁵⁷ 宮本光雄 (2010)

²⁵⁸ 鈴木 一人(2006)

²⁵⁹ 遠藤乾編 (2008) pp.282-283

²⁶⁰ Djibril DIALLO (2011) Les relations Union européenne-OTAN. Université de

においてはペーターズベルグ任務を始めとして、自律性を求めるフランス、対米関係を重視するイギリス、自律性を求める一方で、軍隊の派遣に消極的なドイツといった加盟国の思惑が交差する形で妥協やアメリカの交渉などが行われ、最終的に NATO がハードな安全保障や軍事、EU がソフトな安全保障や人道介入、平和構築などを行うという分業体制が成立した²⁶¹。そのような紆余曲折がありながらも、ヨーロッパにおける軍事力強化が行われ、その試金石となったのがコンゴ民主共和国におけるアルテミス作戦であった²⁶²。この作戦は国連の要請で初めて ESPD の枠組みで実行されたが、フランスは 1000 人の人員のおよそ半数を拠出している²⁶³。

このようなフランスの紛争介入を始めとした PKO に対する姿勢は積極的であるが、その背景には対アフリカ政策が存在し、フラン圏を始めとするアフリカとの関係性を重視している側面も存在する。フランスは PKO 以前から少なくない国と防衛協定を結び、部隊を駐留させている²⁶⁴ことからアフリカ地域におけるプレゼンスを重視してきた。これはアイルランドなどの PKO に熱心な国にとっては歓迎されるものである一方、フランスの国益にヨーロッパ諸国が利用されるという側面も存在している²⁶⁵。

このようなフランスの姿勢は対米自律を追求した冷戦中期の外交政策に大きな差はないと言える。しかし湾岸戦争などを通してイギリスのヨーロッパ協調が進み、ヨーロッパにおける軍事力の強化が進められたという点は英仏共通の事象である。しかしその動機はアメリカとの関係性を強くするためのイギリスと自律を進めて自由度を増やそうとするフランスという違いが存在している。それはイラク戦争などのアメリカ主導の作戦におけるフランス、イギリスの反応の差にも表れている。

Montréal Lex Electronica, 16(1)

²⁶¹ Vivien PERTUSOT (2015). Défense européenne : enfin du nouveau. Politique étrangère, 11-23.

²⁶² 宮本光雄 (2010) 鈴木 一人(2006)

²⁶³ 中村宏毅(2012)「フランスのアフリカ政策に関する考察」武蔵野大学政治経済研究所年報 pp.293-323

²⁶⁴ 大林稔 (1996)「冷戦後の国際社会とアフリカ」アジア経済研究所

²⁶⁵ Antoine RAYROUX (2016). L'Europe des militaires: Pratiques et limites de l'approche globale dans la gestion des crises. Politique européenne, 51, 118-143.

NATO 復帰と新しい脅威への対応

21 世紀に入り、イラク戦争、PKO などを通してフランスは即応性や IT 化を含めた現代戦への対応、多国籍性を理由とする相互運用性の確保、危機管理能力といった低烈度非正規戦への適応など様々な必要性に駆られていた。そのような環境下において、親米派と言われるニコラ・サルコジ大統領は 2009 年にフランスが軍事部門において NATO に復帰する事を宣言し、NATO もそれを歓迎した²⁶⁶。このような姿勢はある種ドゴール以降の「例外主義」の変化であり、フランスが一定の幅で軍事の分野においてもある程度の自律性を確保しつつも、協調主義的な立場を取るようになったことの象徴とも言える²⁶⁷。

そのような背景の元、安全保障分野において進められた協力関係は NATO や EU の枠組みもさることながら、一部の特定の利害を持つ少数のメンバー間での協力であり、ミニラテラルなものが多かった。その理由として NATO や EU 内での取り組みでは、国家方針や戦略文化の違いから具体的な目標で合意する事の困難、迅速さに欠けるなどの問題があるからだ指摘されている²⁶⁸。その中で対外派遣に熱心なイギリスや欧州の自律性に好意的なドイツは往々にしてその協力相手になっており、それは NATO 復帰後も同様であった。例えば 2010 年にイギリスと結んだランカスターハウス条約(Le^s Traités de Lancaster House)において相互運用性の向上のために英仏連合部隊の組織や核開発、防衛装備品の共同開発などを宣言している²⁶⁹。勿論すべての計画が達成されたわけではなく、戦闘機や中高度ドローンなどにおいては最終的な合意が得られなかったが²⁷⁰、サヘル地域におけるバルカン又作戦などで共同

²⁶⁶ AFP 12/03/2009 公開 (最終閲覧 21/10/2023) <https://www.afpbb.com/articles/-/2580872>

²⁶⁷ 坂井一成 (2012) 「フランスの対外政策における地中海の存在意義」国際政治 167 号, pp.102-115

²⁶⁸ Alice PANNIER (2015)

²⁶⁹ Jean-François GUILHAUDIS (2011) 「Les traités de Lancaster House et la coopération franco-britannique en matière de défense et de sécurité」Annuaire Français de Droit International, 57, pp. 85-110

²⁷⁰ Alice PANNIER (2015)

作戦を行うなど、相互運用性の向上などは見られる²⁷¹。

また前述の新しい脅威への対応としてフランスは対テロ戦争にも積極的であり、NATO 復帰前の 2008 年にはアフガニスタンへの更なる兵員の派遣を宣言していた²⁷²。さらに国内におけるテロリズムや組織犯罪なども安全保障の射程に収まっている。このような国内治安や犯罪においても軍事分野による対処が行われるのもフランスの特徴である²⁷³。浦中は具体例として軍人としての身分を持つ憲兵隊が国内治安に関与しており、パリ消防隊が陸軍に属しているなどといった組織機構を紹介している。また海上においてもフランスでは海軍が関与しており、2004 年において 1/4 の任務は海軍によってなされている²⁷⁴。

このように NATO 復帰後においてフランスは国際的協調体制を深化させつつ、新しい脅威への対応を進めていっており、この点においてフランスの安全保障環境やその要請される機能は他国と大きく変わらないと言える。しかしイギリスとの対比という観点では、フランスにおいて軍事力は警察力として活用される側面が強いという点は大きな差異であり、これは予備役の活用という文脈からも伺える。

冷戦終結後の防衛政策と徴兵制廃止と志願制予備役

このようにフランスの外交政策が変遷していく中で、それを具現化する防衛政策やフランス軍も同様に変化を遂げていった。その変化を端的に表すならば「より小さく」「国際化」「より早く」「より広く」であったと言える。冷戦後の変化を最も明快に示しているのは 1994 年に出された防衛白書である。これには、「戦略的自律」と「領土防衛」という確固たる従来の方針から転化を示しており、新しい安全保障の脅威(原語では Les vulnérabilités nouvelles)に対応する

²⁷¹ France Diplomatie, 10e anniversaire des traités de Lancaster House (最終閲覧 21/10/2023) <https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/dossiers-pays/royaume-uni/relations-bilaterales/article/10e-anniversaire-des-traites-de-lancaster-house-2-11-20>

²⁷² 山本 健太郎 (2013)

²⁷³ 浦中 千佳央 (2012) フランスにおける新形態の脅威への対処機構 国際安全保障 40 巻 3 号 pp. 30-47

²⁷⁴ Basil GERMOND (2006). Les forces navales européennes face aux « nouvelles menaces » en mer. Relations internationales, 125, 45-58.

ために国際協調と危機管理能力の重要性を語る内容になっている²⁷⁵。このような変化を引き起こしたのは前述の湾岸戦争やユーゴ内戦や「平和の配当」に基づく防衛費削減の必要性²⁷⁶から、海外派遣可能な兵員を増やしつつも、フランス軍は兵員の削減を掲げており全体として40万人から25万人に圧縮する方針を打ち出していた。

このような防衛政策の転換は1996年の徴兵制廃止にも示されている。冷戦終結後においてもフランス軍は徴兵制を通して多くの予備役を抱えており、陸軍に至っては50%が予備役で構成され、1993年においては50万人を超える予備役が存在していた²⁷⁷。更に1994年の防衛白書でも徴兵制維持の方針を打ち出しており、「徴兵制は領土防衛において重要な役割を果たす(*la conscription joue un rôle important pour la défense du territoire*)」そして新しい環境に適応するために「練度向上(*professionnalisation*)」を進めた「徴兵制と職業軍人からなる混合軍(*L'armée mixte*)」なるべきだと述べている²⁷⁸。また同時にナショナルアイデンティティの養成、共和主義体制の防衛に貢献するとも主張している²⁷⁹。勿論新しい安全保障環境への対応に徴兵制が不向きであるという指摘もあったが、1991年にはVAE(*Validation des acquis de l'expérience*)という制度を設立し、志願した徴募兵を海外に派遣しており、その人員の半数が彼らのような非職業軍人であった²⁸⁰。しかし1994年白書の2年後に徴兵制は廃止されており、この防衛白書からの急展開の理由についてTom Dysonは「国内世論も徴兵制廃止に好意的ではなく、1995年総選挙があるため、意図的なものである」と述べた²⁸¹が、Bastien Irondelleは「世論は徴兵制そのものの廃止には反対でないものの、その平等性が問題であると認識されており、選挙後に誕生したシラク大統領が廃止に向けたリーダーシップを取ったため」と認識している²⁸²。いずれにせよフランスにおいて徴兵制は共和主義などの非軍事的な側面が認識されていることが伺える。一方で前述の通り、フランスにおける共和主義は多くの場合nationとの同一視されることも多く純粋な政治的クレドとは異なるものである。

²⁷⁵ Tom DYSON (2008)

²⁷⁶ Gregory SHAUN (2000) pp.34 この財政上の問題は1988年から巻き起こった議論であり、冷戦終結はその主張を更に加速させたと言える。

²⁷⁷ Claude WEBER (2011)

²⁷⁸ Ministre de la Défense (1994) Livre Blanc sur la Défense 1994

²⁷⁹ 同上

²⁸⁰ Bastien IRONDELLE (2003)

²⁸¹ Tom DYSON (2008)

²⁸² Bastien IRONDELLE (2003)

長い義務的徴兵制の伝統を持つフランス軍であるが、徴兵制を 20 世紀末に廃止した。そして同時に動員可能な予備役として、志願制予備役の La réserve militaire を組織してきた。このフランス軍志願制予備役は二つの種別が存在しており、一つが Réserve Opérationnelle であり、もう一つが Réserve Cityoenne である。前者は作戦予備役と訳すことが出来、名前の通り軍隊の作戦に活用される予備役である。更に premier niveau と deuxième niveau に分けられており、後者は元現役の軍人が義務的に服しているカテゴリーであり、前者こそが志願制の予備役と言える。そのため別称として La réserve d'engagement と呼ばれることもある²⁸³。次のカテゴリーである Réserve Cityoenne は市民予備役と訳すことが出来る。こちらは軍事作戦に従事する事を想定しておらず、「社会と軍隊組織の紐帯の強化 (renforcement du lien entre la société civile et l'armée de Terre)」や「社会における防衛意識の涵養 (promotion de l'esprit de défense au sein de la société civile)」といった予備役の社会的な側面を切り取ったカテゴリーである²⁸⁴。成立当初は有事においては軍事作戦に従事するという条件がついていたが、2006 年からは完全に非軍事的なものに限定されている²⁸⁵。

このような軍隊の市民参加の長い歴史を持つフランス軍であったが、志願制予備役が形成された当初はあまり振るわなかったと言ってもよい。2000 年において陸軍の RO1 の定員は 2.8 万人であったが、その実人数は 9 千人ほどであり、充足率は 30%ほどであり、このような充足不足は空軍などのその他の軍も同様であり、特に兵卒の充足率に課題を抱えていた²⁸⁶。この背景として義務的徴兵制の時代においても代替の国家奉仕を選択する人も少なくなく²⁸⁷、冷戦終結後において徴兵制を始めとする軍隊に対する価値観が変化した事が理由の一つと考えられる。また 2000 年にかけて海外派遣を含むのべ動員数は陸軍がずば抜けて多く計 24.8 万日であり、1999 年に比べ 3.8 万日増加している²⁸⁸。多くは通常の配備であったり、

²⁸³ Site Interarmées des réserves militaire, Armée de Terre Le réserviste (最終閲覧 30/10/2023) <https://www.reserve-operationnelle.ema.defense.gouv.fr/index.php/armee-de-terre/le-reserviste>

²⁸⁴ 同上

²⁸⁵ Richard WEITZ (2007) The Reserve policies of nations: a comparative analysis

²⁸⁶ Conseil supérieur de la Réserve militaire (2001) Rapport annuel d'évaluation de l'état de la réserve militaire en 2000

²⁸⁷ Jean RICALES (2021). Les conséquences de la guerre contre l'Irak pour l'organisation militaire française. Revue Défense Nationale, 843, 120-125.

²⁸⁸ Conseil supérieur de la Réserve militaire (2001)

訓練のための動員であったが、5%ほどは海外派遣に充てられていた。

新しい脅威と対テロ戦争における予備役と防衛政策

このような予備役編成の中でフランスは 9.11 とそれに続く対テロ戦争、コンゴ民主共和国や中央アフリカ、チャドなどのアフリカで PKO や軍事介入を行っており、そのような需要を受けて、2000 年代後半にはテロリズムなどの脅威に対応するために国内での任務などを含めてより素早い動員が可能となった²⁸⁹他、憲兵隊の定員を大幅に引き上げ、その割合は予備役全体の 50%を占めるほどになった²⁹⁰。

そのような環境において 2008 年に新しく防衛白書 (Le Livre blanc 2008 sur la défense et la sécurité nationale) が出された。このタイトルから推察できるように防衛と同時に国家安全にも射程を広げる意図が伺え、実際にテロリズムや密輸などの組織犯罪にも言及され、生活に関わる産業などの防御に陸軍が当てられると述べている²⁹¹。また同時に兵員数の削減や防衛産業における国際協力も同様に謳われている。そしてこれらの姿勢は更に加速していき 2013 年版白書においては、更なる国際化、経済危機による予算制約、サイバー空間を含めたセキュリティ、PKO などの紛争介入などが強調されている²⁹²。また 1994 年以降、フランスは軍事的侵略の可能性よりも、新しい脅威への対応を急務と認識しており、そのため軽戦車のような展開性に優れているものや、空中補給機のような遠征に必要な装備を中心とした配備を促進させ、従来の重戦車や航空機の数は人員と共に一貫して減らされていると多くの研究者が指摘している²⁹³。またこのような背景には経済危機に伴う予算制約があると白書においても明言されており²⁹⁴、新しい任務が増える中で、限られたリソースをどう活用するかという問題に直面している。

²⁸⁹ Catherine DE LA ROBERTIE (2016) Quelle évolution pour les réserves militaires : Une réponse à l'enjeu de Garde nationale. Revue Défense Nationale, 786, 41-48.

²⁹⁰ Richard WEITZ (2007)

²⁹¹ Patrice BUFFOTOT (2009) 「Le Livre Blanc 2008 sur la Defense et la Securite Nationale」 Annuaire Français de Relations Internationales, 10, pp.1-14

²⁹² Patrice BUFFOTOT (2015)

²⁹³ Gregory SHAUN (2000) 山本 健太郎 (2013) Patrice BUFFOTOT (2015)

²⁹⁴ Ministère des Armées, Politique de défense (最終閲覧 24/10/2023)

<https://www.defense.gouv.fr/dgris/politique-defense/livres-blancs>

このような徴兵制そして予備役に対する英仏の違いは完全志願制に移行した冷戦終結後においては小さいような印象を受ける。確かに両国ともに湾岸戦争での経験や平和の配当という要求から軍隊をスリム化する必要に迫られ、海外派遣という点においても共通したものであった。その中でイギリスは対テロ戦争において予備役を利用不可能であると一度判断し、圧縮を行うも、再度予備役の重要性を強調する形で拡大を進めた。その一方でフランスは志願制予備役以降、軍隊の一部として予備役を独立させず扱うケースが多く、軍隊規模に比例して拡大や縮小(ないし維持)が行われた。このような点においてイギリスは予備役を陸軍の小分類ではなく、別個の組織として認識していると考えることが出来、フランスは陸軍(と憲兵隊)の小分類、ないし軍隊の社会化の一要素として認識しているという側面が存在する。

フランス軍の活動とその特徴

最後に冷戦以後のフランス軍の活動とその特徴について見ていく。冷戦終結後においてフランス軍の任務の多くは他国と同様に非正規軍と相対する軍事作戦であり、大きく分けて、アフガニスタンなどにおける対反乱作戦と国連や EU、ないし現地政府の要請などで行ったアフリカ地域を中心とするクーデターや過激派などの反政府勢力との戦闘である。

まずアフガニスタンなどにおける COIN においては、フランス軍は植民地支配を始め、アルジェリア、インドシナ戦争などで経験があるにも関わらず、特段 COIN に対する意識が全体に共有されているものではなかった²⁹⁵。フランス軍の ISAF における任務は専ら戦闘と現地軍への訓練を通じた能力構築であり、復興や NGO との共同行動には積極的ではなかった。これは NGO を排除するものではなく、軍隊と民間は別の枠組みであり、分業する事が最善であるという思考があったと指摘²⁹⁶されており、NGO と軍隊の関係性そのものはむしろ良好なものであったと指摘する研究もある²⁹⁷。しかしフランス軍のドクトリンは、10 人の死者と 21 人の重軽傷という大きな被害を出した 2008 年をきっかけに英米のドクトリンを大枠として参考にしつつ、アルジェリア戦争やバルカンでの経験を基に 2009 年には新ドクトリンを構築している。これに

²⁹⁵ John NAGL and Richard WEITZ (2010)

²⁹⁶ 同上

²⁹⁷ Chiara RUFFA and Pascal VENNESSON (2014) Fighting and Helping? A Historical-Institutionalist Explanation of NGO-Military Relations, *Security Studies*, 23(3), 582-621

対してOlivie Schmitt は「フランスの例外主義的な点は見られず、ドイツと比較した場合新しい武装の導入も積極的に行われた」と指摘している²⁹⁸。この点においてフランスは確かに軍隊の機能や役割に対して柔軟ではない側面があり、イギリスとは対照的であると思える反面、最終的なドクトリンの収斂はフランスにおいても起きており、この点は差異として強調するものではない。

またアフリカにおける介入においては、概ね短期間の作戦が多く、またアフガニスタンと異なり、一種包括的な関係性を持つ地域に派遣が行われてきた。それは植民地支配の時代から脈々と繋がっており、経済や政治などの非軍事的な繋がりや軍事的な協定や関係性が同列に存在している。1996年には8000人を超えるフランス軍兵士がアフリカに常駐していた²⁹⁹が、ニコラ・サルコジ大統領がアフリカの安全保障はアフリカが自立するべきという方針を打ち出し、2014年においては6000人程度に減少しており³⁰⁰、現在でも数を減らすという方針は変わっていない³⁰¹。加えてアフリカのみならず、アジア地域においても安全保障分野での関与を進める方針は維持され続けており、鶴岡はシンガポールの国防武官ロンドンからパリに移した例や、フランスの海外県が広くにある事から、イギリスよりも熱心であると指摘している³⁰²。

このように冷戦後の防衛政策をまとめると、安全保障での国際化が進む事で、相互運用性が重視され、更に新しい脅威への対応や政治的な理由から軍事介入を熱心に行っている。更にフランス軍という観点から見ても、海外駐留や多国籍な任務などを通して、他国(英米)の武装やドクトリンの導入が開始されている。更に2016年には制式小銃がドイツ製のものになる³⁰³など、必ずしもフランス独自の例外主義を標榜するものではなくなってきている。その

²⁹⁸ Olivie SCHMITT (2015) Olivier Schmitt (2017) French Military Adaptation in the Afghan War: Looking Inward or Outward?. Journal of Strategic Studies, 40(4), 577-599

²⁹⁹ 大林 稔 (1996)

³⁰⁰ 加茂省三 (2014) 「アフリカの安全保障とフランス」国際安全保障 41 巻 4 号 pp.19-35

³⁰¹ Le Monde 05/06/2023 公開 (最終閲覧 24/10/2023)

https://www.lemonde.fr/afrique/article/2023/06/05/la-france-reduit-encore-sa-presence-militaire-en-afrique_6176297_3212.html

³⁰² 鶴岡 路人 (2016)

³⁰³ Ministère des Armées, HK 416 F (最終閲覧 28/10/2023)

<https://www.defense.gouv.fr/terre/nos-materiels/nos-equipements-terre/nos-armes/hk-416-f>

一方で、予備役に関して言えば志願制の予備役に国防意識という観点や民生技術の導入などを明示的に示すように、共和主義などの国家的伝統や歴史を見る側面も存在している。

第4章 イギリスおよびフランスの予備役制度と実態

第1節 イギリスの予備役制度と役割

現代のイギリス予備役

第二章で言及したように、イギリス予備役は冷戦後においても国内外の様々な任務に用いられてきた。その中で現在のイギリス予備役の基盤とも言える政府文書は 2012 年に発表された Future Reserve 2020 である。この文書はこれまで進めてきた予備役活用を更に進め、予備役を独自の存在として認めつつも、常備軍との統合を進める方針を打ち出している。冷戦終結後のイギリス軍予備役において、その変化と方針を打ち出した最も明確な文書であり、予備役のみならず、イギリス軍全体の構造を変化させたものであるという指摘もある³⁰⁴。

その変化の中で最も象徴的なものは名称の変更といってもよい。従来 Territorial Army という名前が与えられていたイギリス陸軍予備役であるが、文書発表の同年 2012 年に Army Reserve という名称に変更された³⁰⁵。この理由として予備役と常備軍の統合を進めるという Whole Army 方針の中で地域、地方を強調するこの名称は不適切であると判断されたと説明されている³⁰⁶。更にこの Army Reserve の上位カテゴリーとして Volunteer Reserves という区分けが存在し、これは海軍の Royal Naval Reserve, Royal Marines Reserve, Royal Auxiliary Air Force などを包括したものとなり、分権的だった予備役制度の統括が進められた。

また文書は予備役の今までの実績とこれからの想定を述べており、1996 年の Reserve Forces Act の改正から予備役が海外派遣や国内の緊急事態に用いられた事を示し、更にその動員を広げる事を明言している。具体的には 5 年の間に 1 年間の動員を行う目標を定めており、任務や役職として「砲兵や工兵などの第一義の戦闘支援の分野や、補給や医療などの戦闘サービス支援、そして情報システムやインテリジェンスなど (primarily in the areas of combat support (artillery and engineers), combat service support (such as logistics, medical),

³⁰⁴ Timothy EDMUNDS, Antonia DAWES, Paul HIGATE, K. Neil JENKINGS and Rachel WOODWARD (2016)

³⁰⁵ Army Reserve (最終閲覧：18/11/2023) <https://jobs.army.mod.uk/army-reserve/>

³⁰⁶ UK Ministry of Defence (2012) 「Future Reserves 2020」

information systems and intelligence)³⁰⁷」を挙げ、軍事作戦における予備役依存を加速させる事を明言している。また訓練の更なる実施および 2.4 億ポンドの追加予算を行い海外派遣可能な予備役の数を増やすことを決定している³⁰⁸。同時にこのような役割の拡大の中でより重要でない機能や任務に対しては予備役ではなく、民間のコントラクターに委託する事も示されており、予備役が単なる PMSC とは違う存在であるという認識があると言える³⁰⁹。

このような FR2020 の方針や転換に関して、動員や人材確保の問題を指摘する研究³¹⁰もある一方で、COIN などの低烈度戦争においては民間の方が PTSD などの問題を抱えにくく、社会復帰が容易であるという点³¹¹や文書内でも言及があるがサイバーや医療、言語などの技能は民間の方が優れているという報告、更に軍隊でその技能を養成する事が予算的にも困難であるという点において有意義であると指摘する点も多い³¹²。

イギリス予備役の現在からの展望

このような方針転換がなされ、予備役の更なる活用が進められる中で、イギリス軍は民間技能などを始めとする予備役の有用性を認識し³¹³、訓練などで予備役と常備兵のペアリングを行う事で統合性を高めようとしてきた。しかし予備役に対する常備兵からの軽視³¹⁴や練度における問題点や人材の定着などの課題は多く存在していた。

そのような最中、イギリスにおいて最新の予備役の方針を打ち出した文書は Reserve Force Review 2030 であり、2021 年 5 月に発表された。現代のイギリス軍の予備役そして今

³⁰⁷ 同上

³⁰⁸ 同上

³⁰⁹ 同上

³¹⁰ Patrick BURY (2017)

³¹¹ Timothy EDMUNDS, Antonia DAWES, Paul HIGATE, K. Neil JENKINGS and Rachel WOODWARD (2016)

³¹² Edna LOMSKY-FEDER, Nir GAZIT, and Eyal BEN-ARI (2008)など

³¹³ Patrick BURY (2019) The Changing Nature of Reserve Cohesion: A Study of Future Reserves 2020 and British Army Reserve Logistic Units. *Armed Forces & Society*, 45(2), 310-332.

³¹⁴ Vincent CONNELLY (2021)

後の展望を理解する上で重要な文書である。前回の Future Reserve 2020 は予備役の活用に大きく舵を切ったイギリス軍とイギリス国防省という意味で大きな変化であったが、今回の文書はその 2020 年版の発展形ともいえ、現在の成果を見せつつも、更なる予備役の活用において注力する点や組織や制度の改善案などが述べられている。文書全体の大枠として、四つの方針を掲げており、それぞれ「予備役の社会との関係性の再定義 (Redefine the reserves' relationship with society)」「予備役の役割の拡大 (Expand the role of the reserves)」「予備役の潜在能力の解放 (Unlock the potential of reservists)」「予備役に対する支援の変革 (Transform support to the reserves)」とタイトルが付けられ、それぞれの方策や計画が述べられている³¹⁵。

具体的特徴、特に 2020 年度版との変更点としては、まず想定する安全保障環境が挙げられる。これは同年 8 月に発表された「Integrated Operating Concept 2025」と重なる部分が多く、同年の文書であることから内容は似通ったものである。ここでは新しい安全保障環境を「ますます複雑で、動的、そして競争的になった (is increasingly complex, dynamic and competitive)」として過激派などの非国家主体や「再来し、拡大する大国 (resurgent and developing powers)」という文言でロシアや中国などの国家主体にも間接的ではあるが言及されている³¹⁶。またそのような主体から発生する脅威として物理的な力による「戦闘 (warfight)」が重要なものであると認めつつ、「政治闘争 (political warfare)」という言葉を用いて、国内の団結や経済、社会、政治的「耐久性 (resilience)」を切り崩すことを目的にした攻撃が存在すると指摘している³¹⁷。そしてそのような脅威に対応するための準備が必要であると強調している。このような脅威認識の具体的な例として 2030 年度版では予備役の前線は「グレーゾーン (Grey-Zone)」にも広がり、海外派遣だけでなく、サプライチェーンの防衛、電磁波領域、サイバー空間、ソーシャルメディアに渡ると宣言されている³¹⁸。このような脅威認識は冷戦終結後のテロリズムなどの新しい脅威の出現と同様に、近年の所謂ハイブリッド戦争やサイバー攻撃、ディスインフレーションなどの躍進などを受けた変更であると言える。更にその目的としても軍事行動や特別な作戦のみならず、社会の resilience 強化に地域社会や民生組織と共に

³¹⁵ UK Ministry of Defence (2021) 「Reserve Forces Review 2030」

³¹⁶ UK Ministry of Defence (2021) 「Integrated Operating Concept 2025」

³¹⁷ 同上

³¹⁸ UK Ministry of Defence (2021) 「Reserve Forces Review 2030」

努める事も予備役の一つの任務だと記されている³¹⁹。これは 2020 年度版で強調された国外派遣や国内における活動(警備や災害対応)とは大きく異なる³²⁰。

次なる大きな変化としては予備役の編成の改革が挙げられる。2020 年版においても予備役の組織変革、そして名称変更が行われたが、その基本的な方針は多種多様な予備役制度をより単純化するべく統一であり、大規模な役割の変化を示すものとしての名称変更であったと指摘されている³²¹。しかし2030 年度版においてはその大枠は変更しないものの、各々の役割や契約などに応じたカテゴリーが与えられ、具体的には「Reinforcement Reserve」「Operational Reserve」「Strategic Reserve」が基本的な志願制予備役のカテゴリーとして、他には「Sponsored Reserves」などが設置された。まず最初の「Reinforcement Reserve」は何らかの技能(医学やエンジニアリングを始め、事務などの内務、更にコンサルティングなどが具体例として挙げられている)を持つ予備役であり、彼らは有事平時を問わず、その技能を用いて軍隊の機能向上のための任務に就くとされている。またこの「強化予備役」に関しては訓練義務の有無や動員の頻度においていくらかの下部グループ分けがなされている³²²。次の「Operational Reserve」は海外派遣や哨戒、警備なども含め戦闘行動に従事する予備役を想定している。このOperationalの存在の背景として近年のハイテク化に伴う訓練時間の長期化が挙げられており、その訓練へのコミットメントを確保されたものが「作戦予備役」とされている³²³。また「Strategic Reserve」は前述の二つと異なり、比較的コミットメントの軽い予備役である。その任務は有事における軍隊の参加であったり、非常事態におけるボランティア活動などが例として挙げられている。また同時に彼らは将来的に前述の予備役のカテゴリーに移動する事も想定され³²⁴、一種の予備役の人材プールとしての役割や、逆に強いコミットメントが難しくなった人の移動先としての機能も考えられる。最後の「Sponsored Reserves」は少々特殊であり、国防省やイギリス軍と契約している民間企業の従業員を予備役として扱う制度であり、従来の輸送や空中給油などの民間委託している業務を有事においても同様に行う制度であっ

³¹⁹ 同上

³²⁰ UK Ministry of Defence (2012) 「Future Reserves 2020」

³²¹ Timothy EDMUNDS, Antonia DAWES, Paul HIGATE, K. Neil JENKINGS and Rachel WOODWARD (2016)

³²² UK Ministry of Defence (2021) 「Reserve Forces Review 2030」

³²³ 同上

³²⁴ 同上

たイギリス保障予備役制度³²⁵と同じものであると考えられる。

さらに予備役をより円滑に動員する事を可能にするために、2020 年度版よりも具体的な手段や制度を形成する試みが挙げられる。例えば予備役の技能やその契約条件などを管理するデジタルプラットフォームの形成や TACOS³²⁶と呼ばれる任務に関する情報や記載の画一的ルールの形成である。これらの制度形成によって、より容易に任務に適した予備役を探し、動員する事が可能になるとされており、同時に予備役側も自身が要求されている仕事やその期間、加えて報酬などが分かり、任務に参加する際の不確定要素を減らすことが出来ると考えられている。またイギリス軍中央や国防省本部でなく、地方や海外基地などの支部においてもこの“求人”が可能となり、直接その予備役とその人材を必要とする部隊や基地がコンタクトを取り、任務に関して相談や交渉を行えるようにすることを想定している³²⁷。

このような制度上の大きな変更や追加以外にも 2020 年度版との違いはいくらか存在している。例としてこの 2030 年度版では予備役の具体的な活動の成果をアピールしているという点が挙げられる。例えば民間技能の活用の成果として航空会社勤務の予備役が燃料に関するマネジメントの知見を用いて、改善案を作った結果二年間で 1200 万ポンドの支出が抑えられたという事例が紹介されている³²⁸。また予備役に対する常備軍側の意識改革にも言及されており、2020 年度版では共同で訓練を行う他、現役の部隊とペアリングする事で統合していく³²⁹ とされていたが、2030 年度版においては常備軍側が民間技能の価値を理解する必要があり、参謀本部や司令部などの重要な役職に予備役を就任させるといった更なる統合とより重要な場における活用が示唆されている³³⁰。

このようにイギリス陸軍予備役は冷戦終結後から大きな変化を経ている。このような変化は確かに国内政治による予備役の活用に対する要求という側面があった事は否定できない一

³²⁵ 佐野 秀太郎 (2015)

³²⁶ 正式名称は「任務の期間および条件(Terms and Conditions of Service)」であり、オーストラリアの予備役のシステムを参考にしている。

³²⁷ UK Ministry of Defence (2021) 「Reserve Forces Review 2030」

³²⁸ 同上

³²⁹ UK Ministry of Defence (2012) 「Future Reserves 2020」

³³⁰ UK Ministry of Defence (2021) 「Reserve Forces Review 2030」

方で、リーマンショックや平和の配当などを理由とする予算制約が予備役の活用を促したのは事実であり、一定の合理性があった。更にアメリカとの関係性などから中東地域(アフガン、イラクなど)における長期的な低烈度戦争へのコミットメントを余儀なくされたイギリスにとって、対テロ戦争に適応した軍隊を組織する事は至上命題であった。その文脈において予備役は動員における問題や統合に関する課題はあるにせよ、戦闘支援や後方支援などの重要性が増した現代の戦争において、その技能の活躍する余地が旧来の軍事作戦よりも広いと言え、予備役を受け入れる土壌が備わっていた。更にサイバーセキュリティなどの新領域、そしてハイブリッド戦争などの民生社会を標的にした有形、無形の攻撃に対しては民間人の知識や経験が殊更に有用であると指摘する声も多い。その中でイギリス予備役は更なる活用を進めるという方針に舵を切り、このように志願制予備役が整備されていった。

第2節 フランスの予備役制度と役割

新しい脅威に対する予備役の活用

2000-2010年代のフランスも、イギリスと同様に、対テロ戦争やPKO介入など多くの軍事作戦に予備役を動員してきた。勿論予備役の技能や彼らの活用そのものに軍事的利点があった反面、イギリス軍やアメリカ軍と比較した際の、海外作戦における活用や予備役と現役兵の統合という点においてフランス軍は“遅れている”という意識もその背景にあった³³¹。更にイギリス軍は2012年には既に海外での活用だけでなく、国内における軍の能力強化による予備役の活用を明言しており、そのような指針においても“遅れ”があったと言える³³²。

実際に2013年度版フランスの防衛白書においては、前回の義務的徴兵制との差と共和主義の伝統を強調した2008年版³³³とは異なり、活用の拡大という文脈の中で常備軍との統合、予算の拡充を始め、より実務的な面が強調されている。具体的に予備役に関する方針として「予備役の能力の最適化(Une optimisation des capacités)」「欠如している分野やデリケートな分野における予備役の活用(Un recours aux réservistes dans les domaines déficitaires ou sensibles)」「採用の拡大(Un élargissement du recrutement)」などが挙げられている³³⁴。更に

³³¹ Claude WEBER (2011)

³³² UK Ministry of Defence (2012) 「Future Reserves 2020」

³³³ Jean-Claude MALLET (2008) Défense et Sécurité nationale : le Livre blanc

³³⁴ Jean-Marie GUEHENNO (2013) Livre blanc sur la défense et la sécurité nationale 2013

サイバー分野に関しては名指しで言及されており、民生部門の優位性が強い分野においてはこの文書発表以前から活用がなされている³³⁵。実際に海外任務においてはそれが顕著であり、無線通信や農業技術者の予備役が国外任務にその技能が目的で派遣された事例がある³³⁶。このような背景としてこの 2013 年度白書そのものが紛争介入や軍隊派遣の国際化に焦点が当てられたものであり、予備役に対しても海外任務に対する期待や活用が想定されていた³³⁷。いずれにせよ予備役の重要性がさらに強調されたのがこの 2013 年度版防衛白書であった。

防衛白書においては海外派遣に注力されていたが、対テロ国内任務における予備役の活用も同時に進められた。元々の対テロ対策はロンドン同時多発テロ事件を受け、翌年にテロ対策法が成立した時期に遡る事が可能であるが、この法律は期限付きなものとされ、2008 年、2012 年と期限終了後に更新されてきた³³⁸。このような国内でのテロ対策については Loi de programmation militaire が詳しい。2014-2019 年度 LPM においては国内における動員を重視した予備役の拡充を明言して³³⁹いる他、領土防衛という枠組みで「国家の一体性や社会の耐久性への貢献 (contribuer à la résilience collective ainsi qu' à la cohésion nationale)」という形での動員を容易にしたという側面も指摘されている³⁴⁰。実際に 2015 年には国内のテロ対策として実行された L'opération Sentinelle において 1 万の兵員の内 3000 人は予備役から動員され³⁴¹、2010 年代後半には憲兵隊の通常業務においても予備役が支援を行うようになっていっ

³³⁵ Claude WEBER (2011)

³³⁶ なお、2008 年においては 771 人の予備役 (のべ 5.4 万人) が派遣された。Le Sénat, Pour une réserve de sécurité nationale. 14/12/2010 公開 (最終閲覧 30/10/2023)
<https://www.senat.fr/rap/r10-174/r10-17483.html>

³³⁷ Patrice BUFFOTOT (2015)

³³⁸ 服部有希 (2013) 「【フランス】 2012 年テロ対策法」国立国会図書館調査及び立法考査局

³³⁹ Le Sénat, Programmation militaire 2014-2019. 19/12/2013 公開 (最終閲覧 18/11/2023) <https://www.senat.fr/dossier-legislatif/pjl12-822.html>

³⁴⁰ Etienne DAUM and Olivia CAHUZAC-SOAVE (2015) La Réserve Opérationnelle en France. CEIS

³⁴¹ BFM 06/07/2023 公開(最終閲覧 : 18/11/2023)

https://www.bfmtv.com/economie/entreprises/defense/avec-les-reservistes-le-ministre-des-armees-lance-une-nouvelle-professionnalisation-des-armees_AV-202307060423.html

た³⁴²。

このようにフランス軍予備役は対テロ戦争や PKO における専門技能を始めとする常備軍の補強を行う役割や、国内治安における貢献を果たしてきた。この流れは引き続き維持されていく一方で 2010 年代後半からは国内治安の一辺に含まれていた Résilience や Cohésion が更に意識されて行くことになる。

現代フランスの予備役

現代のフランス陸軍予備役(と憲兵隊予備役)は制度としては成立以後と変わらず二種類の opérationnelles と citoyenne で構成されている。現在の予備役は予算計画上 Loi de programmation militaire 2019-2025(以下 2019 年度版 LPM と呼称)の中で運営されており、こちらの文書における予備役の取扱を見ていく。

この文書において予備役は「軍隊や国家と関係性強化(renforcer le lien armées-Nation)」という章立ての中で扱われ、彼らの役割は「国家の保護と耐久性の向上(amélioration de la résilience et la protection de la Nation)」とされている³⁴³。その具体的な任務として従来の軍事作戦だけでなく、若者に対する教育活動も取り上げられており³⁴⁴、他国とは毛色の違う一面を見ることが出来る。更により効率的な活用や待遇改善の措置として予備役の管理におけるデジタル化の促進や、医療系技能保持者を中心に年齢上限の引き上げ、階級などの昇進の機会の増加などを検討している³⁴⁵。このような社会的、精神的な役割を予備役に帰せる傾向は現代フランス予備役の特徴の一つと言え、他の研究者も同様にこのようなフランスの特異性を指摘している³⁴⁶。これには義務的徴兵制の時代の予備役に対する意識があるだけでなく、2015 年にはシャルリエブド社襲撃という象徴的なテロなどを受けて、国内の(フランス国籍に

³⁴² Alain COROIR (2017). La politique des réserves de la Gendarmerie nationale : montée en puissance et emploi. Revue Défense Nationale, 796, 57-62.

³⁴³ Ministère des Armées, Loi de programmation militaire 2019-2025 (最終閲覧 : 18/11/2023) <https://www.defense.gouv.fr/ministere/politique-defense/loi-programmation-militaire-2019-2025>

³⁴⁴ 同上

³⁴⁵ 同上

³⁴⁶ Catherine DE LA ROBERTIE (2016)

よる)テロリズムが大きな脅威として認識され、過激派(séparatiste)への対応が必至の課題になった背景もある。しかし予算の増額こそ示す一方で、定員は 2012 年に削減したままの 8 万人に留めており、予備役の拡大という点では次の LPM を待つことになる。

しかし 2022 年のロシアによるウクライナ侵攻やハイブリッド戦争の脅威化などの安全保障環境の変化を受け、2023 年 4 月に前期の計画を更新する形で新しく Loi de programmation militaire pour les années 2024 à 2030 が出された。この 2024-2030 年度 LPM は conventional な脅威に対する意識の変化を除き脅威認識などで大きな変化はない一方で、予備役の改革に言及されており、フランス予備役に対する最新の公文書である。この文書では「地政学的環境の悪化と戦略環境が与える危機」に対応するために軍隊を変化させる必要があると述べ、具体的な脅威として、ウクライナ戦争やアフリカにおけるテロリズム、北朝鮮やイラクの核兵器、ハイブリッド戦争などの脅威を例示している³⁴⁷。このような変化の中でフランス軍予備役は定員の拡大が示唆されており、現在 4 万人が定員となっている陸軍予備役と憲兵隊を 2030 年には倍の 8 万人に引き上げ、更には 2035 年には 10.5 万人に引き上げる計画を発表している³⁴⁸。更にこの拡大により、現役二人に対して予備役一人の割合を確保する事で予備役と現役のペアリングを進め、よりタフな軍隊を構築すると述べている³⁴⁹。また機能や役割については「社会と軍隊を繋ぐ」事で「résilience」を強化し、常備軍の活動のサポートを行うとされ、これは前期の LPM と同様であり大きな変化は見られないが、ハイブリッド戦争に備えた内容になっている³⁵⁰。加えて陸軍はほぼ予備役で構成された部隊を増やす計画³⁵¹を発表しており、このような予備役の活動の拡大は高烈度戦への想定もなされているという指摘も存在する³⁵²。

³⁴⁷ Ministère des Armées, Le projet de loi de programmation militaire pour les années 2024 à 2030 (最終閲覧：18/11/2023)

<https://www.defense.gouv.fr/ministere/politique-defense/loi-programmation-militaire-2024-2030/loi-programmation-militaire-2024-2030-grandes>

³⁴⁸ 同上

³⁴⁹ 同上

³⁵⁰ 同上

³⁵¹ BFM, 06/07/2023 (最終閲覧 29/10/2023)

³⁵² Le Point, 24/02/2023 公開 (最終閲覧 31/10/2023)

https://www.lepoint.fr/monde/la-guerre-en-ukraine-bouleverse-les-certitudes-des-militaires-francais-24-02-2023-2509896_24.php

勿論このような移行が試みられる中で、近年の実働は専ら国内任務や非軍事的な作戦であるのは事実である。それは前述の Opération Sentinelle を始めとする国内治安維持を目的とした plan Vigipirate³⁵³であったり、国内開発に注力した Mission flash の枠組みにおける軍民関係の強化などがあげられる³⁵⁴。事実これらの活動が開始された 2015 年以降は予備役の動員量は拡大しており、2019 年では 1 日で 4000 人が動員されるレベルであった³⁵⁵。また 2020 年以降は Covid-19 対策として多くの予備役がフランス軍のコロナウィルス対策作戦の中で活動しており、それはフランス本土だけでなく、仏領ギアナなどの海外県にも派遣された³⁵⁶。その任務は多岐にわたり、ワクチン接種などの医療行為から、病院や公共施設の警備、患者や物資の移送、更には市街の警備なども行われた³⁵⁷。

このようにフランスにおいても予備役の動員は行われており、その任務や役割も脅威認識の変化に応じて具体的には変化するものの象徴的な枠組みは不変であり、予備役の活用という方針はある種既定路線として成立していると考えられる。

徴兵制の再開？予備役制度の新たな転換の可能性

最後に志願制予備役に関連するものとしてフランスにおける義務的徴兵制再開に関する議論を概観することにする。

現在フランス政府は義務的徴兵を実施しているが、この制度は 2002 年に源泉を遡ることが出来る。これは「防衛と市民の日 (une journée défense et citoyenne)」と呼ばれ、16-25 歳の

³⁵³ Le Monde, 15/07/2016 公開 (最終閲覧 01/11/2023)

https://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2016/07/15/attentat-de-nice-qu-est-ce-que-la-reserve-operationnelle_4969845_4355770.html

³⁵⁴ Assemblée nationale, Mission d'information flash sur le bilan du soutien militaire à l'Ukraine (最終閲覧 01/11/2023)

https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/organes/commissions-permanentes/defense/missions-de-la-commission/mi_soutien_ukraine

³⁵⁵ Julien VERSTRAETE (2021) 「La Réserve opérationnelle dans la lutte contre la Covid-19」 Note de recherche, 116, IRSEM

³⁵⁶ 現代文化研究所 (2022) 「諸外国軍隊の予備役制度に関する調査」

³⁵⁷ 同上、Julien VERSTRAETE (2021)

男女が軍隊に関する知識を得るために、講義やテストを受ける日であった。この教育を通して国防意識や共和主義の涵養を行う事を狙っており、またこの JDC をきっかけに予備役に志願する若者も多い³⁵⁸。しかし 2018 年にエマニュエル・マクロン大統領は公約通り、義務的徴兵制が制度化された。これは“Le service national universel”と呼ばれ、15-17 歳の男女を対象にするものである。制度としては 2 つのパートに分かれており、最初の一か月は全員参加が義務付けられており、その内の 2 週間は séjour de cohésion と呼ばれ集団生活を行うものである。その中では国旗への敬礼や国歌斉唱などの他、公共サービスの学習や、フランス、そしてヨーロッパ文化の学習、運動、防衛や安全保障に関する講義などが行われる。そして後の 2 週間は mission d'intérêt général と呼ばれ、軍隊や行政府、慈善団体での活動などに従事することになっている³⁵⁹。その後の第 2 パートは志願制を取っており、16-25 歳が対象で、3-12 か月の間、軍隊や警察、憲兵、消防などの防衛や安全保障にかかわる分野の他、文化や環境保全に関わる場での活動に従事するものになっている³⁶⁰。

この“義務的徴兵制”は一か月という短い期間であり、またその内容の多くが市民精神の涵養となっている事から所謂従来の徴兵制とは毛色の異なるものであると言える。実際にこの SNU の目的として 4 つが挙げられているが、「共和主義の土台の伝達(transmettre un socle républicain)」「国家の団結の強化(renforcer la cohésion nationale)」「ボランティア文化の発展(développer une culture de l'engagement)」「職場や社会に出るための手助け(accompagner l'insertion sociale et professionnelle)」³⁶¹と示されるように必ずしも軍事的機能を目的としたものではない。しかしフランスにおいて(簡易的なものであれ)徴兵制度再開が一つの手段として認識され、実際に実行に移されるのは、その共和主義の擁護者としての兵役という歴史に要因があると考えられることは可能である。繰り返してはあがあるが、その共和主義も事実上フランス人(ないしフランス市民)への同化政策の文言として活用されている点も否定できない。しかしながら予備役に対して求める政治的、社会的な機能が存在し、フランスにおいて特徴的であるという点は事実であり、そのフランスの国民統合やナショナリズムに関する議論は中野裕二や唐渡 晃弘の研究などを参照されたい。

³⁵⁸ Claude WEBER (2011) また予備役もこの日に講師などとして動員される

³⁵⁹ Vie publique, De la conscription au SNU, 14/03/2023 公開 (最終閲覧 30/10/2023)
<https://www.vie-publique.fr/eclairage/272290-de-la-conscription-au-snu-les-differentes-formes-du-service-national>

³⁶⁰ ³⁶¹同上

このようにフランスの志願制予備役は通常の軍事作戦での活用やその専門技能の利用という点においてはイギリスと共通している。勿論活用度合いを見れば、海外派遣という点においてフランスに後れがあることは事実である。反面フランスにおいては憲兵隊という枠組みで予備役は多数動員されており、コロナ禍やオリンピックなどで一部警察業務を担当したのみであるイギリス予備役とは大きく異なっていると言える。更に近年の新しい脅威であるハイブリッド戦争において、フランスは国家と社会の紐帯という軸で予備役を認識しており、その点においては重なる点がある事は否定できないものの、イギリスのように具体的な任務として個別に言及するものではなく、従来から主張されてきた予備役の社会的な役割を、現代の安全保障環境において再度設置しているだけとも言える。このようなフランスの予備役に関しての社会的、象徴的な役割は非常に特徴的であると指摘でき、それは近年の“徴兵制”再開からもうかがえる。

第5章 英仏比較を通じた差異と共通点

第1節 共通点と差異

安全保障環境と脅威認識

まずイギリスとフランスは同じ西ヨーロッパに位置する国家として類似した安全保障環境に置かれてきたことは間違いない。特に第一次世界大戦前夜から現代にかけて、協商国、連合国、そして西側諸国の一員として同じ陣営に属し、NATO や EU (旧 EC) のメンバーであることから明らかである³⁶²。更にそれ以前においても、大航海時代から始まる植民地獲得競争の主要国であり、さらに産業革命を成功させた両国はその経済力を含めて多くの植民地を保有していた。このような点からも両国が比較的長い間類似した安全保障環境に置かれていたと言える。

更に現代の脅威認識という点においてイギリスおよびフランス両国ともに、対テロ戦争という冷戦後の新しい脅威だけでなく、既にハイブリッド戦争を始めとする国家や社会の *resilience* や *cohesion* を対象にした攻撃が安全保障上の大きな問題となっている事を十分に認めている。更にウクライナ戦争において冷戦以降消滅していたと思われていたハードな安全保障上の脅威が現実的なものであるという意識の変化も英仏に共通した認識であると言ってもよい。

その一方で、その類似する点において傾斜は存在する。例えば英仏、両国ともに対外的な軍事派遣に熱心な国である一方で、その比重には差がある。イギリスはアメリカと共にイラクやアフガニスタンに大きく力を割く一方、フランスは旧植民地が多く位置するアフリカや海外領の存在する太平洋地域などに軍隊派遣を行っており、両者の違いが伺える。また別の例としてイギリスの旧植民地であるシンガポールはその駐在武官をロンドンからパリに移動させた³⁶³事は彼らの軍事力の用いる方向性に一致が見られるわけではない事を示している。

³⁶² Brexit は確かに英仏の差を見せる要因となったが、NATO としての関係性やミニラテラルな関係性は維持し続けている。

³⁶³ 鶴岡 路人 (2016) 「日英、日仏の安全保障・防衛協力：日本のパートナーとしての英仏比較」 防衛研究所紀要 19 巻 1 号 pp.147-178

また英仏の安全保障環境は同じ一方で、その歴史的な観点から見れば、脅威の受け取り方には差が存在していた。特に一貫してライン川の向こう側に脅威認識を向けていたフランスの防衛戦略はヨーロッパに重点が置かれたものであった。植民地が同盟などの取引に使われたのも、その姿勢を示すものと言える。一方でドーバー海峡を持つイギリスにとってヨーロッパにおける安全保障は、その海軍力を背景に、強く希求されるものではなかった。そのためイギリスにおける脅威認識はブリテン島に強く重点が置かれたわけではなく、コモンウェルス全体を基礎にしていたと言える。このような歴史的な脅威認識の差は顕著にみられる。

対米関係と欧州関係

このような外交政策、防衛戦略を取る両国の同盟相手は専ら近似する安全保障環境におかれたないし利害関係を有するアメリカ合衆国、そしてヨーロッパ諸国であった。実際に第一次世界大戦以降、イギリスとフランスは同盟国であり続け、アメリカも同様に彼らの側に立ち続けた。また冷戦期においては強大なソビエト連邦という敵に対して NATO の一員として(フランスの一時的な脱退があったにせよ)関係性を構築し、互いの防衛に関与し続けていた。冷戦終結後も、イギリス、フランスはヨーロッパそしてアメリカとの関係を重視しており、防衛戦略にも当然彼らが組み込まれている。

前述の説明は、概略としては正しい一方で、常に親密な関係を維持していたわけではなく、イギリス、フランスの差は明確に存在している。第一次世界大戦前後におけるイギリスは、第一次世界大戦への参与の遅さ、ベルサイユ講和会議における対独姿勢、その後のフランスとの同盟という点から伺えるように、そのフリーハンド的な外交姿勢を維持しようとし、ヨーロッパへのコミットメントを明確にしなかった。更に第二次世界大戦後はブリュッセル条約を通してヨーロッパの安全保障へコミットを示す一方で、彼らの外交の重点は当初コモンウェルスに存在した。逆にこの時期のフランスはその同盟国をイギリスだけでなく、スラブ人にも求め、開戦前はロシア、ベルサイユ体制下ではチェコスロバキアといった東欧諸国と関係を構築しようとした。このような背景としては対ドイツに関する安全保障意識の違いや、外交政策における傾向の性存在しており、このような具体的な行動の際として発露したと言える。

また冷戦期においてもこのような差異は維持され、さらに対米関係における違いが大きなものとなる。スエズ動乱に際して、英米両国ともに超大国の力を痛感することになるが、その反

応は異なるものであった。イギリスはスエズ動乱以降、ソ連という強大な敵に対峙するにあたって見捨てられのリスクを避けるため、一貫して米国との“特別”な関係を重視した。それは冷戦後においてもイラク戦争、アフガニスタン侵攻などに代表されるようにヨーロッパ諸国の反対があろうとも大西洋関係を優先したことから伺える。イギリスはフランスを筆頭に、ヨーロッパにおける軍事力の強化に熱心であったが、それは本質的にはアメリカとの同盟関係を維持する事が目的であり、ポーランドなどの新しいヨーロッパと共に対米関係を重視し続けている。更にブレクジットはこのヨーロッパへの一種の軽視という特徴を際立たせたものであると言える。

反面フランスはイギリスと同じ経験を持ちつつも、米ソという超大国に対しての自律の追求を始めた。特にドゴール外交に代表されるような、例外主義の元 NATO の軍事分野脱退を始め対米自律の姿勢を露わにした。同時にヨーロッパ(特に西ドイツ)との協力を進め、関係性を構築し、政治力の確保に努めた。特に核開発とその投射能力、更には大規模徴兵制による抑止力を通して防衛能力の自弁を進めようとした。冷戦後においてもアメリカとの関係性を分断するものではないが、イラク戦争などにおいてはドイツと共に反対するといった行動を見せるなど、西側であり続ける一方、イギリスとは異なった姿勢を示し続けていた。別の例として、フランス(ドイツにも)にとってヨーロッパにおける力の構築を進めるのはヨーロッパの独自の軍隊を保有し、自律性を確保する狙いがあり、アメリカから手放しで歓迎されるものではなかったというのも、フランスの自律に対する追求がイギリスのそれとは異なる事を示すものである。

第2節 予備役における差異

そして予備役においてはイギリス、フランス共に海外派遣、国内任務を含めその活用は多岐にわたっている。しかし両国の制度や運用、その傾向は大きく異なっており、それは予備役に対する意識や脅威認識、歴史的側面などが要因になっていると考えられる。

まず軍隊組織との関係性という点において、英仏予備役は大きな隔たりが指摘できる。イギリスにおいて予備役は本質的には陸軍とは別個の組織であった。そもそもの制度上イギリスの予備役は地域における郷土防衛隊を軸とした、地域の権力構造を反映した地域住民による構成であり、その自律性は高かった。更にイギリスにおける陸軍の連隊制が長く維持さ

れた事はそれを保存するのに適していた。そのような独自性は 19 世紀末から始まった陸軍との統合や軍隊や社会の近代化により収縮するも、そのような陸軍と共にありつつも、別組織として存在する姿勢は強く、Home Guard などが存在した事からも、イギリスにおいて戦争に備えた武力組織は各々の構造を保持していたと考えられる。事実 2010 年代までイギリス陸軍予備役は Territorial Army という名称を持っており、訓練センターも全国津々浦々に存在していた。一方フランスにおいて予備役は軍隊組織に内在するものであった。それはフランス革命以前においても王権の元に成立した陸軍の人材プールとして機能した事、軍隊の統制が早期から進んだことから軍隊組織に対する一元管理という構造がそれを進めたと言える。フランス革命以降もそのような軍隊組織に対する統制は強く、徴兵制によって動員された市民はそのまま陸軍の兵士として戦争に従事した。フランス革命以降も、予備役はあくまでも軍隊組織の一部分であり続け、そのような流れは現在まで続いている。

このような軍隊組織の関係性の差は現在でも伺える。イギリスにおいて防衛白書などの軍事関係の政府文書が出されるが、その中で予備役は別個に独立した文書が出される³⁶⁴。それは現在のイギリス予備役が陸海空全てを含む予備役である事からも明らかである。一方フランスにおいて、予備役のみにフォーカスした政府文書は少なく、防衛白書や陸軍に対する文書の一章が割り当てられるのが常である。更にフランスにおける予備役の制度構造はどの予備役も共通の「Operationelle」と「Citoyenne」の二種類であるが、陸軍や空軍、警察などが個々に予備役を管理しており、それぞれが独立している。このようにフランスおよびイギリスの予備役は軍隊組織に対する国家の差を象徴するものと言える。

次に期待する社会的機能において大きな差が存在する。イギリスと異なりフランスにおいて顕著なのが、予備役が持つ社会的機能への追求である。フランスにおいてフランス革命は重要な伝統であり、その中でフランス軍は市民の革命への参加の場としてだけでなく、共和主義の擁護者としてあり続け、復古王政の時代においても同様であった。そのため徴兵制や軍隊への参加は単なる軍事的貢献のみならず、市民性を始めとする社会的な意義を持つものであり、そのような機能を期待する姿勢は冷戦期においても維持され続けた。そして志願制予備役に転換した後もそのような意識は温存され、それが「国防意識の涵養」「社会と軍隊の架け橋」を求める Réserve citoyenne という形になって表れている。逆にイギリスにおいては予備役に対してそのような機能は求められず、むしろ徴兵制に対する忌避感からも理解

³⁶⁴ Futur Reserve 2020 や Reserve Forces Review 2030

できるように予備役や徴兵制が持つ負の影響が意識された。事実、イギリスにおいて徴兵制は有事の時のみに成立するが、平時になれば早期に解散されるものであり、近世における常備陸軍への姿勢と全く同じものであった。

加えて予備役の任務や役割にも差が見られる。イギリスにおいて陸軍予備役は狂牛病やコロナウィルスなど国内での危機対応やアフガニスタン、イラク、キプロスなどの海外派遣に活用されており、更に近年はその専門技能や民間での知見を活かし、軍隊機能の向上などにも従事している。イギリスにおいて突出している点は予備役の海外派遣の比率はフランスと比較して高いというものである。その理由としてはイギリスにおいて陸軍は歴史的に考えて、専ら海外に派遣される事が前提であったことが考えられる。実際にイギリス予備役の動員に関して海外派遣の制限が取り払われたのが100年以上前であるのに対し、30年前ですら国内での危機対応に予備役を動員する事は制度上不可能であった。このようにイギリスにおける陸軍は海外での活動が前提とされていたことが予備役の海外派遣志向を生み出したと指摘できる。また平時における軍隊機能の向上に向けた予備役の活用もイギリス予備役の大きな特徴である。これは予備役の大規模改革に振り切った Futur Reserve 2020 以降に進められたものであり、予備役の特殊性への認識が前提にあると考えられ、イギリスにおける常備兵との差異を意識する姿勢がこれの背景にあるとも言える。また古くは植民地支配、近年はマラヤやアフガニスタンなどにおける長期的な COIN 作戦などは軍事的能力よりも、民生部門の知見が重要になる場面が多く、そのような経験が豊富であることも軍隊における非軍事的機能の重要性が認識されるきっかけになったと考えられ、その点においても文民の知識を受け入れる土壌があったと推測できる。このような民間知識の大幅な活用は Grande Armée などには見られないものである。

勿論フランスにおいても海外派遣なども含めて予備役の活用は見られており、その技能に対する評価も行われている反面、イギリスには後れを取っていると言える。その背景としてはフランスにおける予備役はあくまでも軍隊組織の一部であるという認識と軍隊任務に対する意識の違いが指摘できる。フランスにおいて軍隊任務は COIN 作戦のような広さを持つものではなく、比較的狭義のものであった。このような姿勢はアルジェリア戦争やアフガニスタンにおける作戦にも表れており、フランス軍は純粋な軍事作戦にそのエネルギーを割くことが多かった。またアフリカ地域における PKO など早期の解決を図るための軍隊投下が大半であり、長期的な復興支援や治安戦での経験は軍隊の中心任務と捉えられてこなかった。そのよ

うな背景からサイバーなどの新領域を例外として民生部門の知見を大々的に活用する姿勢は見られない。また軍隊における予備役の位置づけも軍隊の一組織であったため、イギリスのような予備役に特別な任務を課すといった民生技能を要求する事は少なく、また予備役のみで構成された部隊も予備役の技能を強調するものでなかった。またその他の違いとして、フランスにおいて予備役の国内任務での活用が挙げられる。フランスにおいて憲兵隊は国内治安維持をも管轄しており、内務省管轄である一方、その身分は軍人であり、軍隊組織である以上、予備役も当然に有しており、国内における治安任務に予備役も多数動員されている。

このように両国ともに近似する安全保障環境そして脅威認識、さらに民主主義的政治機構を有しており、軍隊の海外派遣という文脈においても熱心な国として扱われる。事実、紛争介入や国内での予備役の活用という点も類似している。しかしその組織や活用の実態という点においては備役を異なる存在として処理し、別個の活躍を与えるイギリスの姿勢と常備軍の一組織として、彼らのバックアップや同じ任務を与えるフランスの姿勢は異なっている。確かに両国ともに一世紀前と比べ、その違いは埋まってきているのは事実である反面、同じ脅威に対してもアプローチは異なり続けており、軍隊組織やその役割の差がそれを生み出している。具体例としてハイブリッド戦争に対する予備役の活用が如実に違いを示しており、イギリスは民間の知見を用いた resilience の強化を行うのに対して、フランスは予備役の持つ社会と軍隊の関係性の維持という伝統的な役割の中で resilience の強化を進めようとしている。このように英仏予備役は同じ環境が与えられ、同じ行動を行ったとしても、その出発点に差があり、その出発点の差が両国のアプローチの違いを生み出している。

終章

第1節 議論の統括

本論文は志願制予備役の機能および役割を分析するために、イギリスとフランスの陸軍予備役の比較を行った。その中で英仏予備役の違いが歴史的背景、そして戦略文化の違いから発しているという仮説を立て、検証を行った。その分析の材料として、まず第二章および第三章で軍事史を軸とした通史を整理し、そのなかで英仏両国の防衛戦略や軍事組織の変遷を通してそれらが予備役に与えた影響を考察した。次に第四章においては2010年以降の志願制予備役を中心にイギリス、フランス両国の予備役の実態や軍事組織における位置づけ、そして彼らの機能や役割について分析を行った。最後に第五章においてこの二か国の比較する事で共通点と差異を明らかにし、その予備役活用の違いが歴史的なダイナミズム、そして彼らの持つ戦略文化などに影響を受けている事を示している。

またこの研究の学術的な貢献としてはまず、焦点が当てられる事が少ない志願制予備役における研究としてある程度の体裁が確保された論文として数的に貢献していると考えている。特に日本語論文や文献という点において志願制予備役(と現代における徴兵制という範囲においても)を対象にしたものは少なく、例えばエストニアのサイバー予備役に関する研究³⁶⁵やコメンテーターの三浦による書籍³⁶⁶などが挙げられるが特定の事象に焦点を当てた内容であったり、特定の政治思想の意見表明文である事も多い。この点において本論文は日本の志願制予備役にまつわる研究そして戦略文化などを研究する安全保障論の分野における小さな一歩になったと言える。

更に非日本語研究においても2020年代の資料(特に第四章で扱った2020-2023年発表の公文書群)を含めた研究は予備役研究の論文が数多く出される Armed Forces and society などにおいても2023年11月現在、存在せず、この文書を予備役の研究分野に組み込んだ研究として価値があるとも言える。加えて先行研究の整理で指摘した通り、現代予備

³⁶⁵ 日高智雄、井手達夫(2020)「サイバーリザーブ(予備役)の研究」海軍校戦略研究特別号19号 pp78-96

³⁶⁶ 三浦 瑠麗(2019)「21世紀の戦争と平和」新潮社や稲田 朋美、佐藤 守(2011)対談 憲法改正・核・「徴兵制」--タブーなき国防論議こそ政治の急務だ, 正論 468 巻, pp.96-107

役に対して歴史的なダイナミズムを以って検証し、同時に他国と比較した研究はなく、その点において本論文は一つの価値が存在する。

第2節 研究の社会的意義と日本の志願制予備役

ここでは本論文を通して、日本の予備役たる予備自衛官制度および自衛隊に対する本論文の視座を示す。

日本における予備役、軍隊機能の略史

日本における近代的な予備役制度は戦前の帝国陸軍や帝国海軍によって担われた義務的徴兵制が起源であると考えられる。しかしこの予備役制度が当時の臣民にとって好意的に受け取られていたわけではない。例えば1920年代において「忙しいさなかに働き盛りの長男次男を訓練などと称して遊ばせておいてはたまらない。そんな暇があったら鎌でも研いでおいた方がよほどためになる」という声が新聞に掲載される³⁶⁷ほどには徴兵制に対する忌避感は存在していた。また戦時体制へ移行していく1930年代以降にはそのような声は鳴りを潜めるが、徴兵制や予備役が伝統や国家構造に依存するものではなかった。

また敗戦後は憲法に規定される平和主義路線を標榜するなかで、冷戦構造の中で実力組織を有する一方でそれは軍隊ではないという口上のもと、自衛隊(警察予備隊、保安隊)が組織された。しかしその自衛隊に対する目は戦前の経験から非常に厳しく、自衛隊側もそのような隔意を解消するために従来行政が担うべき消防や災害対応、そして地域交流などを重ねて受容される努力を重ねてきた³⁶⁸。また2023年度版の防衛白書においても「地域社会との調和にかかる施策」として地域社会との協力や理解促進の活動が報告されており、そのような姿勢が伺える³⁶⁹。

そのような努力の結果として現代日本において自衛隊は、個々の自衛隊員などに対する感情や個人的利害は別にして、一般に受け入れられた一つの国家組織として認識され、過度に

³⁶⁷ 荒川章二(2001)「軍隊と地域」青木書店 pp.174

³⁶⁸ 蘭信三ほか編(2022)「社会のなかの軍隊/軍隊という社会」岩波書店 pp.132-133

³⁶⁹ 防衛省(2023)令和5年度 防衛白書

忌避されたものではない。事実、内閣府の調査によると自衛隊に良い印象を持っていると回答した人は 9 割を超えている³⁷⁰。しかしその一方で自衛隊に対する目は軍事組織という側面よりも、災害対応という点に注目が当てられ、国防やミサイル対応よりも高く評価されている³⁷¹。目に見えない上に平時には実感を得られない国防よりも、メディア露出も多く、実害を受ける災害の方が評価されるのはある種当然であり、自衛隊員によっても「やりがい」を感じる瞬間であると指摘する研究もある³⁷²。しかしそのような災害派遣による評価に対して不満を持つ自衛隊員(特に将校などの幹部)は少なくなく³⁷³、「自衛隊の本来任務は国防であり、災害派遣を極める事ではない」という旨の発言³⁷⁴は度々聞こえる。

またこのような評価の要因として、国防や軍事に対する消極性も要素の一つとして考えられる。事実少なくない調査が日本における国防に対する興味関心の低さを指摘しており³⁷⁵、そのような背景から自衛隊に対する評価の一番に「災害派遣」が来るというのは自然な流れである。予備自衛官補の任官式において「国防意識が低い日本人の中から来てくれてありがとう」という発言³⁷⁶も、このような認識を自衛隊関係者も有している事の表れとも言える。何はともあれ、軍事に対する関心の低さは事実であり、それは予備役に対しても影響を与えていると言える。

予備自衛官制度について

現代日本において予備役制度は志願制をとっており、3つのカテゴリーに大別され、それぞれ予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補と呼称される。制度として日本においては元現役と民間出身者はカテゴリー上では区別されず、元現役も志願する形で予備役に参加し、また民間出身者は技能と一般という区別が存在するも、最初予備自衛官補という身分で所定の訓練を終わらせることで予備自衛官として任官する流れを取っている。また即応予

³⁷⁰ 内閣府（2014）平成 26 年度 自衛隊・防衛問題に関する世論調査

³⁷¹ ミリタリー・カルチャー研究会（2021）「日本社会は自衛隊をどうみているか」青弓社

³⁷² 蘭信三ほか 編（2022）pp.222

³⁷³ 同上pp.220-221

³⁷⁴ 2022 年 10 月 現役陸上自衛隊将校 武山駐屯地、2023 年 11 月 現役陸上自衛隊将校 朝霞駐屯地

³⁷⁵ World Values Survey や内閣府調査など

³⁷⁶ 2022 年 4 月 現役陸上自衛隊将校 東京地方協力本部

備自衛官と予備自衛官の大きな違いとして、即応予備自衛官は事前に指定された部隊で「第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につく」³⁷⁷事を想定しており、予備自衛官は「後方支援、基地警備などの要員として任務につく」³⁷⁸とされている。この即応予備自衛官は2021年になるまで元現役の自衛官しかなることは出来ず、予備自衛官においても公募、即ち自衛隊未経験者の採用は2002年から開始された³⁷⁹。本論文の対象とする志願制予備役は民間出身者であり、その数は具体的に公表されていないが2021年末の予備自衛官の総数は3.3万人ほどであり、その一割程度、2000-3000人が公募の予備自衛官であると言われている³⁸⁰。なおデータ上、現役と公募の割合、そして一般と技能予備自衛官の割合は公表されていない³⁸¹。

このような公募予備自衛官が期待される役割は公には1.自衛隊が有していない技能への貢献 2.有事における兵員数の確保 3.基地警備などを含む常備兵への支援が想定されており、日本における予備役は常備軍の補助としての意識が存在する³⁸²。しかし自衛隊における予備役の役割の殆どは災害派遣であり、特に予備自衛官の訓練もそのような災害対応を想定された内容になるケースが多く³⁸³、米軍との合同訓練のYSや特別な転地訓練を除き、彼らの動員やその想定の中核には災害派遣がある事は否定できず、その実績も災害対応における活躍に目が当てられており、予備役の活用も、特に自衛隊が不足している、災害派遣における実働で進められている側面もある。例えば現在技能区分の予備自衛官には法務という枠組みが存在し、弁護士や司法書士資格が要求されている³⁸⁴。これは予備自衛官が初めて動員された東日本大震災の災害対応において、国内における法律行為³⁸⁵を判断する事が困難であった経験から設置された区分である³⁸⁶。また自衛隊の保有する重機の操作も従来

³⁷⁷ 防衛省（2023）令和5年度 防衛白書

³⁷⁸ 同上

³⁷⁹ 自衛隊, 予備自衛官（最終閲覧：15/11/2023）

<https://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/yobiji/ayumi.html>

³⁸⁰ 2023年2月 防衛省職員 市ヶ谷

³⁸¹ 同上

³⁸² 防衛省（2023）令和5年度 防衛白書

³⁸³ 防衛省人事教育計画課予備自衛官室（2023）Power Reserve

³⁸⁴ 令和4年予備自衛官補募集要項（技能公募）

³⁸⁵ 例えば救助のために無許可に建物を破壊するのは違法か否か、車両を停める場所など

³⁸⁶ 2023年2月 防衛省職員 市ヶ谷

は不可能であったが、2018 年からは「災害対応での活躍」という趣旨の元、適応した国家資格を保有している予備役が操縦する事が可能になった³⁸⁷。またエンバーマー（死体修繕士）や納棺士を技能の予備自衛官として登用されている点も災害派遣に対する強い意識がある事を裏付けている。勿論サイバー関連の技能予備自衛官の採用にも熱心であり、比重は小さいにせよ、災害派遣以外にもその射程がないわけではない。

加えてこのような日本の予備役が抱えている懸念として「人員確保」と「動員」を指摘する声も多く³⁸⁸、それは他国の志願制予備役と類似する点である³⁸⁹。いわゆる市民生活との両立は予備役の抱える問題の一つであり、防衛白書や予備自衛官募集のパンフレットにも予備役動員にあたっての事業者との協力や補償金に対して割かれる紙面は多い。またイギリスなどではそれに加えて、予備役動員が家族関係に与える影響を懸念する声も存在する³⁹⁰。

予備自衛官制度と英仏予備役

このような日本の予備役制度は特殊技能の活用、有事における兵力の確保という点は英仏予備役と共通する点である。これは英仏のみならずスウェーデンやアメリカなど予備役制度そのものが有する点だと言える³⁹¹。更に非軍事作戦における技能活用、それによる防衛力の強化³⁹²という方針は、アプローチの方法は違えども、イギリスの予備役と共有するものである。また災害派遣や危機対応といった国内任務はイギリスでもフランスでも行われているもの

³⁸⁷ 防衛省, 国家資格のある予備自衛官等（最終閲覧：15/11/2023）

<https://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/resources/pdf/yobijihokokkashikaku.pdf>

³⁸⁸ 例えば予備自衛官は年 20 日の訓練が可能であるが、現実には 5 日間しか実施されておらず、その要因に彼らの本業が忙しい事、更に東日本大震災のような目に見える国難でない動員する理由付けが困難であるとも指摘（2023 年 2 月 防衛省職員 市ヶ谷）

³⁸⁹ Huge SMITH and Nick JANS (2011)や Claude WEBER (2011) Patrick BURY (2017)など

³⁹⁰ UK Ministry of Defence (2021) や Christopher DANDEKAR, Claire EVERSDEN-FRENCH, Neil GREENBERG, Stephani HATCH, Paul RILEY, Lauren VAN STADEN and Simon WESSELY (2010)など

³⁹¹ Erna DANIELSSON and Berit CARLSTEDT (2011) や Wallace E. WALKER (1992)

³⁹² サイバーなどの新領域だけでなく、昨年度から始まった保育士の技能公募は明らかに直接防衛に資するものではなく、組織としての労働環境の改善とも言える。

であり、日本においても地震などの災害派遣だけでなく、ダイヤモンドプリンセス号における自衛隊のオペレーションでは医療や言語の技能を持った予備自衛官が動員されている³⁹³。また予備自衛官を潜在的な常備兵として見ている側面も、オーストラリアなども含めて志願制予備役の類似点と指摘できる³⁹⁴。

その一方で日本の予備自衛官制度と英仏予備役には大きな差がいくつか存在している。まず国内における任務において災害などでの活用は共通する一方で、その領域や範囲について日本では大きな制限があると言える。例えばフランスにおいて国家憲兵隊予備役は国内治安の任務に参加し、イギリスもオリンピックの警備などにおいて予備役の活用が見られた。その一方で予備自衛官はそのような動員がなされた例はなく、もっぱら災害派遣(コロナウィルス対応を除きすべてが自然災害)への派遣であった。これは自衛隊が治安維持などの警察業務を平時に委託する事がないという背景に由来すると考えられる。

次に、特にフランスとの対比において顕著であるが、社会的な機能に対する意識の低さである。確かに予備役はよく軍隊と国民社会の交流の場であり、軍隊の社会化や軍部の専制防止に貢献する、理解促進につながるという社会的機能が指摘され、日本においても、訓示などを始めとしてよくそのような「自衛隊と国民」の架け橋という表現をされる事があるが、予備自衛官は制度上、国民社会と自衛隊の繋がり強化などは想定されていない。このような社会的機能の弱さの理由としては、予備自衛官成立当初の制度設計にあったと推測できる。予備自衛官は元々元現役のみを対象にした制度であり、狙いは有事や災害対応などにおける人材確保という側面がある一方で、本質的には定年が早い自衛官という職業に対する、年金受給までの生活保障という側面があったことは否定できない。また現代において元現役が大半を占める予備自衛官制度において、このような社会的機能を求めるのは難しい。

また能力向上における活用という点において、イギリス予備役との差が指摘できる。前述の通りイギリス予備役は現在、民生の知識や技能の活用による軍隊機能の向上の役割を求めら

³⁹³ 水間紘史 (2020) 「自衛隊による新型コロナウイルス感染症への対応」 立法と調査 428 巻 pp.56-65

³⁹⁴ 予備自衛官補の任官式において「正規」の自衛隊員にならないか? と若い男女を狙って勧誘する姿は幾度も見られた。他国の事例は以下の研究など Huge SMITH and Nick JANS (2011)や Patrick BURY (2017)

れている³⁹⁵。このような平時における技能の活用は日本の予備自衛官で見られる事は少なく、確かに九州の自衛隊基地においてエンバーマーの公募自衛官が自衛隊員に向けて講義を行ったという事例などがあるが、例外的な存在であり、より上位のオペレーションや機能構築における活用は聞かれない³⁹⁶。

このような比較を通して日本の予備自衛官および自衛隊の特殊性が垣間見えた。一つ目は「災害派遣に対する積極的な姿勢」である。日本における軍事組織たる自衛隊は戦後レジームの中で一種忌避された、曖昧な存在として扱われており、日米安保条約による圧倒的な米軍の存在も相まってその *raison d'être* は非常に弱かった。事実自衛隊という軍事組織に対する拒否感はその歴史などを背景に強く認識され、その拒否感を克服するために、自衛隊は災害派遣などの行政サービスの代替、地域行事への参加などを行い続けてきた。その中で目に見える貢献として災害派遣は自衛隊の一大役割として評価され、自衛隊という組織としても同様に大きな役割の一つとして認識してきた。それは予備自衛官の技能活用で災害派遣を主眼にした技能区分が存在する事からも自衛隊が災害派遣に対して重きを置いている事からも伺える³⁹⁷。このような災害派遣に対する強い意志は自衛隊という組織の特徴の一つであると指摘できる。

二つ目は「社会との関係性」である。災害派遣に対する姿勢の中でも言及したが、自衛隊と日本社会の関係性は相対的に希薄であると言え、そのような姿勢は予備自衛官においても表れている。元現役が構成員の多数を占め、定員数を割っているという現状は民間人からの希望者が少ない事を意味し、公募予備自衛官制度の知名度や人気の低さを如実に表している。更に予備自衛官に対してもフランスのような社会と軍隊の紐帯といった機能が要求されておらず、そのような軍民関係という軸において予備自衛官制度が機能を持っているとは考えにくい。

³⁹⁵ アメリカ軍においても民間との人材確保における競争では勝てないと自覚しており、そのために予備役の技能活用に焦点が当てられている。Joseph A. PAPENFUS (2016) Total Army Cyber Mission Force: Reserve Component Integration, Air War College Air University

³⁹⁶ 2023年2月 防衛省職員 市ヶ谷

³⁹⁷ 勿論朝鮮語の技能予備自衛官が捕虜尋問訓練を受けたりなど、いわゆるハードな軍事分野での活用も想定されている。 2023年11月 公募予備自衛官 朝霞駐屯地

このような差は英仏の差が軍隊組織とその歴史的背景に由来するものであったように、日本の自衛隊という組織の歴史や戦略文化によって生まれたものであると言える。近年変化する安全保障環境の中で戦略三文書においても予備自衛官の改革を打ち出しているが、日本社会と自衛隊の関係性の中で構築されるべき制度であり、ただ単純に定員数や訓練日数を増やすだけで解決するものではない。予備役制度の機能や役割を考えると、その防衛力強化の中で予備自衛官は財政制約を持ち、人口減少していく最中、有事における人材確保という点において意味のある制度であるだけでなく、軍民関係という点において重要な機能を持つことは事実である。しかし後者においては、軍隊組織と社会との関係性という歴史的な背景からの影響を逃れる事は難しく、同時に予備役制度そのものがアスピリンとして機能する事はない。そのため予備自衛官制度についても常備を含む自衛隊と国民社会の相互理解を進める中で考えるべきものと言える。

第3節 今後の課題

本論文における課題や不足点は非常に多く、枚挙にいとまがない。しかしその中でも大きなものとしてここでは二つ挙げる。

一つ目は生データの不足である。確かに本論文は研究論文だけでなく、防衛白書や防衛計画、広報などを用いて予備役の実態に対してアプローチを行ってきた。しかしながら軍事分野の特性として、詳細なデータや客体的な情報が不透明になっている資料も多い。そのために終章における自衛隊と予備自衛官制度に関してはインタビューを資料として活用しているが、英仏予備役に関してはそのような資料の活用がなされていない。そのため例えば「ある軍事作戦において特殊技能を持つ予備役が動員された」という事例が前もって意図されたものであるか、それとも偶発的なものであったかを担保する確実な証拠はなく、蓋然性の高い考察を提示するに留まってしまった。

二つ目としては現在が安全保障環境の変革期であるという点である。本文中でも言及した通りウクライナ戦争は安全保障環境を大きく変化させたと言える。特に西ヨーロッパ諸国にとって、冷戦以降放置されてきた領土防衛のための conventional な戦闘が現実的な脅威として認識されつつある。同時にウクライナだけでなく、イスラエルにおいても予備役が多数動員されているという現状を受けて、従来対テロ戦争やハイブリッド戦争などの非軍事分野への

注力が進められつつあった志願制予備役に大きな変化が起こる事は想像に難くない。実際に英仏予備役共に、そのようなハードな軍事への活用は勿論視野に入れられている。しかしそのような変革が形になって表れておらず、その未来の変化を本論文ではあまり議論できなかった。

第4節 謝辞

本論文執筆においては多くの方にご協力を頂いており、彼ら彼女らの存在なしに論文が形になる事は決してなく、この場を借りて感謝を述べさせて頂く。

まず最初に鈴木一人教授に感謝を述べたい。鈴木氏にはお忙しいなか、それこそ先生の誕生日の前日深夜や帰国直後などの過酷なスケジュールで、非常に的確で明快なアドバイスを数多く頂いた。畑違いの出自である私に論文の書き方という基礎の基礎から教えるという苦勞をおかけした。鈴木氏の指導がなければ、この論文が形になる事はなく、取り留めのないアイデアとして頭の中を彷徨い続けていただろう。また鈴木先生の秘書である野村昭瑚氏にもご助力頂いたと言ってもよい。野村氏とは直接お話しすることはなかったが、鈴木先生との指導とのスケジュール調整などのロジ周りを中心に助けられた。

さらに東京大学の教員らにも感謝の意を伝えたい。東大の構成員のみならず外部講師の方からは、論文構想前からアドバイスや閃きを頂いた。確かに直接予備役に関する研究をしている方はいらっしゃらなかった。しかし軍事や政治という直接の隣接分野を始めにヨーロッパ研究や行政学などの周辺分野に明るい専門家の視点や意見は予備役研究に対して様々な視座から考える機会を与えてくれた。

最後に同じく修士課程の中で研究論文を書く東京大学法学政治学院、同大学国際公共コース、経済政策コースの学友たちにお礼申し上げる。専門職大学院という特性上、研究論文は必須ではなく、ある種書くという決意表明から書き上げるというモチベーション管理は内容の次に大きな問題であった。研究論文の執筆の意志や研究テーマは内発的なものであったが、形のあるものに仕上げるという過程に彼ら、彼女らの存在は大きかった。特に研究室が存在しないこの大学院において、自主ゼミのメンバーたちには非常に感謝している。

補足資料

1. イギリスおよびフランス予備役年表

	イギリス	フランス
	中世・近世	中世・近世
組織と特徴	地域による選出 地域の権力構造を保持した組織	王権の元に組織された民兵組織
軍隊との関係	陸軍とは別組織 陸軍の規模は小さく、常備軍はない	常備軍の人材プールとして認識
役割や評価	領土防衛が任務で、活動に制限も多い	郷土防衛が主要な任務
	近代	近代
組織と特徴	徴兵制は導入されず、完全志願制による兵員確保	フランス革命による徴兵制の施行
軍隊との関係	19世紀末から陸軍への統合が進められる	国民軍たるフランス軍の下部組織
役割や評価	領土防衛が中心であるが、反乱対応などにも活用	元は内戦の戦力であった。 革命の防衛としての海外遠征にも活用
	両大戦期	両大戦期
組織と特徴	戦時において徴兵制が導入 しかし例外的であり、戦間期には行われず	全成人男子徴兵制（戦間期には期間の短縮） 市民教育の場としての認識
軍隊との関係	陸軍との関係性強い しかし予備役やその他民兵組織は多種多様	軍隊の下部組織 軍隊の社会化という側面も認識
役割や評価	戦闘などの前線任務から常備軍の補助まで	徴募兵として常備軍と共に戦う しかし戦間期においては防衛的役割に注力
	冷戦	冷戦
組織と特徴	徴兵制は廃止され、完全志願制に戻る	大規模徴兵制が維持 また市民教育の場としての機能も
軍隊との関係	陸軍の一組織として存在 動員される事はほぼ無い	引き続き、軍隊の下部組織として認識
役割や評価	抑止という点では海空軍、核兵器の存在 海外派遣では常備軍の活用	核兵器と並ぶ防衛の柱として認識 海外派遣は例外的（アルジェリア） 動員されるケースはほぼ無い
	冷戦終結前後	冷戦終結前後
組織と特徴	動員や練度を理由に圧縮方針	徴兵制を廃止し、志願制に移行
軍隊との関係	陸軍との関係性を持つが、Territorialとしての意識	引き続き、軍隊の下部組織として認識。
役割や評価	湾岸戦争やイラク戦争に従事するも後方支援に限定 技能が活用される例も	湾岸戦争などには動員されず 国防意識の涵養や技能の提供
	現代	現代
組織と特徴	2010年代に活用に転換	引き続き志願制を維持、常備軍に合わせて定員の増加
軍隊との関係	陸軍との更なる統合を進める (重要なポストの提供など)	統合の深化が進む。予備役で構成された部隊の存在も
役割や評価	しかし転換後は海外派遣、国内任務における活用 また技能を活かした能力構築	憲兵隊における国内治安任務や海外派遣なども 社会と軍隊の紐帯や国防意識の涵養などの社会的役割

2.現代の予備役組織図

i) イギリス陸軍予備役(Army Reserve)

Strategic Reserve	概説	有事（災害なども含む）における動員 相対的に練度は求められない。
	具体例	元現役のパイロットが国家危機のみ動員 有事における民間出身者の軍事組織への参加
Operational Reserve	概説	常備軍と共に前線や後方支援などの任務 高い練度を要求される
	具体例	アフガニスタンにおける前線といった伝統的な軍隊任務
Reinforcement Reserve	概説	平時からの防衛や計画、訓練などでの活用を通じた、 軍隊機能の向上、新しい知見の確保
	具体例	民間での技能（工学や医学、人事や財務なども含む） を用いた軍隊組織の機能向上

ii) フランス陸軍および憲兵隊予備役

Gendarmerie nationale		
Réserve opérationnelle	概説	平時から常備と共に憲兵隊の任務での活用
	具体例	デモ活動や文化イベントなど治安任務から対テロの警戒作戦 予備役教育における講師など
Réserve citoyenne	概説	国家と軍事組織の関係を維持し、国防意識を涵養する (コミットメントが低い専門家としての活用が見られる)
	具体例	法律や通信、財政などの特定分野での専門家の活用
Armée de Terre		
Réserve opérationnelle	概説	国防や有事における動員から、平時における作戦にまで動員 常備軍と共に活用される
	具体例	平時有事における軍事作戦から軍隊機能向上の技能活
Réserve citoyenne	概説	国家と軍事組織の関係を維持し、国防意識を涵養する (技能活用も含まれる)
	具体例	人材採用支援や技能知識の提供、防衛関係のイベント支援

参考文献一覧

● 非日本語文献

Alain COROIR (2017). La politique des réserves de la Gendarmerie nationale : montée en puissance et emploi. *Revue Défense Nationale*, 796, 57–62.

Alice PANNIER (2015). Le « minilatéralisme » : une nouvelle forme de coopération de défense. *Politique étrangère*, 37–48.

Anand MENON (2002). Playing with fire : the EU's defence policy. *Politique européenne*, 8, 32–4

Antoine RAYROUX (2016). L'Europe des militaires: Pratiques et limites de l'approche globale dans la gestion des crises. *Politique européenne*, 51, 118–143.

Arie PERLIGER (2011) The Changing Nature of the Israeli Reserve Forces: Present Crises and Future Challenges. *Armed Forces & Society*, 37(2), 216–238.

Basil GERMOND (2006). Les forces navales européennes face aux « nouvelles menaces » en mer. *Relations internationales*, 125, 45–58.

Bastien IRONDELLE (2003) Civil–Military Relations and the End of Conscription in France. *Security Studies*, 12(3), 157–187.

Benoît D'ABOVILLE (2006). Où va l'OTAN aujourd'hui ? . *Commentaire*, 115(3) pp. 577–588.

Gatherinne DE LA ROBERTIE (2016) Quelle évolution pour les réserves militaires : Une réponse à l'enjeu de Garde nationale. *Revue Défense Nationale*, 786, 41–48.

Charles MOSKOS (1990) The Sociology of the Army Reserves: A Comparative Assessment, *ARI Research Note*, 90–87

Chiara RUFFA and Pascal VENNESSON (2014) Fighting and Helping? A Historical–Institutionalist Explanation of NGO–Military Relations, *Security Studies*, 23(3), 582–621

Christian SCHWEIGER (2004). British–German Relations in the European Union after the War on Iraq. *German Politics*, 13(1), 35–55.

Christian SCHWEIGER ADVISER (2004) British–German relations in the European Union after the war on Iraq, *German Politics*

Christopher CLARK (2012) *Les Somnambules*, Flammarion.

Christopher DANDEKAR, Claire EVERSDEN–FRENCH, Neil GREENBERG, Stephani HATCH,

Paul RILEY, Lauren VAN STADEN and Simon WESSELY (2010) Laying Down Their Rifles: The Changing Influences on the Retention of Volunteer British Army Reservists Returning from Iraq, 2003–2006. *Armed Forces & Society*, 36(2), 264–289.

Christopher DANDEKER, Greenberg NEIL, and Orme GEOFFREY. (2011). The UK's Reserve Forces: Retrospect and Prospect. *Armed Forces & Society*, 37(2), 341–360.

Claude WEBER (2011). The French Military Reserve: Real or Abstract Force? *Armed Forces & Society*, 37(2), 321–340.

Congressional Budget Office(1997) Structuring the active and reserve army for the 21st century

Conseil supérieur de la Réserve militaire(2001) Rapport annuel d'évaluation de l'état de la réserve militaire en 2000

Dave FISHER and Murray STEWART (2007) Send the Reserve to War with Six Weeks Training: The British Experience. *Australian Army Journal* 4, 107–27.

David FRENCH (2013) Duncan Sandys and the Projection of British Power after Suez, *Diplomacy & Statecraft*, 24(1), 41–58.

Djibril DIALLO(2011) Les relations Union européenne–OTAN. *Université de Montréal Lex Electronica*, 16(1)

Edna LOMSKY–FEDER, Nir GAZIT, and Eyal BEN–ARI (2008) Reserve Soldiers as Transmigrants: Moving between the Civilian and Military Worlds. *Armed Forces & Society*, 34(4), 593–614.

Elizabeth KIER(2019) Imagining war : French and British military doctrine between the wars, Princeton University Press

Emsley CLIVE(2019) The French Gendarmerie through British Eyes, *Revue Historique des Armées*, 295(2), 14–24.

Éric TANGUY (2016). Italie 1859. Une campagne improvisée ?. *Revue Historique des Armées*, 285, 91–103.

Erna DANIELSSON and Berit CARLSTEDT (2011). The Swedish Reserve Officer: Filling Vacancies or Using Competences. *Armed Forces & Society*, 37(2), 284–300.

Etienne DAUM and Olivia CAHUZAC–SOAVE (2015) La Réserve Opérationnelle en France. CEIS

Grant MATTHEW(2006) 「Civil Defence Policy in Cold War Britain, 1945–68」Queen Mary

University of London Theses

Gregory SHAUN (2000) French defence policy into the twenty-first century. Macmillan Press. pp.44–45

Huge SMITH and Nick JANS (2011) Use Them or Lose Them? Australia's Defence Force Reserves. *Armed Forces & Society*, 37(2), 301–320.

James GRIFFITH (2009) After 9/11, What Kind of Reserve Soldier?: Considerations Given to Emerging Demands, Organizational Orientation, and Individual Commitment. *Armed Forces & Society*, 35(2), 214–240.

James GRIFFITH (2011) Reserve Forces—After the Cold War: An International Perspective. *Armed Forces & Society*, 37(2), 209–215.

Jean KLEIN (1979). LA FRANCE, L'ARME NUCLÉAIRE ET LA DÉFENSE DE L'EUROPE. *Politique Étrangère*, 44(3), 461–479.

Jean RICALES (2021). Les conséquences de la guerre contre l'Irak pour l'organisation militaire française. *Revue Défense Nationale*, 843, 120–125.

Jean-Claude MALLET (2008) Défense et Sécurité nationale : le Livre blanc

Jean-François BUREAU (1997). La réforme militaire en France : une mutation identitaire. *Politique Étrangère*, 62(1), 69–81.

Jean-François GUILHAUDIS (2011) « Les traités de Lancaster House et la coopération franco-britannique en matière de défense et de sécurité » *Annuaire Français de Droit International*, 57, pp. 85–110

Jean-Marie GUEHENNO (2013) Livre blanc sur la défense et la sécurité nationale 2013

John A. LYNN and Maïca SANCONIE. (2000). L'évolution de L'Armée du roi, 1659–1672. *Histoire, Économie et Société*, 19(4), 481–495

Joseph A. PAPPENFUS (2016) Total Army Cyber Mission Force: Reserve Component Integration, AIR WAR COLLEGE AIR UNIVERSITY

Julie D'ANDURAIN (2012). La « petite guerre » africaine, entre conquête, contre-guérilla et contre-insurrection (1880–1900). *Revue Historique des Armées*, 268, 23–31.

Julien VERSTRAETE (2021) « La Réserve opérationnelle dans la lutte contre la Covid-19 » Note de recherche, 116, IRSEM

Karl-Heinz FRIESE (2003) Le mythe de la guerre éclair. La campagne de l'Ouest de 1940, Paris : Belin

Louis A. ZURCHER and Gwyn HARRIES-JENKINS(1978) Introduction to Supplementary Military Forces: Reserves, Militias, Auxiliaries, 11–37.

Louis GAUTIER(1999)「L'Europe de la défense au portant」Politique étrangère, 64(2), pp.233–243

Mahfoud BENNOUNE (2001) « La doctrine contre-révolutionnaire de la France et la paysannerie algérienne : les camps de regroupement (1954–1962) », Sud/Nord, 14(1), pp. 51–66.

Maurice VERN (2015) La réserve militaire aujourd' hui. Revue Défense Nationale, 779, 117–124.

Michel DELION (2021). Les conséquences de la guerre du Golfe sur le modèle de l' Armée de terre. Revue Défense Nationale, 843, 140–145.

Ministre de la Défense(1973) Livre Blanc sur la Défense Nationale

Ministre de la Défense(1994) Livre Blanc sur la Défense 1994

Nagl JOHN and Richard WEITZ (2010). Counterinsurgency and the Future of NATO. Center for a New American Security.

Olivier Schmitt (2017) French Military Adaptation in the Afghan War: Looking Inward or Outward?. Journal of Strategic Studies, 40(4), 577–599

Patrice BUFFOTOT(2009)Le Livre Blanc 2008 sur la Defense et la Securite Nationale. Annuaire Français de Relations Internationales, 10, pp.1–14

Patrick BURY (2017) Recruitment and Retention in British Army Reserve Logistics Units. Armed Forces & Society, 43(4), 608–631.

Patrick BURY (2019) The Changing Nature of Reserve Cohesion: A Study of Future Reserves 2020 and British Army Reserve Logistic Units. Armed Forces & Society, 45(2), 310–332.

Patrick BURY and Sergio CATIGNANI (2019) Future Reserves 2020, the British Army and the politics of military innovation during the Cameron era. International Affairs, 95(3), 681–701.

Paul ÉLY(1961)「L'armée dans la nation」A. Fayard

Pierre LEMERCIER, Louis-Marie RÉGNIER (2023) Use of reservists in the Ukrainian conflict: between mass and high technology, hard lessons for western armies, IRSEM Research paper, 138

Pierre PAHLAVI and Éric OUELLET (2009). Guerre irrégulière et analyse institutionnelle : le cas de la guerre révolutionnaire de l'armée française en Algérie. Guerres mondiales et conflits

contemporains, 235, 131–144.

Richard WEITZ (2007) The Reserve policies of nations: a comparative analysis

Robert A. DOUGHTY (2003). French Strategy in 1914: Joffre's Own. *The Journal of Military History* 67(2), 427–454.

Robert EGNELL (2006) Explaining US and British performance in complex expeditionary operations: The civil–military dimension, *Journal of Strategic Studies*, 29(6), 1041–1075

Schmitt OLIVIER (2015). Européanisation ou otanisation : Le Royaume–Uni, la France et l'Allemagne en Afghanistan. *Politique européenne*, 48, 150–177

Sir Peter ANSON and Dennis CUMMINGS (1991) The first space war: The contribution of satellites to the gulf war, *The RUSI Journal*, 136(4), 45–53

Thierry TARDY (2006) L'ONU et la gestion des conflits yougoslaves (1991–1995) : faillite d'une institution, faillite des États ? *Relations internationales*, 128, 37–53

Tibor SZVIRCSEV TRESCH (2011) The Transformation of Switzerland's Militia Armed Forces and the Role of the Citizen in Uniform. *Armed Forces & Society*, 37(2), 239–260.

Timothy EDMUNDS (2010). The defence dilemma in Britain. *International Affairs* (Royal Institute of International Affairs 1944–), 86(2), 377–394.

Timothy EDMUNDS, Antonia DAWES, Paul HIGATE, K. Neil JENKINGS and Rachel WOODWARD (2016) Reserve forces and the transformation of British military organisation: soldiers, citizens and society, *Defence Studies*, 16(2), 118–136

Tom DODD and Mark OAKES(1998) 「The Strategic Defence Review White Paper」HOUSE OF COMMONS LIBRARY

Tom DYSON (2008) Convergence and Divergence in Post–Cold War British, French, and German Military Reforms: Between International Structure and Executive Autonomy, *Security Studies*, 17(4), 725–774

UK Ministry of Defence(2012) 「Future Reserves 2020」

UK Ministry of Defence(2021) 「Integrated Operating Concept 2025」

UK Ministry of Defence(2021) 「Reserve Forces Review 2030」

Vincent CONNELLY (2021) Understanding and Explaining the Marginalization of Part–Time British Army Reservists. *Armed Forces & Society*, 47(4), 661–689.

Vivien PERTUSOT (2015). Défense européenne : enfin du nouveau. *Politique étrangère*, 11–23.

Wallace E. WALKER (1992). Comparing Army Reserve Forces: A Tale of Multiple Ironies, Conflicting Realities, and More Certain Prospects. *Armed Forces & Society*, 18(3), 303–322.

Wyn REES (1989) The 1957 Sandys white paper: New priorities in British defence policy?, *Journal of Strategic Studies*, 12(2), 215–229

Xavier FRAUDET (2006) 「France's security independence : originality and constraints in Europe, 1981–1995」Bern : Peter Lang

● 日本語文献

荒川 章二(2001)「軍隊と地域」青木書店

アレクサンドロ・パルベロー著 石黒盛久訳 (2014)「近世ヨーロッパ軍事史：ルネサンスからナポレオンまで」論創社

伊藤 頌文(2017a)「イギリスの対外軍事関与と東地中海における同盟—キプロス主権基地領域を巡る議論を中心に、1968–74 年」*国際安全保障* 44 巻 4 号 pp.74–92

伊藤 頌文(2017b)「マルタ防衛協定更新問題とイギリス外交：東地中海における対外軍事関与と同盟政策の相克、一九七〇—七二年」*慶応大学法学研究科法学政治学論究* 115 巻 pp.115–147

稲田 朋美,佐藤 守(2011)対談 憲法改正・核・「徴兵制」—タブーなき国防論議こそ政治の急務だ, *正論* 468 巻, pp.96–107

ウィリアム・H.マクニール著 高橋均訳(2014)「戦争の世界史：技術と軍隊と社会(上)」中公文庫

ヴオルフガング・シヴェルブシュ著, 福本ら訳(2007)「敗北の文化 敗戦トラウマ・回復・再生」法政大学出版社

浦中 千佳央(2012)フランスにおける新形態の脅威への対処機構 *国際安全保障* 40 巻 3 号 pp. 30–47

遠藤乾(2023)「フランスとウクライナ戦争：マクロン流安全保障政策の論理」鹿島平和研究所安全保障研究

遠藤乾編(2014)「ヨーロッパ統合史 = A history of European integration」名古屋大学出版会

大久保明(2018)「大陸関与と離脱の狭間で：イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障」名古屋大学出版会

大西 健(2012)「平和作戦における軍事力の機能に関する一考察：シエラレオネへの介入を事例として」*防衛研究所紀要* 15 巻 1 号, pp.37–66

- 大林稔(1996)「冷戦後の国際社会とアフリカ」アジア経済研究所
- 小島 真智子(2021)「グローバルな核秩序の溶解とフランス核抑止戦略」国際政治 204 巻 pp.17-32
- 片岡貞治(2012)「アフリカ紛争予防:フランスの視点」研究報告書 日本国際問題研究所 pp.54-75
- カミル・マズレク、マチエイ・ショパ(2021)リトアニア—NATO 東端の忠実で有能な同盟国, 同盟国のバランスシートシリーズ 2, 笹川平和財団
- 加茂省三(2014)「アフリカの安全保障とフランス」国際安全保障 41 巻 4 号 pp.19-35
- 唐渡 晃弘(2004) 国民主権と民族自決 --第一次大戦中の言説の変化とフランス--. 京都大学, 博士(法学)
- 川上高司(2011)オバマ政権のアフガニスタン政策と「対反乱作戦(COIN)」国際情勢紀要 81 巻
- ギャレン・ムロイ(2001)「イギリス流の戦争と平和」国際安全保障 29 巻 3 号 pp.43-65
- 現代文化研究所(2022)「諸外国軍隊の予備役制度に関する調査」
- 齋藤 嘉臣(2012)「イギリスの戦略文化とヨーロッパ安全保障防衛政策」国際政治 167 巻, pp.116-129
- 坂井 一成(2012)「フランスの対外政策における地中海の存在意義」国際政治 167 号, pp.102-115
- 阪口修平 丸畠宏太編著(2009)「軍隊」ミネルヴァ書房
- 佐々木雄太編著(2006)「世界戦争の時代とイギリス帝国」ミネルヴァ書房
- 篠崎 正郎(2017)「フォークランド諸島の防衛をめぐるイギリスの政策」国際安全保障 45 巻 1 号 pp.97-115
- 篠崎 正郎(2018)「「空の帝国」としてのイギリス—イギリス帝国の防衛とエア・パワー、1918-68 年—」エア・パワー研究 5 巻 pp.76-99
- 柴宜弘(2021)「ユーゴスラヴィア現代史 新版」岩波新書
- 柴山太(2014)「冷戦初期のイギリス連邦は国際システム上の「極」と見なし得るか? : 化学兵器大国としての英国そして米軍部内での英連邦総力戦能力についての評価」関西学院大学総合政策研究 47 巻 pp.57-78
- 鈴木 一人(2006)「フランスとESDP」国際安全保障 34 巻 3 号 pp.25-48
- 田所 昌幸(2001)「序:多様な任務に対応する柔軟な軍事力への潮流」国際安全保障 29 巻 3 号, pp.1-4

- 塚本 勝也(2012)「軍事における革命(RMA)の理論的考察：変革の原動力としての技術、組織、文化」防衛研究所紀要 15 巻 1 号 pp.1-18
- 月村太郎(2006)「ユーゴ内戦—政治リーダーと民族主義」東京大学出版会
- 鶴岡 路人(2005)「国際政治におけるパワーとしての EU—欧州安全保障戦略と米欧関係」国際政治 142 巻, pp.127-144
- 鶴岡 路人(2011)「欧州統合における共通外交・安全保障・防衛政策—政府間主義とその変容—」日本 EU 学会年報,31 巻, pp.168-185
- 鶴岡 路人(2016)「日英、日仏の安全保障・防衛協力：日本のパートナーとしての英仏比較」防衛研究所紀要 19 巻 1 号 pp.147-178
- デービッド・エジヤトン著 松浦俊輔訳(2017)「戦争国家イギリス：反衰退・非福祉の現代史」名古屋大学出版会
- 都丸 潤子(2013)「序論 戦後イギリス外交の多元重層化」国際政治 173 号 pp.1-14
- 内閣府(2014)平成 26 年度 自衛隊・防衛問題に関する世論調査
- 中村宏毅(2012)「フランスのアフリカ政策に関する考察」武蔵野大学政治経済研究所年報 pp.293-323
- 中内政貴, 田中慎吾(2023)「外交・安全保障政策から読む欧州統合」大阪大学出版会
- 鍋谷郁太郎編(2022)「第一次世界大戦と民間人」錦正社
- 日本国際問題研究所(2022)「戦略年次報告 2021」pp49-53
- 服部有希(2013)「【フランス】2012 年テロ対策法」国立国会図書館調査及び立法考査局
- 日高智雄、井手達夫(2020)「サイバーリザーブ(予備役)の研究」海幹校戦略研究特別号 19 号 pp78-96
- 福田 毅(2003)「対テロ戦と NATO—集团的自衛権発動とその影響」国立国会図書館調査及び立法考査局レファレンス 53 巻 3 号 pp.47-80
- 藤井 信行(2003)「「孤立政策」から「協商」へ—イギリス外交政策の転換?：19 世紀末から 20 世紀初頭に至るイギリス外交政策についての考察」川村学園女子大学研究紀要 14 巻 2 号 pp. 17-27
- 藤井 篤(2015)「アルジェリア戦争と英仏関係—脱植民地化をめぐる協調の限界—」国際政治 173 巻 pp.28-42
- 藤井篤(2013)「アルジェリア戦争とアメリカ国務省」香川法学 32 巻 3.4 号 pp.325-354
- ベイジル・ヘンリー・リデルハート著, 市川良一訳(2010)「リデルハート戦略論：間接的アプローチ下」

- 防衛省(2023)令和5年度防衛白書
- 防衛省人事教育計画課予備自衛官室(2023)Power Reserve
- 細谷 雄一(2004)「イラク戦争後の欧米関係とイギリス」日本国際問題研究所 研究報告書 pp.123-140
- 細谷雄一(2001)「イギリス外交と戦後ヨーロッパ秩序の形成、1945-50年 一大国間協調体制から北大西洋条約機構へ」北大法学論集 51 巻 5 号 pp.77-120
- 細谷雄一編(2009)「イギリスとヨーロッパ：孤立と統合の二百年」勁草書房
- マイク・ラポート著, 楠田 悠貴訳(2020)「ナポレオン戦争:十八世紀の危機から世界大戦へ」白水社
- マイケル・ハワード著 奥村房夫／奥村大作 訳(2010)「ヨーロッパ史における戦争」中央公論新社
- マイケル・ハワード著, 馬場優訳(2014)「第一次世界大戦」法政大学出版社
- 松岡 完(1985)「ベトナムをめぐるダレス外交」アメリカ研究 19 巻 pp. 159-179
- 丸島宏太(2012)「人民武装・徴兵制・兵役義務と19世紀ドイツの軍制：概念史的考察」19世紀学研究 6 巻 pp. 99-117
- 三浦 瑠麗(2019)「21世紀の戦争と平和」新潮社
- 水間紘史(2020)「自衛隊による新型コロナウイルス感染症への対応」立法と調査 428 巻 pp.56-65
- 三井 光夫(2001)「NATOによるユーゴ空爆(コソヴォ紛争)の全容—軍事的視点からの分析」防衛研究所紀要 4 巻 2 号 pp.32-65
- 宮本光雄(2010)「欧州安全保障防衛政策(ESDP)の10年と将来」日本EU学会年報、30巻, pp.112-131
- ミリタリー・カルチャー研究会(2021)「日本社会は自衛隊をどうみているか」青弓社
- 村岡健次(1992)「一九世紀イギリスの売官制：陸軍士官の任官・昇任・退官」史林 75 巻 5 号 pp.710-739
- モーリス・ラーキン著, 向井ら訳(2004)「フランス現代史：人民戦線期以後の政府と民衆」大阪経済法科大学出版部
- 森 靖夫(2019)「戦間期イギリスの「国家総動員」準備(1924~1939)」同志社法学 71 巻 5 号 pp.1597-1630
- 森岡敬一郎(1991)「「マグナ・カルタ」をめぐる若干の考察」創価大学人文論集, 3 巻, pp.1-21
- 山田 亮子(2013)「欧州政治協力(EPC)の進展とイギリス」日本EU学会年報 33 号 pp.163-

山本 佳弘(2023)「ドクトリンの比較に見る米英陸軍の対反乱戦の特徴」海軍校戦略研究 13 巻 1 号, pp57-76

山本 健太郎(2009)「フランスの N A T O 統合軍事機構離脱とドゴールの同盟政策」法と政治 60 巻 1 号 pp.25-111

山本 真智子(2008)「フランス第四共和制の軍縮政策」国際安全保障 35 巻 4 号 pp. 69-88

山本 真智子(2009)「一九七〇年代及び一九八〇年代におけるフランスの「抑止、防衛、デタント」政策」157 巻 pp.43-56

ラインハルト・バウマン著 菊池良生訳(2002)「ドイツ傭兵の文化史」新評論

蘭信三ほか 編(2022)「社会のなかの軍隊/軍隊という社会」岩波書店

● 非日本語ウェブサイト

Armed Force Day, Reserves day(最終閲覧 29/10/2023)

Army Reserve (最終閲覧: 18/11/2023)

Assemblée nationale, Mission d'information flash sur le bilan du soutien militaire à l'Ukraine (最終閲覧 01/11/2023)

BFM, 06/07/2023 公開(最終閲覧: 18/11/2023)

Brigade de sapeurs-pompiers de Paris (最終閲覧: 14/11/2023)

Bulletin of the Atomic Scientists(最終閲覧 13/10/2023)

France Diplomatie, 10e anniversaire des traités de Lancaster House(最終閲覧 21/10/2023)

Imperial War Museums, The Real 'Dad's Army'(最終閲覧 29/10/2023)

L' Histoire, Les militaires du Moyen Age(最終閲覧 17/10/2023)

Le Figaro, Charles de Gaulle a dit...(20/10/2023 最終閲覧)

Le monde 04/11/2023 公開(最終閲覧 13/10/2023)

Le Monde 05/06/2023 公開(最終閲覧 24/10/2023)

Le Monde, 15/07/2016 公開(最終閲覧 01/11/2023)

Le Point, 24/02/2023 公開(最終閲覧 31/10/2023)

Le Sénat, Pour une réserve de sécurité nationale. 14/12/2010 公開(最終閲覧 30/10/2023)

Le Sénat, Programmation militaire 2014-2019. 19/12/2013 公開(最終閲覧 18/11/2023)

Ministère des Armées, HK 416 F(最終閲覧 28/10/2023)

Ministère des Armées, Le projet de loi de programmation militaire pour les années 2024 à 2030

(最終閲覧:18/11/2023)

Ministère des Armées, Politique de défense(最終閲覧 24/10/2023)

National Army Museum, Civilian soldiers(最終閲覧 28/10/2023)

Reserve Forces Act 1996 (最終閲覧 17/11/2023)

RFI 12/10/2023 公開(最終閲覧:17/11/2023)

Romania Insider.com 13/07/2022 公開(最終閲覧:17/11/2023)

Site Interarmées des réserves militaire, Armée de Terre Le réserviste(最終閲覧 30/10/2023)

The Guardian, Britain's role in world (最終閲覧:10/10/2023)

Vie publique, De la conscription au SNU, 14/03/2023 公開(最終閲覧 30/10/2023)

● 日本語ウェブサイト

笹川平和財団 09/05/2023 公開(最終閲覧:17/11/2023)

ニューズウィーク 19/06/2023 公開(最終閲覧:16/11/2023)

ロイター通信 29/08/2014 公開(最終閲覧 13/10/2023)

外務省地域情勢, イラクを巡る情勢の経緯(最終閲覧 15/10/2023)

AFP 12/03/2009 公開 (最終閲覧 21/10/2023)

自衛隊, 予備自衛官(最終閲覧:15/11/2023)

防衛省, 国家資格のある予備自衛官等(最終閲覧:15/11/2023)

● 取材や映像

2022 年 10 月 現役陸上自衛隊将校 武山駐屯地

2022 年 4 月 現役陸上自衛隊将校 東京地方協力本部

2023 年 2 月 防衛省職員 市ヶ谷

2023 年 11 月 予備自衛官 朝霞駐屯地

ウェイン・コッピング (2014)Beneath The Helmet: From High School to the Home Front, イスラエル